

509. 7-N772ウ

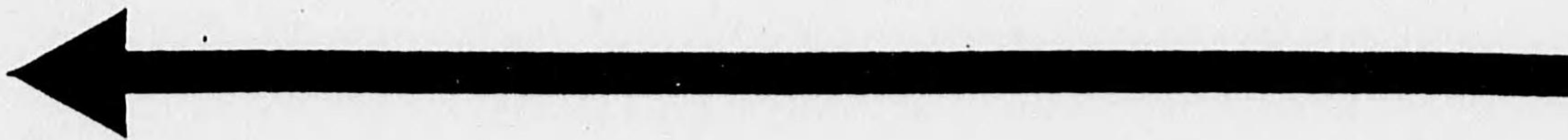


1200500744825

19.7
772



始



509.7
N772

日本通運株式會社
厚生部勞務課

法規研究會編纂

勞務
管理
法規
集

東京 日本通運株式會社發行



序

戦前に於ける労務管理は、資本主義企業運営の單なる一方途と考へられて居たために、社會公共の關心を集むるに至らず、一般に之を私的性質の事柄として極めて部分的に取扱つて居たやうである。

所が今次事變以來特に大東亞戦になつてからは、生産力の擴充強化換言すれば戦力の長期に渉る増強は國家の至上命令となり、戦争に勝抜き聖戰目的たる大東亞共榮圈を建設するには結局米英其他敵性國家に對し生産戦に勝抜き事だと言ふ段階に到達して居るのである。

斯る事態に直面せる各企業に於ける生産力發生の根元をなす勞務者の取扱と生産力發現の現場の勞務管理は一躍して國家的公的の性格を完全に帯びるに至つた事は當然の成行である。

従て今日の各企業經營の責任者や勞務擔當者は適正勞務管理の實施に付て極めて大きな公的責任を擔つて居るものと言はなければならぬ。

事變以來勞務管理に關聯する法規手續等は極めて多數發布されて居るが勞務の取扱に従事するものは之等の諸法規に通曉し之れが實施の適用に誤なきを期する事の肝要で

ある事は事改めて申す迄もない事である。

斯様な意味合から我社に於ては廣く勞務管理に關係ある諸法規類を集録せる本書を編纂し取扱者に對し執務上の利便と之れが適用の正確を圖らんとするものである。

昭和拾七年拾貳月八日

大東亞戦争一週年紀念日に當りて

日本通運株式會社
厚生部 部長

井出 繼男 識

961

11

例言

- 一、本原本に収録せる法令及通牒は凡て昭和十七年十一月一日現在に於て實施せられて居るもののみである。
- 二、従つて同日以後に改正せられた法令及通牒は加除訂正の上その都度配布する豫定である。
- 三、近く改正さるゝ健康保險法その他二、三の法令は本原本に収録せざりしも之は改正後追録として配布する豫定である。
- 四、本書に収録せる法令の改正年月日は最近のもののみを記載し、改正年月日の古いものは記載せざるに付諒承せられたい。
- 五、行政簡捷化に依り昭和十七年十一月一日附勅令を以て、本原本に収録せる勞務配置關係法令中「地方長官」とあるは「地方長官（東京府に在りては警視總監以下同じ）」に、勞働者年金保險法中「保險院長官」とあるは「厚生大臣」に夫々改正せられたるに付留意せられたし。
- 六、本書に収録せる主要法令は凡て各條文に關係ある施行令、施行規則、告示、通牒及解釋例規算を夫々記號を附し一括して併記せるに付此の點注意ありたし。

昭和十七年十二月

編者識

勞務管理法規集 目次

第一編 雇傭關係

勞務調整令	(一)	スル件	(五)
施行規則第六條第三號及同第九條ノ	(一)	從業者所屬移動ニ關スル認可申請書	(五)
事業指定	(二)	取扱方ノ件	(六)
勞務調整令第七條第二號ノ者指定	(二)	事務職員及技術者ノ所屬移動ノ場合	(七)
勞務調整令第七條第二號ノ者解釋	(二五)	ノ認可事務取扱ニ關スル件	(七)
勞務調整令第八條第三號ノ指定事業	(二五)	土木工事請負業ノ工事現場ト勞務調	(七)
解釋	(二八)	整令適用ニ關スル件	(七)
勞務調整令施行規則第十條第六號ノ	(二八)	勞務調整令第四條ノ技能者指定	(四)
指定	(三〇)	勞務調整令第七條第二號ノ事業指定	(六)
勞務調整令第七條ノ指定一部改正ニ	(三)	學校卒業者使用制限令	(七)
件ヲ經過ノ措置ノ件	(三)	施行規則第一條ノ期間指定	(七)
勞務調整令施行規則中一部改正ニ關	(三)	學校使用場所變更ニ關スル事務取扱	(七)
	(三)	ニ關スル件	(七)
	(三)	會社合併等ノ場合ニ於ケル學校卒業	(七)

使用制限ニ關スル件	(六)	ノ事業指定	(二)
學校卒業者使用制限令第一條ノ學校	(六)	國民勞務手帳法施行令第八條第一項	(二)
指定	(七)	ノ從業者指定	(二)
學校卒業者使用制限令第一條ノ學科	(七)	國民勞務手帳及國民登錄事務取扱規	(二)
指定	(九)	程	(二)

國民勞務手帳法

從業者ノ使用開始及解用報告ニ關ス	(九五)	職業紹介法	(一九六)
ル件	(一〇〇)	職業紹介規程	(二〇〇)
國民勞務手帳中「勞働者年金保險關	(一〇〇)	中等學校卒業者ノ職業指導並職業紹	(二〇〇)
係事項欄」ノ記載事項ノ件	(一一)	介ニ關スル取扱要領	(二〇〇)
國民勞務手帳法及同施行令ノ國ノ事	(一一)	國民學校修了者職業紹介要領	(二〇〇)
業ニ關スル特例ノ件	(一一)	國民職業指導所ノ爲ス求人廣告ニ關	(二〇〇)
國ノ事業ニ關スル特例ノ件第一條ノ	(一一)	スル件	(二〇〇)
事業官廳	(一一)	男子青少年ノ使用ヲ制限シ女子ヲ使	(二〇〇)
國民勞務手帳法第一條ノ技術者及勞	(一一)	用スベキ職種ニ關スル件	(二〇〇)
務者	(一一)	勞務動員計畫實施ニ伴フ女子勞務者	(二〇〇)
國民勞務手帳法施行令第八條第一項	(一一)	ノ就職ニ關スル件	(二〇〇)
	(一一)	工礦勞務者ノ農業生産確保ニ關スル	(二〇〇)

協力ニ關スル件……………(二五〇)

季節勞務取扱要領ニ關スル件……………(二五三)

就職者旅客運賃割引證交付規程……………(二五〇)

勞務者募集規則……………(二五三)

勞務供給事業規則……………(二五五)

件通牒……………(二〇)

被徵用者旅客運賃割引證交付規程……………(二四)

國民徵用扶助規則……………(二五)

國民徵用扶助規則運營方針及事務取扱要領……………(三)

第二編 勞務動員關係

國民徵用令……………(一)

國民徵用事務取扱ニ關スル件……………(五)

被徵用者ノ處遇ニ關スル件……………(一〇)

國民徵用令ニ依リ管理工場又ハ指定工場ニ徵用セラレタル者ノ旅費及管理工場又ハ指定工場ノ事業主ノ國庫ニ納入スベキ旅費ニ關スル件……………(一五)

國民徵用令ニ依リ管理工場ニ徵用セラレタル者ノ旅費及管理工場ノ事業ノ國庫ニ納入スベキ旅費ニ關スル件……………(一五)

國民職業能力申告令……………(四)

國民職業能力申告令第二條第六號ノ指定……………(四)

申告令第二條第四號ノ技能者養成施設指定……………(四)

申告令第二條第五號ノ檢定試驗及免許……………(四)

申告令第十一條ノ規定ニ依ル船員法ノ船員ニ關スル件……………(五)

申告令第二條第六號ノ要申告者ニ關スル申告ノ特例ニ關スル件……………(五)

申告令第十四條ノ規定ニ依ル官廳被

用者ノ申告ノ特例ニ關スル件……………(五)

國民職業能力檢査規則……………(六)

國民職業能力檢査規則施行ニ關スル件……………(六)

リ賃金統制令第十條ノ賃金ニ含マザル手當……………(三)

季節手當承認及臨時作業手當ニ關スル協議方ノ件……………(三)

勞務者ノ家族手當ニ關スル件……………(四)

一日三交替制ニ依ル連續作業ニ付テノ最高初給賃金ノ除外ノ許可ニ關スル件……………(五)

轉職者ノ初給賃金ニ關スル件……………(六)

施行規則第十二條ノ規定ニ依リ最高賃金ヲ定ムベキ勞務者ノ指定……………(九)

施行規則第二十一條第一號ノ規定ニ依リ賃金統制令第十四條第一項ノ賃金ニ含マザル手當……………(三)

平均時間制賃金ノ運用ニ關スル件……………(三)

企業ノ整理統合ニ伴フ賃金統制令ノ運用ニ關スル件……………(六)

被徵用者ノ給與補給ニ關スル件……………(九)

國民勤勞報國協力令……………(七)

令第十一條第一號ノ總動員業務指定……………(九)

令第十一條第二號ノ規定ニ依ル指定……………(七)

賃金統制令……………(一)

賃金統制令適用除外ニ關スル件……………(二)

賃金統制令第三條第二項ノ規定ニ依ル評價額……………(七)

施行規則第九條ノ最低賃金ニ含マザル手當……………(八)

施行規則第十三條第三項ノ規定ニ依

第三編 給與關係

賃金統制令……………(一)

賃金統制令適用除外ニ關スル件……………(二)

賃金統制令第三條第二項ノ規定ニ依ル評價額……………(七)

施行規則第九條ノ最低賃金ニ含マザル手當……………(八)

施行規則第十三條第三項ノ規定ニ依

賃金統制令第十條ノ賃金ニ含マザル手當……………(三)

季節手當承認及臨時作業手當ニ關スル協議方ノ件……………(三)

勞務者ノ家族手當ニ關スル件……………(四)

一日三交替制ニ依ル連續作業ニ付テノ最高初給賃金ノ除外ノ許可ニ關スル件……………(五)

轉職者ノ初給賃金ニ關スル件……………(六)

施行規則第十二條ノ規定ニ依リ最高賃金ヲ定ムベキ勞務者ノ指定……………(九)

施行規則第二十一條第一號ノ規定ニ依リ賃金統制令第十四條第一項ノ賃金ニ含マザル手當……………(三)

平均時間制賃金ノ運用ニ關スル件……………(三)

企業ノ整理統合ニ伴フ賃金統制令ノ運用ニ關スル件……………(六)

被徵用者ノ給與補給ニ關スル件……………(九)

施行規則第三十條ノ規定ニ依リ白米
精麥及食事ノ給與……………(五〇)

實物給與又ハ廉賣ニ依ル手當ノ件……………(五一)

賃金ノ協定ニシテ賃金統制令第十五
條第十六條及第十七條ノ事項ニ關ス
ルモノノ取扱ニ關スル件……………(五二)

價格等統制令第四條ノ二ノ規定ニ依
ル修繕料等及年月日指定……………(五九)

賃金統制令改正勅令施行ニ關スル件……………(六四)

最高初給賃金ノ適用ニ關スル經驗年
數ノ算定方法……………(七九)

施行規則第十一條第一號ノ同種労働
ノ範圍……………(八二)

特殊作業ニ従事スル勞務者ノ最高初
給賃金除外ニ關スル件……………(八六)

土木建築、運輸取扱業、農業及林業
勞務者ノ最低賃金及最高賃金決定ノ
件……………(九六)

會社經理統制令……………(一〇)

工場事業場ニ於ケル福利施設費ニ關
スル件……………(一五六)

福利施設ノ範圍……………(一七三)

賃金臨時措置令……………(一八二)

第四編 勞務管理關係

工場法……………(一)

工場法ノ適用ニ關スル件……………(五)

工場法第八條ノ規定ニ依ル季節ニ依
リ繁忙ナル業務ニ關スル件……………(一四)

緊急時ニ於ケル作業環境對策ニ關ス
ル件……………(一九)

工場法及鑛業法ニ於ケル業務上ノ疾
病ニ關スル件……………(三)

工場法施行規則第八條ノ三改正省令

施行ニ關スル件……………(四)

工場法第八條ノ健康診斷指定……………(五)

勞務供給契約ト工場法ノ適用ニ關ス
ル件……………(五)

事業ノ廢止縮少又ハ休止等ノ場合ニ
於ケル工場法上ノ取扱方ニ關スル件……………(五)

工場法施行令第七條ノ身體障害等級
及障害扶助料表……………(六)

工場法施行規則中改正省令施行ニ關
スル件……………(七)

勞務者健康診斷施行標準……………(七)

工場危害豫防及衛生規則……………(七)

工場附屬寄宿舎規則……………(二二)

工業労働者最低年齢法……………(三)

工場就業時間制限令……………(三五)

青年學校令ニ依リ就學セシメラルベ
キ者ノ就業時間ニ關スル法律……………(三六)

工場就業時間制限令施行ニ關スル件……………(三六)

交替制採用ノ場合ニ於ケル工場就業
時間制限令第五條ノ運用ニ關スル件……………(三〇)

造船工場ニ於ケル工場就業時間制限
令ノ運用ニ關スル件……………(三〇)

重要事業場勞務管理令……………(三六)

工員昇給内規記載例……………(三五)

第五編 福利關係

労働者年金保險法……………(一)

標準報酬變更屆處理方法ニ關スル件……………(六)

年金法施行規則第二十二條ノ規定ニ
依ル季節的業務ノ種類ニ關スル件……………(一五)

年金法施行令第十條第二號ノ規定ニ
依ル申請ニ關スル件……………(一六)

年金法施行令第十條第二號ノ規定ニ

依ル適用除外申請書受理ニ關スル件……………(一七)

強制被保險者ノ範圍ニ關スル件……………(一七)

健康保險法第十四條第二號ノ事業指
定……………(二)

年金保險ニ關スル届書申請書等ノ記
載方ニ關スル件……………(三)

徵用若ハ企業合同等ニ因リ事業主ノ
變更アリタル場合ノ取扱ニ關スル件……………(七)

健康保險組合ノ設立又ハ分合解散等
ノ場合ニ於ケル労働者年金保險ノ事
務引繼ニ關スル件……………(七)

適用事業所ノ休止又ハ廢止ノ場合ニ
於ケル被保險者資格喪失届ニ關スル
件……………(九)

被保險者ノ資格得喪ノ取扱ニ關スル
件……………(三)

養老年金ニ付負擔シタル保險料ト所
得計算ニ關スル件……………(四)

労働者年金保險ノ保險料率指定……………(七〇)

事業主ニ於テ控除スベキ被保險者ノ
負擔スル保險料ニ關スル件……………(七)

營業稅ノ課稅標準ヨリ保險料控除方
ニ關スル件……………(七)

年金保險法第七十二條第一項ノ規定
ニ依ル「引續キ五年以上使用セラレ
タル者」ノ取扱ニ關スル件……………(七)

年金保險法施行令第三十二條ノ規定
ニ依ル共濟組合指定……………(九)

團體郵便年金ト労働者年金保險トノ
關係ニ關スル件……………(八)

退職積立金及退職手當法……………(一〇)

退職積立金及退職手當法ノ運用ニ關
スル件……………(一〇)

工場分設ノ場合ニ於ケル退職手當法
ノ運用ニ關スル件……………(一〇)

退職積立金及退職手當法ニ依ル季節
的の事業指定……………(一〇)

退職手當積立金等ノ積立方法ニ關ス
ル件……………(一)

退職積立金ノ貯金ニ關スル件……………(一)

退職積立金及退職手當法第三十條ノ
事務取扱ニ關スル件……………(一)

同一事業主ノ經營スル適用事業相互
間ノ労働者ノ轉勤ノ場合ニ於ケル法
第三十條ニ依ル退職手當規程ニ關ス
ル件……………(一)

退職積立金及退職手當法ノ供託國債
ニ對スル權利ノ實行ニ關スル件……………(一)

ニ關スル件……………(三)

鑛業法ト労働者災害扶助法トノ關係
ニ關スル件……………(四)

土木建築工事ノ附帶事業ニ於ケル勞
働者災害扶助法ノ適用ニ關スル件……………(四)

労働者災害扶助法施行令第三條第六
號ノ疾病……………(一〇)

供給労働者扶助令……………(一)

扶助代理人選任方ニ關スル件……………(一)

労働者災害扶助法ニ依ル死傷及扶助
報告ニ關スル件……………(一)

労働者災害扶助法ニ依ル標準賃金決
定方ニ關スル件……………(一〇)

労働者災害扶助法第七條ノ「資力」
ノ意義ニ關スル件……………(一)

第六編 勞災及教練關係

労働者災害扶助法……………(一)

工場法ト労働者災害扶助法トノ關係
労働者災害扶助責任保險法施行令第

三條ニ依ル指定病院……………(三)

勞働者災害扶助責任保險法ニ於ケル
保險料率……………(六)

保險料率ノ改正ニ關スル件……………(四〇)

保險料ノ納付方ニ關スル件……………(四)

請負金額増減ノ場合ニ於ケル保險料
算定方ニ關スル件……………(四)

家屋以外ノ建築工事ニ於ケル保險料
算定方ニ關スル件……………(四三)

療養費及休業扶助料ノ請求書記載方
ニ關スル件……………(四三)

軍注文工事ニ於ケル責任保險關係書
類提出方ニ關スル件……………(四八)

保險金受取人届記載例……………(五)

適用工事ノ主タル事務所ニ關スル件……………(六)

國民體力法……………(六)

國民體力法施行令……………(六)

國民體力法施行規則……………(七)

國民體力法ニ依ル體力検査施行事務
取扱細目ニ關スル件……………(九〇)

體力検査施行ニ關スル事務所(商店、
工場、事業場等)届……………(一〇)

青年學校令……………(一〇三)

青年學校令施行規則……………(一〇三)

施行規則第四條ノ規定ニ依ル指定……………(一三)

第八編 其ノ他

資源調査法……………(一)

資源調査令……………(二)

勞務動態調査規則……………(五)

勞務動態調査ニ關スル件……………(五)

統計資料實地調査ニ關スル法律……………(一三)

勞働技術統計調査令……………(一四)

勞働技術統計調査施行規則……………(二)

勞働統計毎月調査令……………(三)

勞働統計毎月調査施行規則……………(六)

陸軍防衛召集規則……………(元)

俘虜派遣規則……………(五)

派遣俘虜取扱規則……………(元)

機械技術者檢定令……………(四)

機械技術者檢定令施行規則……………(四)

大東亞戰爭ノ爲召集セラレタル者ノ
受檢ノ特例ニ關スル件……………(四六)

機械技術者檢定施行要綱……………(四)

入營者職業保障法……………(五)

入營者職業保障法施行令……………(五)

入營者職業保障法施行規則……………(五)

國民貯蓄組合法……………(七)

國民貯蓄組合法施行規則……………(六)

許可認可等行政事務處理簡捷令……………(七一)

許可認可等行政事務處理簡捷令第二
條ノ適用除外事項……………(七四)

國家總動員法……………(七五)

國民職業指導所一覽……………(一)

第一編 雇傭關係

勞務調整令 (昭和十六年十二月八日)

勅令第六十三號

勞務調整令施行規則

(昭和十六年十二月十七日
改正昭和十七年九月十四日
厚生省令第四十三號)

第一章 總 則

令第一條 國家ニ緊要ナル事業ニ必要ナル勞務ヲ確保スル爲ニスル國家總動員法 (昭和十三年勅令第三百十七號ニ於テ依ル場合ヲ含ム以下同ジ) 第六條ノ規定ニ基ク從業者ノ雇入、使用、解雇、就職及退職ノ制限ハ別ニ定ムルモノヲ除クノ外本令ノ定ムル所ニ依ル

第二章 從業者ノ解雇及退職ノ制限

令第二條 厚生大臣ノ指定スル工場、事業場其ノ他ノ場所 (以下指定工場ト稱ス) ニ於テ使用セラルル從業者又ハ厚生大臣ノ指定スル範圍ノ從業者ノ解雇及退職ハ命令ノ定ムル所ニ依リ國民職業指導所長ノ認可ヲ受クルニ非ザレバ之ヲ爲スコトヲ得ズ

前項ノ從業者ニ付テハ雇傭期間ノ滿了其ノ他解雇及退職以外ノ事由ニ依リ雇傭關係ノ終了スル場合ニ於テハ引續キ雇傭關係ヲ存續セシムルコトヲ要ス但シ命令ノ定ムル所ニ依リ國民職業指導所長ノ認可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第一項ノ指定ハ指定スベキ工場、事業場其ノ他ノ場所ノ事業主又ハ指定ヲ受クベキ範圍ノ從業者ヲ使用スル事業主ニ對スル通知ニ依リ之ヲ行フコトヲ得

調整令一條—二條

前項ノ規定ニ依リ指定ノ通知ヲ受ケタル事業主ハ其ノ旨ヲ關係從業者ニ周知セシムベシ

○則第一條 勞務調整令(以下令ト稱ス)第二條第一項又ハ第二項但書ノ認可ノ申請ハ様式第一號ニ依リ令第二條第一項ノ指定工場又ハ指定ヲ受ケタル從業者ノ使用セラルル工場、事業場其ノ他ノ場所ノ所在地ノ所轄國民職業指導所長ニ對シ之ヲ爲スベシ
國又ハ道府縣ニ使用セラルル從業者前項ノ申請ヲ爲ス場合ニ於テハ當該官衙又ハ道府縣ヲ經由シテ之ヲ爲スベシ

令第三條 前條第一項及第二項ノ規定ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニハ之ヲ適用セズ

- 一 陸海軍ニ徵集若ハ召集セラレ又ハ志願ニ依リ陸海軍ノ現役ニ服セシメラレタル場合
- 二 陸海軍學生生徒(海軍豫備練習生及海軍豫備補習生ヲ含ム)ニ採用セラレタル場合
- 三 國家總動員法第四條ノ規定ニ基キ徵用セラレタル場合
- 四 其ノ他命令ヲ以テ定ムル場合

前條第一項及第二項ノ規定ハ國及道府縣、市町村其ノ他之ニ準ズベキモノニハ之ヲ適用セズ

○則第二條 令第三條第一項第四號ノ場合トハ左ノ各號ノ一ニ該當スル場合トス

- 一 日日雇入レテ從業者ヲ使用スル場合
- 二 三十日以内ノ期間ヲ定メテ雇入レ從業者ヲ使用スル場合
- 三 法令ニ依リ從業者ノ解雇又ハ退職ヲ要スルニ至リタル場合

四 營業ノ讓渡其ノ他ノ事由ニ因リ事業ヲ廢止スル場合ニ於ケル從業者ノ解雇又ハ退職ノ場合
日日雇入レタル從業者ヲ三十日ヲ超エテ引續キ雇入レタル場合ハ前項第一號ニ該當セザルモノトス

前項ノ規定ノ適用ニ付テハ三十日ヲ超エテ引續キ雇入レザル場合ト雖モ雇入レザル日ガ從業者ノ雇入レラルル場所ノ公休日又ハ使用主ノ都合ニ依ル一齊休業日ナル場合ニ於テハ之ヲ引續キ雇入レタルモノト看做ス

三十日以内ノ期間ヲ定メテ雇入レタル從業者ヲ三十日ヲ超エテ引續キ雇備シタル場合ハ前項第二號ニ該當セザルモノトス

前項ノ規定ノ適用ニ付テハ雇備關係終了ノ日ヨリ五日以内ニ再ビ其ノ者ヲ雇入レタル場合ハ之ヲ引續キ雇備シタルモノト看做ス

問 會社ノ取締役ニシテ且技術關係ノ業務ニ從事スル者ハ從業者トシテ取扱フベキヤ

答 取締役ハ從業者ニ非ズ(昭和十七年二月九日職業局業務課長通牒)

問 指定工場ノ從業者ガ正當ノ理由ナクシテ無斷ニテ長期ニ亙リ缺勤ヲ爲スハ令第二條ノ退職ニ該當スルモノトシテ取扱ヒ差支ヘナキヤ

答 指定工場ノ勞務ニ從事スル意思ナキコト、客觀的ニ明ナル長期ニ亙ル缺勤ハ退職トシテ取扱ヒ差支ナシ(昭和十七年七月六日職業局業務課長通牒)

問 指定工場ノ食堂、青年學校、病院、共濟會及購買機關等ニ勤務スル職員ニ付キ解雇及退職制限ノ適用アリヤ

答 指定工場ノ所屬員ナル場合ニ於テハ解雇及退職制限ノ適用ヲ受クルモノトス而シテ所屬員ナリヤ否ヤハ指定工場ニ於ケル支配關係ノ有無ニ依リ判斷スベキモノトス(右同)

問 指定工場ト所在地ヲ異ニスル本社、例ヘバ指定工場ガ埼玉縣下ニ在リ本社ガ東京ニ在ル場合、其ノ本社ニ勤務スル社員等ハ解雇及退職制限ヲ受クルヤ

答 指定工場ノ從業者ノミ制限ヲ受クルモノニシテ其ノ他ノ場所ニ勤務スル社員等ニ付テハ令第二條ノ制限ナシ(右同)

問 指定工場ニ勤務スル從業者ガ會社ノ都合ニ依リ本社工場等他ノ場所ニ轉勤スル場合ニ於テモ令第二條ノ認可ヲ要スルヤ

答 指定工場ヨリ轉出スル場合ニハ解雇認可ヲ受クルコトヲ要ス(右同)

問 下請工場ガ元請工場タル指定工場内ニ從業者ヲ出張セシメテ下請作業ヲ爲サシムル場合其ノ下請作業ニ從事スル從業者ノ解雇及退職ハ制限ヲ受クルヤ

答 仕事ノ場所ノミ指定工場ヲ借り受ケタルニ過ギズシテ指定工場ノ所屬員ニアラザル者ハ令第二條ノ制限ヲ受ケズ(右同)

問 雇傭關係繼續ノ陸海軍ニ徵集又ハ應召セラレタル者ガ除隊又ハ召集解除後復職セザル場合ハ令第二條ノ退職制限違反ナリヤ

答 徵集又ハ應召中當該事業主ヨリ賃金又ハ之ニ類スル手當ノ全部又ハ一部ノ支給ヲ受ケ居リタル者ガ退職ニ關シ國民職業指導所長ノ認可ヲ受ケズシテ原職ニ復歸セザル場合ハ令第二條ノ退職制限ノ違反トス(右同)

問 採用決定後就業セザル者ハ令第二條ノ退職違反ナリヤ

答 雇傭契約ヲ履行セザル右ノ如キ者ハ指定工場ニ使用セラルル從業者ニ該當セザルモノト見ルベキモノニシテ從テ令第二條ノ適用ナキモノト思料ス(右同)

問 令第二條ニハ「使用セラルル從業者」トアルヲ以テ指定工場ニテ勞務供給業者ヨリ勞務者ノ供給ヲ受ケテ使用シ之ガ使用ヲ罷メル場合モ本條ノ制限アルヤニ解セラルルモ如何

答 勞務供給業者ヨリ供給ヲ受ケテ使用スル從業者ハ雇傭關係ニ立ツモノニアラザルヲ以テ解雇、退職等ノ問題ハ起ラズ(右同)

問 指定工場ヨリ道一丁程度離レタル所ニ同工場ノ分工場アリ、給料ノ支拂其ノ他一切ノ支配關係ハ指定工場ニアル場合ハ該分工場ヲ指定工場中ニ包含スルモノト解シ差支ナキヤ

答 右ハ工場ノ單位如何ト云フ問題ナルモ之ハ工場法適用屆ニ依リ具體的ニ判別スベキモノトス(右同)

問 指定工場ガ非指定工場ニ於テ行ヒタル製造作業ヲモ併セ行フコトナリタル場合、指定工場所屬ノ從業者ヲ都合上前記非指定作業ニ從事セシムルハ令第二條ノ解雇退職トナラザルヤ

答 右ハ指定工場ノ擴張ト看ルベキモノニシテ其ノ工場内ニ於ケル單ナル作業部所ノ異動ニ過ギザルヲ以テ事業主ノ自由ニシテ何等認可關係ノ問題ヲ生ゼズ(右同)

問 増加徵用期間中ハ私法上ノ雇傭關係全然ナシト見テ差支ナキヤ尙此ノ場合解雇退職認可ヲ要スルトキハ簡便ニ認可シ得ル様セラレタシ

答 大體左記ノ如ク取扱ハレテ差支ナシ 尙右ニ關シテハ主務課ト協議ノ上取扱上齟齬ナキ
様書面通牒スル豫定

記

(一) 現員徵用ニシテ徵用期間中雇傭關係ヲ斷タザル者ハ徵用解除後雇傭關係存續ス

(二) 増加徵用ニ依ル事業主ト被徵用者トノ關係ハ公的關係ノミニシテ雇傭關係ナシト見
ラルルヲ以テ、從テ徵用解除ニ際シテモ令第二條ノ制限ナシ (右同)

問 退職認可申請ハ官廳従業員ノ退職ノ場合ヲ除キ事業主ヲ經由セズシテ直接國民職業指導
所ニ爲スコトトナリ居ルモ「退職相談部」ヲ設ケシメタル關係上右申請書ヲ事業主ヲ經由
セシムルコトト爲シ達支ナキヤ

答 法規上經由セシムルコトト爲リ居ラザルヲ以テ事前ニ相談部ニ相談セシムル様取扱ハレ
タシ (右同)

問 規則第二條第一項第三號ノ「法令ニ依リ従業員ノ解雇又ハ退職ヲ要スルニ至リタル場
合」トハ如何ナル場合ヲ指スヤ

答 例ヘバ重要事業場勞務管理令第九條ノ規定ニ依リ監督上必要アル場合ニ於ケル厚生大臣
ノ解雇又ハ退職命令及學校卒業者使用制限令第三條ノ規定ニ依リ使用認可ノ取消又ハ認可
員數ノ減少ヲ命ゼラレタルニ因リ従業員ノ解雇又ハ退職ヲ要スルニ至リタル場合等ナリ
(右同)

第三章 從業者ノ雇入、就職及使用ノ制限

令第四條 技術、技能又ハ學識經驗ヲ有スル者ニシテ厚生大臣ノ指定スルモノ (以下技能者ト稱
ス)ノ雇入及就職ニ付テハ命令ノ定ムル所ニ依リ國民職業指導所長ノ認可ヲ受ケタル場合又ハ
國民職業指導所ノ紹介アル場合ヲ除クノ外之ヲ爲スコトヲ得ズ

○則第三條 令第四條ノ認可ノ申請ハ様式第二號ニ依リ令第四條ノ技能者 (以下技能者ト稱ス)
及其ノ者ヲ雇入レントスル者ノ連署ヲ以テ技能者ヲ使用セントスル工場、事業場其ノ他ノ場所
ノ所在地ノ所轄國民職業指導所長 (使用セントスル場所ガ本則施行地外ニ在ル場合ニ於テハ雇
入ヲ爲スベキ地ノ所轄國民職業指導所長)ニ對シ之ヲ爲スベシ

○則第四條 國民職業指導所長ハ前條ノ申請アリタル場合ニ於テ當該技能者ノ國民勞務手帳ガ國
民勞務手帳法施行令第八條ノ使用者又ハ國民職業指導所長ニ於テ保管セララルル場合ナルトキハ
關係國民職業指導所長ト協議スルニ非ザレバ其ノ申請ニ對シ認可又ハ不認可ノ處分ヲ爲スコト
ヲ得ズ

國民職業指導所長ハ前項ノ協議調ハザル場合ニ於テハ關係國民職業指導所長ガ同一道府縣内ニ
在ルトキハ當該地方長官、同一道府縣外ニ在ルトキハ厚生大臣ノ指揮ヲ受ケ處分スベシ

令第五條 前條ノ規定ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニハ之ヲ適用セズ

- 一 年齢十四年未滿若ハ年齢六十一年以上ノ男子又ハ年齢十四年未滿若ハ年齢四十一年以上ノ女子
タル技能者ノ雇入及就職ノ場合

二 入營(應召ノ場合ヲ含ム以下同シ)ヲ命ゼラレ若ハ徵用セラレタルニ因リ解雇セラレタル者又ハ入營若ハ徵用ノ期間中雇傭期間ノ滿了シタル者ガ其ノ退營(入營ノ際行フ身體検査ノ結果歸郷ヲ命ゼラレタル場合ヲ含ム)若ハ徵用解除ノ日ヨリ三月以内ニ再ビ原職ニ復歸スル場合

三 學校卒業者使用制限令第一條ノ卒業者ノ雇入及就職ノ場合

四 國及道府縣ニ於ケル技能者ノ雇入及就職ノ場合

五 其ノ他命令ヲ以テ定ムル場合

○則第五條 令第五條第五號ノ場合トハ左ノ各號ノ一ニ該當スル場合トス

一 軍人又ハ之ニ準ズベキ者(軍屬ヲ含ム)トシテ戰鬪其ノ他ノ公務ニ因リ傷痍ヲ受ケ又ハ疾病ニ罹リタル技能者ニシテ其ノ固定シタル症狀恩給法施行令第二十四條、第二十四條ノ二又ハ第三十一條ニ規定スル傷痍ノ程度ニ達スルモノノ雇入及就職ノ場合

二 國民職業指導所長ニ於テ身體ノ障礙ニ因リ作業能力著シク劣レルモノト認定シタル技能者ノ雇入及就職ノ場合

三 國民職業指導所長ニ於テ日日又ハ三ヶ月以内ノ期間ヲ定メテ雇傭セラレ臨時ノ作業ニ従事スルノ常況ニ在ルモノト認定シタル技能者ノ雇入及就職ノ場合

四 營業ノ讓渡其ノ他ノ事由ニ因リ事業ノ承繼アリタル場合ニ於テ從前雇傭シ居リタル技能者ヲ引續キ雇入ルル場合及此ノ場合ニ於ケル技能者ノ就職ノ場合

五 船員職業紹介所ノ紹介ニ依ル船員ノ雇入及就職ノ場合

六 航空機塔乘員又ハ航空法第十六條ノ規定ニ依ル考查ニ合格シタル者ノ航空士、航空機操縦士又ハ航空機關士トシテノ雇入及就職ノ場合
前項第二號ノ認定ヲ受ケントスル者ハ様式第三號ニ依リ居住地ノ所轄國民職業指導所長ニ申請スベシ

第一項第三號ノ認定ヲ受ケントスル者ハ様式第四號ニ依リ居住地ノ所轄國民職業指導所長ニ申請スベシ

問 技能者ノ指定第二號乃至第四號ニ掲グル者ノ中ニハ外國ニ於テ指定ノ職種ニ従事シ居リタル者モ包含スルヤ

答 包含ス(昭和十七年二月九日 職業局業務課長通牒)

問 プリキ職以外ノ板金工トシテ雇入レルニハ技能者ノ雇入トナルヤ

答 プリキ職ハ技能者ニ非ザルヲ以テ技能者ノ雇入トナラズ一般青壯年ノ雇入トナル(右同)

問 工場ノ就業規則中ノ停年制ニ依リ停年ニ達シタル者ニ付形式上新ナル雇傭契約ヲ爲シ雇傭關係ヲ繼續スル場合ハ新ナル雇入、就職トシテ取扱フベキヤ

答 引續キ雇傭關係ノ存續スル場合ハ新ナル雇入、就職トシテ取扱フベキモノニ在ラズ(右同)

問 本令ニ依ル特定ノ者ノ雇入、就職認可申請ヲ爲シタル場合其ノ者ヲ其ノ認可ノ指令前ニ於テ三十日以内ノ期間ヲ定メ使用スルハ差支ナキヤ

答 斯ノ如キ場合ハ概ネ三十日以内ノ期間ヲ定メテ臨時ニ使用スルモノト認め難シ、三十日以内ノ期間ヲ定メテ試ニ使用シタル結果常傭トセントスル場合ニ於テ雇入認可申請ヲ爲ス

ハ勿論差支ナシ(右同)

註 勞務調整令第四條ノ技能者指定(第四五頁參照)

令第六條 本令施行後國民學校初等科(内地ニ於ケル之ニ準ズベキモノヲ含ム以下同ジ)ヲ修了シ又ハ國民學校高等科(内地ニ於ケル之ニ準ズベキモノヲ含ム以下同ジ)ヲ修了シ若ハ中途退學シタル後二年ヲ經過セザル者ニシテ技能者タラザルモノ(以下國民學校修了者ト稱ス)ノ雇入及就職ハ國民職業指導所ノ紹介ニ依ルニ非ザレバ之ヲ爲スコトヲ得ズ但シ國及道府縣ニ於ケル雇入及就職ノ場合、船員職業紹介所ノ紹介ニ依ル船員ノ雇入及就職ノ場合並ニ命令ヲ以テ定ムル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

○則第六條 令第六條但書後段ノ場合トハ左ノ各號ノ一ニ該當スル場合トス

- 一 令第六條ノ國民學校修了者(以下國民學校修了者ト稱ス)ノ日日雇入及就職ノ場合
- 二 國民學校修了者ノ三十日以内ノ期間ヲ定ムル雇入及就職ノ場合
- 三 別ニ指定スル事業ニ於ケル雇入及就職ノ場合ヲ除クノ外農業、林業、畜産業、養蠶業及水産業ニ於ケル國民學校修了者ノ雇入及就職ノ場合
- 四 營業ノ讓渡其ノ他ノ事由ニ因リ事業ノ承繼アリタル場合ニ於テ從前雇傭シ居リタル國民學校修了者ヲ引續キ雇入ルル場合及此ノ場合ニ於ケル國民學校修了者ノ就職ノ場合
- 五 特別ノ事由アル場合ニ於テ特定ノ國民學校修了者ノ雇入ニ付國民職業指導所長ノ認可ヲ受ケタル場合

前項第一號ノ規定ニ依リ雇入レタル國民學校修了者ヲ三十日ヲ超エテ引續キ雇入及就職スル場

合ハ同號ニ該當セザルモノトス

前項ノ規定ノ適用ニ付テハ三十日ヲ超エテ引續キ雇入及就職セザル場合ト雖モ其ノ雇入及就職セザル日ガ其ノ者ノ使用セラルル場所ノ公休日又ハ使用主ノ都合ニ依ル一齊休業日ナル場合ニ於テハ之ヲ引續キ雇入及就職スルモノト看做ス

第一項第二號ノ規定ニ依リ雇入レタル國民學校修了者ヲ三十日ヲ超エテ引續キ雇傭セントスル場合ハ所定ノ期間ノ滿了スル時ニ於テ新ニ雇入及就職スルモノト看做シ且同號ニ該當セザルモノトス

前項ノ規定ノ適用ニ付テハ雇傭關係終了ノ日ヨリ五日以内ニ再ビ其ノ者ヲ雇入ルル場合ニ於テハ之ヲ引續キ雇傭スルモノト看做ス

第一項第五號ノ認可ノ申請ハ様式第五號ニ依リ國民學校修了者ヲ使用セントスル場所ノ所在地ノ所轄國民職業指導所長(使用セントスル場所ガ本則施行地外ニ在ル場合ニ於テハ雇入ヲ爲スベキ地ノ所轄國民職業指導所長)ニ對シ之ヲ爲スベシ

● 勞務調整令施行規則第六條第一項第三號同令第九條ノ事業指定(昭和十六年十二月二十六日厚生省告示第五七五號)

- 一 庭園樹、花卉及山葵栽植又ハ栽培
- 二 西洋梨、メロン、ブラッド・オレンジ、又ハジヨツパーオレンジノ栽培
- 三 豌豆、大豆、薯、苜蓿等ノガラス室、障子室其ノ他ノ保温設備ヲ以テ收穫期迄行フ速成栽培
- 四 加熱設備ヲ以テスル温室内ノ果樹及蔬菜ノ栽培

調整令 六條

五 眞珠貝、珊瑚又ハ觀賞用魚類ノ採捕又ハ養殖

令第七條 年齡十四年以上四十年未滿ノ男子又ハ年齡十四年以上二十五年未滿ノ女子ニシテ技能

者及國民學校修了者タラザルモノ(以下一般青壯年ト稱ス)ノ雇入及就職ハ左ノ各號ノ一ニ該

當スル場合ヲ除クノ外之ヲ爲スコトヲ得ズ

一 國民職業指導所ノ紹介ニ依リ雇入及就職スル場合

二 指定工場ノ事業主、厚生大臣ノ指定スル事業ヲ營ム者又ハ厚生大臣ノ指定スル者命令ノ定

ムル所ニ依リ國民職業指導所ノ紹介ニ依ラズシテ雇入ルベキ一般青壯年ノ員數其ノ他雇入ニ

關スル事項ニ付國民職業指導所長ノ認可ヲ受ケタル場合

三 命令ノ定ムル所ニ依リ特定ノ一般青壯年ノ雇入及就職ニ付國民職業指導所長ノ認可ヲ受ケ

タル場合

令第八條 前條ノ規定ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニハ之ヲ適用セズ

一 第五條第二號ノ場合 註・八百ノ令第五條第二號參照

二 船員職業紹介所ノ紹介ニ依ル船員ノ雇入及就職ノ場合

三 命令ヲ以テ定ムル場合ヲ除クノ外農業、林業、畜産業、養蠶業及水産業ニ於ケル一般青壯

年ノ雇入及就職ノ場合

四 國及道府縣ニ於ケル一般青壯年ノ雇入及就職ノ場合

五 其ノ他命令ヲ以テ定ムル場合

○則第七條 令第七條第二號ノ認可ノ申請ハ様式第六號ニ依リ左ニ掲グル期日迄ニ令第七條ノ一

般青壯年(以下一般青壯年ト稱ス)ヲ使用セントスル工場、事業場其ノ他ノ場所ノ所在地ノ所

轄國民職業指導所長(使用セントスル場所ガ本則施行地外ニ在ル場合ニ於テハ主トシテ雇入ヲ

爲スベキ地ノ所轄國民職業指導所長)ニ對シ之ヲ爲スベシ

一 第一期 四月ヨリ六月迄ノ間ニ於テ雇入レントスル申請ニ在リテハ其ノ年ノ二月一日

二 第二期 七月ヨリ九月迄ノ間ニ於テ雇入レントスル申請ニ在リテハ其ノ年ノ五月一日

三 第三期 十月ヨリ十二月迄ノ間ニ於テ雇入レントスル申請ニ在リテハ其ノ年ノ八月一日

四 第四期 一月ヨリ三月迄ノ間ニ於テ雇入レントスル申請ニ在リテハ其ノ前年ノ十一月一日

○則第八條 令第七條第三號ノ認可ノ申請ハ様式第七號ニ依リ一般青壯年及其ノ者ヲ雇入レント

スル者ノ連署ヲ以テ一般青壯年ヲ使用セントスル場所ノ所在地ノ所轄國民職業指導所長(使用

セントスル場所ガ本則施行地外ニ在ル場合ニ於テハ雇入ヲ爲スベキ地ノ所轄國民職業指導所

長)ニ對シ之ヲ爲スベシ

第四條ノ規定ハ前項ノ申請ニ付之ヲ準用ス

○則第九條 令第八條第三號ノ命令ヲ以テ定ムル場合トハ別ニ指定スル事業ニ於ケル一般青壯年

ノ雇入及就職ノ場合トス (註・二頁ノ事業指定參照)

○則第十條 令第八條第五號ノ場合トハ左ノ各號ノ一ニ該當スル場合トス

一 軍人又ハ之ニ準ズベキモノ(軍屬ヲ含ム)トシテ戰鬪其ノ他ノ公務ニ因リ傷痍ヲ受ケ又ハ

疾病ニ罹リタル一般青壯年ニシテ其ノ固定シタル症狀恩給法施行令第二十四條、第二十四條

ノ二又ハ第三十一條ニ規定スル傷痍ノ程度ニ達スルモノノ雇入及就職ノ場合

- 二 國民職業指導所長ニ於テ身體ノ障碍ニ因リ作業能力著シク劣レルモノト認定シタル一般青壯年ノ雇入及就職ノ場合
 - 三 營業ノ讓渡其ノ他ノ事由ニ因リ事業ノ承繼アリタル場合ニ於テ從前雇傭シ居リタル一般青壯年ヲ引續キ雇入ルル場合及此ノ場合ニ於ケル一般青壯年ノ就職ノ場合
 - 四 一般青壯年ノ日日雇入及就職ノ場合(別ニ指定スル勞務ニ常時從事スルモノト國民職業指導所長ニ於テ認定シタル者ヲ除ク)
 - 五 一般青壯年ノ三十日以内ノ期間ヲ定ムル雇入及就職ノ場合(別ニ指定スル勞務ニ常時從事スルモノト國民職業指導所長ニ於テ認定シタル者ヲ除ク)
 - 六 別ニ指定スル一般青壯年ノ雇入及就職ノ場合(註・二〇頁参照)
- 前項第二號ノ認定ヲ受ケントスル者ハ様式第三號ニ依リ居住地ノ所轄國民職業指導所長ニ申請スベシ
- 第一項第四號ノ規定ニ依リ雇入レタル一般青壯年ノ三十日ヲ超エテ引續キ雇入及就職スル場合ハ同號ニ該當セザルモノトス
- 前項ノ規定ノ適用ニ付テハ三十日ヲ超エテ引續キ雇入及就職セザル場合ト雖モ其ノ雇入及就職セザル日ガ其ノ者ノ使用セラルル場所ノ公休日又ハ使用主ノ都合ニ依ル一齊休業日ナル場合ニ於テハ之ヲ引續キ雇入及就職スルモノト看做ス
- 第一項第五號ノ規定ニ依リ雇入レタル一般青壯年ヲ三十日ヲ超エテ引續キ雇傭セントスル場合ハ所定ノ期間ノ滿了スル時ニ於テ新ニ雇入及就職スルモノト看做シ且同號ニ該當セザルモノトス

ス

前項ノ規定ノ適用ニ付テハ雇傭關係終了ノ日ヨリ五日以内ニ再ビ其ノ者ヲ雇入ルル場合ニ於テハ之ヲ引續キ雇傭スルモノト看做ス

● 勞務調整令第七條第二號ノ者指定

昭和十六年十二月二十六日
厚生省告示第五七四號
昭和十七年七月二十八日
厚生省告示第一七一號改正

- 一 市町村及ビ之ニ準ズルモノ
 - 二 神社
 - 三 水利組合及北海道土功組合
 - 四 特別ノ法律又ハ勅令ニ依リ設置セラレタル團體
 - 五 法令ニ依リ物資ノ生産、配給及金融ノ統制ニ關スル業務ヲ行フ者
- (ハ) 北海道一級町村制第一條ノ規定ニ依ル一級町村
- (ニ) 北海道二級町村制第一條ノ規定ニ依ル二級町村
- (ホ) 大正十年勅令第九十號(町村制ヲ施行セザル島嶼指定ノ件)ニ依リ指定セラレタル島嶼
- 二、神社
- 官幣大社
 - 官幣中社
 - 官幣小社
 - 國幣大社
 - 國幣中社
 - 國幣小社
 - 府社
- 一、市町村ニ準ズルモノ
- (イ) 市制第四百九條第一項ノ規定ニ依ル市町村組合
- (ロ) 市制第六條ノ規定ニ依ル區

調整令七條一八條

口、交通營團（帝都高速度交通營團法第一條）

（例）

ハ、國民更生金庫（同法第一條）

ニ、日本産金振興株式會社（同法第一條）

ホ、中支那振興株式會社（同法第一條）

ヘ、北支那開發株式會社（同法第一條）

ト、東洋拓殖株式會社（同法第一條）

チ、樺太開發株式會社（同法第一條）

リ、東北振興株式會社（同法第一條）

ヌ、日本輸出農産物株式會社（同法第一條）

五、法令ニ依リ物資ノ生産、配給及金融ノ統

制ニ關スル業務ヲ行フ者

「法令ニ依リ物資ノ生産ノ統制ニ關スル業

務ヲ行フ者」トハ直接法令ニ依リ規定セラ

レタル生産統制機關又ハ法令ノ規定スル所

ニ依リ行政官廳等ノ指定シタル生産統制機

關ヲ謂フ

例 重要團體統制令ニ依ル

縣社
郷社
村社
無格社

三、水利組合、北海道土功組合

普通水利組合

水害豫防組合

北海道土功組合

四、特別ノ法律又ハ勅令ニ依リ設置セラレタ

ル團體

「特別ノ法律又ハ勅令ニ依リ設置セラレタ

ル團體」トハ左ニ掲グルモノノ如ク特別ノ

法律又ハ勅令ノ規定自體ニ依リ設置セラレ

タル團體ノ謂ニシテ法律勅令ノ規定ニ基キ

行政官廳等ノ認可ヲ受ケテ設立スルコトヲ

得ル各種ノ組合、社團等ノ如キヲ含マズ

（例）

イ、住宅營團（同法第一條）

石炭統制會

車輛統制會

鑛山統制會

セメント統制會

自動車統制會

精密機械統制會

電氣機械統制會

産業機械統制會

金屬工業統制會

造船統制會

「法令ニ依リ物資ノ配給統制ヲ行フ者」ト

ハ法令ノ規定スル所ニ依リ行政官廳ノ指定

シタル配給統制機關ヲ云ヒ法令ニ依ラズシ

テ配給統制業務ヲ行フ小賣販賣店ノ如キヲ

含マザルモノトス

（例）

イ、需給調整協議會（輸出入品等ニ關スル

臨時措置ニ關スル法律第二條ノ二及需給

調整協議會令第一條）

ロ、日本米穀株式會社（米穀配給統制法第

二十一條）

ハ、日本石炭株式會社（石炭配給統制法第

一條、第六條）

ニ、皮革配給統制規則第七條ノ二ノ規定ニ

依リ指定セラレタル「統制團體」

ホ、銅、鉛、錫等配給統制規則第一條ノ二

ノ規定ニ依リ指定セラレタル「統制組

合」

ヘ、鐵鋼需給統制規則第三條ノ規定ニ依リ

指定セラレタル「配給統制機關」

ト、生絲配給統制規則第四條ノ規定ニ依リ

指定セラレタル「統制團體」

チ、砂糖配給統制規則第九條、第十條ノ規

定ニ依リ指定セラレタル「統制機關」

リ、其ノ他各種統制法令ニ基ク配給統制機

關

「法令ニ依リ金融ノ統制ニ關スル業務ヲ行フモノ」トハ例ヘバ金融統制團體令ニ依リ金融ノ統制ニ關スル業務ヲ行フ

- 全國金融統制會
- 普通銀行統制會
- 地方銀行統制會
- 貯蓄銀行統制會
- 信託統制會
- 勸業金融統制會
- 生命保險統制會
- 證券引受會社統制會
- 無儘統制會等ノ如シ

● 勞務調整令第八條第三號ノ農業、林業、畜産業、蠶蠶業及水産業ニ關スル解釋

(昭和十七年四月厚生省職業局作成ノ勞務調整令關係事業分類表ニ依ル)

一、農業
稻 作

三、畜産業
其ノ他ノ林產物生產採取業

二、林業

- 麥 作
- 雜穀作
- 豆 作
- 玉蜀黍
- 甘藷、馬鈴薯作
- 蔬菜栽培
- 種苗業
- 甘蔗、甜菜作
- 茶栽培
- 麻栽培
- 藥草栽培
- 其ノ他ノ農業

林業

- 製炭業
- 松脂採取業

- 搾乳業
- 養牛業
- 馬産業
- 養豚業
- 養羊業
- 養鶏及家兎業
- 孵卵業
- 其ノ他ノ畜産業

- 露領漁業 鮭、鱒、蟹製品
- トロール漁業及機船底曳網漁業
- 鱈、鯨漁業
- 鰹、鮪漁業
- 鯛延繩網漁業、其ノ他ノ漁業
- (沿岸漁業、旋網、定底網、敷網、曳網、刺網漁業)
- (一) 其ノ他ノ漁業

四、蠶蠶業

- 蠶蠶業
- 蠶種製造業

五、水産業

(イ) 工船漁業

- 母船式捕鯨漁業、鯨油等鯨製品
- 母船式鮭鱒漁業、鮭鱒製品
- 母船式蟹漁業、蟹製品
- 母船式鱈漁業、鱈製品
- (ロ) 海外漁業

調整令七條—八條

- 鰹、鯨、鮪等(内地沖合遠洋漁業)
- 鯉釣漁業
- 鮪鮫漁業
- 鱈揚操網漁業
- 秋刀魚流網漁業
- 鮭鱒流網漁業(輸出用ヲ除ク)
- 鱈漁業其ノ他
- 機船底曳網漁業及トロール漁業

汽船、捕鯨漁業、鯨油等鯨製品
水産養殖業

採藻
養魚
海苔養殖

● 勞務調整令施行規則第十條第六號ノ指定 (昭和十六年十二月二十六日 厚生省告示第五七六號)

- 一 月給百五十圓又ハ年俸千八百圓ヲ超ユル事務職員トシテノ雇入及就職ノ場合
- 二 大學、專門學校(之ニ準ズルモノヲ含ム)、實業專門學校、高等學校高等科(之ニ準ズルモノヲ含ム)又ハ大學豫科ヲ卒業又ハ修了シタル一般青壯年ノ勞務調整令第七條第二號ニ掲グル者ニ於ケル雇入及就職ノ場合
- 三 農、林、水産若ハ畜産物ノ生産指導ヲ目的トスル團體又ハ養蠶業指導ヲ目的トスル團體ニ於ケル農業技術者、林業技術者、水産業技術者又ハ養蠶業技術者トシテノ雇入及就職ノ場合
- 四 食料品技術者、醸造技術者、紡績技術者、染色技術者若ハ農林水産學研究員、鑛工學研究員、醫學研究員、其ノ他ノ理科學研究員又ハ齒科技工トシテノ雇入及就職ノ場合
- 五 國民學校、青年學校又ハ文部大臣ノ認可若ハ認定ヲ受ケタル學校ノ教職員トシテノ雇入及就職ノ場合
- 六 計理士、醫師、齒科醫師、獸醫師、獸醫手、藥劑師、保健婦、看護婦、產婆、按摩、鍼灸師・柔道整復業者又ハ理髮師トシテノ雇入及就職ノ場合(免許、登録若ハ許可ヲ受ケザル者)

又ハ試験ニ合格セザル者ヲ除ク)

- 七 辯護士又ハ辯理士トシテノ雇入及就職ノ場合
 - 八 一般青壯年タル女子ノ家事用人ヲ一世帯ニ付一人ヲ限り使用スル爲ノ雇入及就職ノ場合
- 勞務調整令第七條第二號ノ事業及者ノ指定中一部改正ニ伴フ經過的措置ニ關スル件

(昭和十七年七月二十八日 厚生省職業局長通牒)

今般厚生省告示第四七〇號及第四七一號ヲ以テ勞務調整令第七條第二號ノ事業及者ノ指定中一部改正相成候ニ付テハ經過的ニ左記ニ依リ御措置相成度

記

- 一、指定改正ニ依リ新ニ勞務調整令第七條第二號ニ掲グル者ニ該當スルニ至リタルモノノ求人申込及一般青壯年ノ雇入員數認可申請ノ處理
- (一) 本年度新規中等學校卒業業者ノ求人申込ノ處理
 毎年十二月又ハ三月ヲ卒業又ハ修了期トスル中等學校等ノ本年度新規卒業業者又ハ修了者ヲ明年六月末日迄ニ雇入レントスル求人申込ハ今回新ニ追加指定セラレタル事業ヲ營ム者又ハ追加指定セラレタル者ニ付テハ「中等學校卒業業者等ノ職業指導並ニ職業紹介ニ關スル取扱」要領ニ拘ラズ國民職業指導所ニ於テハ八月十日迄ニ之ヲ右要領ノ所定様式ニ依リ取纏メ直ニ道府縣ニ報告シ道府縣ハ之ヲ所定様式ニ依リ取纏メ遲クトモ八月末日迄ニ到着スル様厚生省ニ報告スルコト

調整令七條一八條

(一) 本年度第二期分ノ一般青壯年ノ求人申込ノ處理

本年度第二期ニ於ケル一般青壯年ノ求人申込ハ今回新ニ追加指定セラレタル事業ヲ營ム者又ハ追加指定セラレタル者ニ付テハ特ニ之ヲ八月十日迄受理シ追加求人處理ノ例ニ依リ厚生省ノ指揮ヲ受ケ處理スルコト

尙第二期ニ於ケル右ノ者ノ勞務調整令第七條第二號ノ認可申請ハ之ヲ受理セザルコト、シ必
要アル場合ハ同條第三號ノ認可ニ依リ處理スルコト

(二) 本年度第三期分ノ一般青壯年ノ求人申込及雇入員數認可申請ノ處理

本年度第三期ニ於ケル一般青壯年ノ求人申込及雇入員數認可申請ハ今回新ニ追加指定セラレタル事業ヲ營ム者又ハ追加指定セラレタル者ニ付テモ成ルベク八月一日迄ニ提出セシムベキモノナルモ所定ノ期限ヲ嚴守セシムルコト困難ナルモノニ付テハ期限後ト雖モ求人申込及認可申請ヲ受理シ所定様式ニ依リ取纏メ八月末日迄ニ厚生省ニ必着スル様報告スルコト

二、指定改正ニ依リ勞務調整令第七條第二號ニ掲グル者ニ該當セザルニ至リタル者ニ對スル一般青壯年ノ職業紹介及雇入員數認可處分ニ關スル措置

(一) 指定改正ニ依リ指定ヲ取消サレタル事業ヲ營ム者及指定ヲ取消サレタル者ニ對シ既ニ本年度第二期分ノ一般青壯年ノ求人割當ヲ了シタルトキハ職業紹介ハ右割當ニ依リ之ヲ繼續シ差支ヘナキコト

尙右ノ者ニ對シテ爲シタル第二期分ノ勞務調整令第七條第二號ノ認可處分ハ指定改正ト共ニ其ノ効力ヲ失フモ曩ニ其ノ認可ヲ受ケタル者ガ同條第三號ノ認可申請ヲ爲ス場合ニ於テハ之

ニ對シテハ曩ニ認可シタル員數ノ範圍迄ハ認可スルコト

(二) 指定改正ニ依リ指定ヲ取消サレタル事業ヲ營ム者又ハ指定ヲ取消サレタル者ノ爲シタル本年度新規中等學校卒業業者等ノ求人申込並ニ本年度第三期一般青壯年求人申込及雇入員數認可申請ハ既ニ之ヲ受理シタルモノト雖モ厚生省ニ對スル所定様式ニ依ル報告ニハ此ノ分ヲ削除シ置クコト

問 「從業者ヲ使用セントスル工場、事業場其ノ他ノ場所」ノ單位如何

答 本令ニ於テ從業者使用ノ場所トハ從業者ヲ使用スル工場、事業場及營業所ヲ謂フ。營業所ノ認定ハ個々ニ之ヲ認定スルノ外ナキモ從業者ヲ雇入レ又ハ解雇シ、就業ヲ指揮シ賃金給料ノ支拂ヲ爲ス等ノ事務ヲ取扱フ場所ヲ指稱スルモノトス(昭和十七年二月九日 職業局業務課長通牒)

問 施行規則様式第六號一般青壯年雇入認可申請書「注意」ノ一般青壯年緣故雇入員數中ニ

「昭和十六年十二月以後ニ於テ中等學校ヲ卒業シタル者」ヲ含マシメザルコトハ昭和十六年度第四期分ノミナラズ將來ノ各期分ニ付テモ適用アルモノナリヤ

答 適用アルモノトス(右同)

問 一人又ハ二人ノ如キ少數ノ雇入ヲ要スル場合ニ於テモ令第七條第二號ニ依リ認可申請ヲ爲サシムベキモノナリヤ又ハ同條第三號ノ個々認可ニ依ラシムベキモノナリヤ

答 少數ト雖モ令第七條第二號ノ申請期限迄ニ豫定シ得ルモノナル場合ハ第二號ニ依ラシメ然ラザル場合ハ第三號ニ依ラシメテ差支ナシ(右同)

問 一般青壯年ノ雇入及就職制限ヲ除外セラルル食料品技術者、醸造技術者、紡績技術者、

調整令七條十八條

染色技術者トハ廣ク一般工場、事業場等ニ於ケル當該技術者ヲ包含スルモノナリヤ

答 當該技術者ガ各其ノ技術者トシテ雇入、就職スル場合ハ凡テ包含ス(右同)

問 一般青壯年ノ雇入及就職制限ヲ除外セラルル農林水産學研究員、鑛工學研究員、醫學研究員其ノ他ノ理化學研究員トハ工場鑛山等ニ附屬スル研究所ノ研究員ヲモ包含スルヤ

答 工場、鑛山ニ於テ設立シタル研究所ガ其ノ工場、鑛山ノ業務ト獨立シ且研究ノミヲ爲スモノト認メラルル場合ハ之ニ該當スルモ工場、鑛山ノ生産ト直接關係アル研究ヲ爲ス研究機關ノ研究員ハ之ニ該當セズ(右同)

問 一般青壯年ノ適用ヲ除外セラルル教職員ノ職員中ニハ教員以外ノ書記モ包含スルヤ

答 教授日ヲ擔當スル教員ノミヲ謂フ(右同)

問 農、林、水産物若ハ著産物ノ生産指導又ハ養蠶業指導ヲ目的トスル團體ノ例示如何

答 例ハ農會、養蠶業組合、農事實行組合、森林組合、水産會、著産組合等ノ如シ(右同)

問 甲工場ガ乙工場ノ作業ノ比較的閑散ナル時期ニ於テ乙工場ノ從業者ヲ相當期間(大體三ヶ月以内)應援名儀ニテ雇傭スル場合甲工場ニ於ケル其ノ雇入、就職ニ付テ本令ノ雇入就職制限規定ノ適用アリヤ

答 適用アリ(右同)

問 半轉業者ヲ隔日又ハ數日毎ニ就業セシムルガ如キ場合ハ日々雇入又ハ三十日以内ノ期間ヲ定ムル雇入ト解スベキヤ

答 豫メ勤務日ヲ定メ永久的ニ從業セシムル場合ノ外ハ概ネ日々雇入又ハ三十日以内ノ期間

ヲ定ムル雇入ト解シテ差支ナシ(右同)

問 勤勞報國協力令ニ依ル勤勞報國隊ガ一ヶ月以上同一工場ニ就業スル場合ニハ勞務調整令ノ適用アリヤ

答 勤勞報國隊ニ依ル協力ハ一般ノ雇傭關係ト異ナルヲ以テ勞務調整令ノ適用ナキモノトス(右)

問 令第七條第二號ノ緣故雇入認可ノ效力ハ事業ノ承繼アリタル場合其ノ後ニ於テモ仍有效ナリヤ

答 有效トス(右同)

問 指定事業ヲ營ムモノノ本社ハ指定事業ヲ營ムモノニ該當スルヤ

答 指定事業ヲ營ムモノトス(右同)

問 三等郵便局ハ國トシテ取扱フベキヤ

答 然リ(右同)

問 本令ニ依ル特定ノ者ノ雇入、就職認可申請ヲ爲シタル場合其ノ者ヲ其ノ認可指令前ニ於テ三十日以内ノ期間ヲ定メテ使用スルハ差支ナキヤ

答 斯ノ如キ場合ハ概ネ三十日以内ノ期間ヲ定メテ臨時ニ使用スルモノト認メ難シ

三十日以内ノ期間ヲ定メテ試ニ使用シタル結果常傭トセントスル場合ニ雇入認可申請ヲ爲スハ勿論差支ナシ(右同)

問 看護婦養成所ニ於ケル教習生ノ採用ハ雇入トシテ取扱フベキモノナリヤ

調整令七條—八條

答 雇入トシテ取扱フコト、但シ左ノ諸條件ヲ具備スル看護婦養成所ノ教習生採用ハ雇入トシテ取扱ハザルコト

一、看護婦規則第二條第一項第二號ノ規定ニ依リ地方長官ノ指定シタル學校又ハ講習所ナルコト

二、養成中勞務ノ對價ト見ルベキ程度ノ給料手當又ハ給與ヲ支給セザルモノナルコト

三、看護業務ニ従事スルヲ本體トセザルモノナルコト

四、課程終了後ニ於ケル就業ニ付拘束ヲ爲サザルモノナルコト(右同)

問 水産業ノ事務所ハ水産業ト解スベキヤ

說明

昭和十五年三月四日厚生省主催青少年雇入制限令事務打合會ニ於テ「日魯漁業會社ノ如キ漁撈モスルガ水産品ノ加工業ヤ事務等ヲ行フ場合水産業ト認ムルヤ」トノ問ニ對シ「事務所ハ水産業ト認メ難シ」トノ解答有之勞務調整令施行後ニ於テモ本件質疑解答ヲ適用シ認可或ハ紹介ヲ受ケザレバ雇入及就職ハ出來ザル儀ト思料シ居レルモ勞務調整令ニ水産業ハ除外シアルヲ以テ鮮魚並水産食料品ノ購買販賣及大敷網漁業ノ繰業ヲ爲ス營業所勤務ノ女事務員ト雖モ所謂「水産業」ナルガ故ニ右手續ヲ要セズトノ見解ナリトノ説アルニ因ル

答 水産業ノ事務所ニ於ケル業務ハ勞務調整令第八條第三號及勞務調整令施行規則第六條第一項第三號ニ所謂水産業ニ包含セラレザルモノト御了知相成度(昭和十七年五月二十一日職審局業務課長ヨリ長崎縣學務部長宛)

問 勞務調整令第七條ノ指定事業「布染晒整理業」ニハ捺染業及紋染色ハ含まザルモノト解

シ居タル所(昭和十六年十月二十七日職發第六八九號)國民學校終了者ノ職業業介ニ關スル件通牒別紙産業別緊要度表ニ依ル)勞務調整令關係事業分類一覽ニ依レバ「布染晒整理業」ノ生産品目ニハ染色、精練、漂白整理布一切ガ舉ゲラレ「布染晒整理業」ニハ捺染業及紋染業ガ含まレルヤニ解セラレ、布染晒整理業トハ工業調査規則(昭和十四年商工省令第四十九號)ノ工業分類ノ何レニ該當スルヤ

工業調査規則ノ工業分類 産業別緊要度表ニ依ル産業分類

染色及整理業 染色及整理業

機械捺染業 機械捺染業

其ノ他ノ捺染業 捺染業

無地染及絞染業 無地染業

糸染色、精練及漂白業 紋染業

精練、漂白及整理業 糸染晒業

起毛業 布染晒整理業

洗張洗濯業 起毛業

答 令第七條第二號ノ指定事業「布染晒整理業」中ニハ機械ニヨラザル捺染業、絲染晒業、起毛業及洗張洗濯業ヲ含まザルモノトシテ取扱ハレ度(昭和十七年五月二日職審局業務課長ヨリ京都府學務部長宛)

問 職業紹介規程第二十三條第三號及勞務調整令施行規則第六號様式注意「卒業ニ關シ前各

調整令七條一八條

號ノ學校(之)ト同等以上ト指定セラレタル學校」ニ該當スル學校ハ内地ニ於テハ大正十三年文部省令第二十二號專門學校入學者檢定規程第十一條第二項ニ依リ指定セラレタル學校ノミナリヤ

一般青壯年ノ緣故雇入人員認可並職業紹介ニ關スル事務取扱要領様式第六號一般青壯年緣故雇入人員指令書左記三ノ「中學校、高等女學校、高等女學校、實科及實科高等女學校ヲ含ム」實業學校(實業專門學校、商船學校及學校卒業者使用制限令第一條ノ指定學校(指定學科ニ限ル)ヲ除ク)及之ニ準ズル學校ハ職業紹介規程第二十三條ノ規定ニ依ル學校ト同一範圍ナリヤ

答 見解ノ通りデアル(右同)

問 現ニ中等學校ニ在學中ノ者例ヘバ夜間商業學校ニ在學中ノ者ヲ雇入レントスル場合モ本令ノ雇入就職制限ノ適用アリヤ

答 年齢十四年以上ノ者ナル場合ハ一般青壯年ノ雇入就職ナルヲ以テ當然本令ノ適用アリ

(昭和十七年七月九日
職業局業務課長通牒)

問 大學ニ在學中ノ者ヲ書生又ハ家庭教師トシテ同一家庭ニ住込マシメテ使用スル場合ニハ本條ノ適用アリヤ

答 其ノ業務ニ從事シ居レル狀況ニ依リ雇傭關係アリヤ否ヤヲ判斷スルノ外ナキモ晝間ハ學校ニ通學シ夜分ノミ僅ニ之等ノ業務ニ從事スルガ如キ場合ハ認可ヲ受ケシムルノ要ナシ(右同)

問 蠶種製造業ハ事業分類ニ依レバ養蠶業ニ包含シ從テ一般青壯年及國民學校修了者ノ雇入ハ自由ナルモ蠶種製造業ニ事務職員トシテ之等ノ者ヲ雇入ルル場合モ本令ノ制限外トシテ取扱ヒ差支ナキヤ

答 適用外トスルヲ妥當ト存ズ(右同)

問 料理店ニ於テ本令施行前ヨリ炊事婦トシテ雇入レテ使用中ノ者十六才ニ達シ酌婦トシテ警察許可ヲ願出ヅル場合ハ本令ニ依ル新ナル雇入トシテ認可ヲ要スルヤ

答 既ニ雇傭中ノモノナルヲ以テ改メテ雇入認可ヲ受ケシムル要ナシ即チ警察許可ノ問題ダケナリ(右同)

問 一般青壯年緣故雇入認可員數全部ヲ充足シタル後ニ於テ、雇入レタル從業者中徵用セラレタル者アルトキハ當該期ニ於テ之ガ補充ノ爲更ニ雇入ルルハ差支ナキヤ

答 不可ナリ(右同)

問 農學校卒業者ヲ卒業ト同時ニ農業技術者トシテ農會ニ雇入ルルハ施行規則第十條第一項第六號ニ依ル厚生省告示ノ(三)ニ該當スルモノトシ認可ヲ受ケシムルノ要ナキヤ

答 見解ノ通り(右同)

問 企業合同ヲ爲シタル場合ニ於テ從來ノ事業主タリシモノガ合同後ノ會社ニ從業スル場合ハ雇入就職制限ヲ受クルヤ

答 制限ヲ受クルモノトス但シ會社ノ理事者ニ就任スル場合ハ此ノ限りニ非ズ(右同)

問 外國人モ本令ノ雇入、就職制限ノ適用アリヤ

答 本則施行地内ニ於ケル雇入、就職ニ關シテハ適用アルモノトス(右同)

問 指定事業中「〇〇〇〇製造業」トアルハ修繕業ヲモ含ムト解スベキヤ

答 製造行程ト同程度ノ修繕ヲ爲ス事業、例ヘバ自動車整備業、船舶修理業ノ如キハ自動車製造業、船舶製造業ニ包含スルモノトス(右同)

問 指定事業中ニ「部分品及附屬品ヲ含ム」ト記載シアルモノト然ラザルモノトアリ、右記載ナキモノノ製造業ニ付テハ部分品及附屬品ノミノ製造ハ全然指定事業ニ包含セザルモノナリヤ

答 事業指定中ニ記載ナキ部分品及附屬品製造事業ハ之ヲ指定事業中ニ包含セズ(右同)

問 百貨店等ニ於ケル裁縫部ハ指定事業中九ノ一二ノ「裁縫業」ニ含ムヤ

答 其ノ裁縫部ハ裁縫業ヲ營ム者ニ該當ス(右同)

問 指定事業ヲ營ムモノノ出張所ハ指定事業ヲ營ム者ニ該當スルヤ

答 該當ス但シ單ニ製品ノ販賣取次程度ノ業務ヲ爲ス出張所ハ指定事業ヲ營ム者ニ該當セズ(右同)

問 競馬法ニ依ル競馬會ハ指定者中ノ「特別ノ法律ニ依リ設置セラレタル團體」中ニ含マルルヤ

答 含マレズ(右同)

問 リンゴ果汁及リンゴ酒ノ壘詰ヲ製造スル事業ハ指定事業中ノ「壘詰製造業」ニ該當スルヤ

答 該當セズ(右同)

問 亞麻紡績直前迄ノ作業(原料ヲ剥皮シ紡績原料ト爲ス迄ノ作業)ヲ紡績業ト別個ニ經營スルモノアリ右ハ紡績業ニ包含スルヤ

答 紡績業ニ包含セズ(右同)

問 葡萄酒製造業ハ指定事業中ノ「製糖業」ニ該當スルモノナリヤ

答 製糖業ニ包含セズ尙日本藥局方ニ依ル局方品タル葡萄酒ノ製造業ハ「製藥業」ニ該當ス

問 指定事業中ノ「大東亞共榮圏域内南方地區ニ於ケル物資ノ生産、蒐荷及配給ニ關スル事業」トハ如何ナルモノヲ指スヤ

答 軍ノ指揮又ハ委託ヲ受ケ大東亞共榮圏域内南方地區ニ於テ行フ物資ノ生産蒐荷及配給ニ關スル事業ヲ謂フ從ツテ左ノ條件ヲ具フル事業ニ限ル

一、南方地區ニ於テ行フ事業ナルコト、從ツテ之ト直接關係ナキ内地ニ於ケル事業ハ之ニ該當セズ

二、事業ノ内容ハ物資ノ生産、蒐荷及配給ナルコト

三、軍ノ指揮又ハ委託ヲ受ケテ行フモノナルコト(昭和十七年七月二十八日 職業局業務課長通牒)

令第九條 厚生大臣ハ勞務供給業者ノ供給ニ依ル從業者ノ使用ノ制限ニ關シ必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得

令第十條 前條ノ規定ハ國及道府縣ニ於ケル勞務供給業者ノ供給ニ依ル從業者ノ使用ニハ之ヲ適用セズ

○則第十一條 勞務供給事業ヲ行フ者ヨリ常時國民學校修了者及一般青壯年タル從業者ノ供給ヲ受ケ之ヲ使用セントスル者ハ其ノ使用員數ニ付從業者ヲ使用セントスル場所ノ所在地ノ所轄國民職業指導所長ノ認可ヲ受クベシ

前項ノ認可ノ申請ハ様式第八號ニ依リ左ニ掲グル期日迄ニ之ヲ爲スベシ

- 一 第一期 四月ヨリ六月迄ノ間ニ於テ使用セントスル申請ニ在リテハ其ノ年ノ三月一日
- 二 第二期 七月ヨリ九月迄ノ間ニ於テ使用セントスル申請ニ在リテハ其ノ年ノ六月一日
- 三 第三期 十月ヨリ十二月迄ノ間ニ於テ使用セントスル申請ニ在リテハ其ノ年ノ九月一日
- 四 第四期 一月ヨリ三月迄ノ間ニ於テ使用セントスル申請ニ在リテハ其ノ前年ノ十二月一日

○則第十二條 技能者ハ勞務供給契約ニ基キ之ヲ使用スルコトヲ得ズ但シ國民職業指導所長ノ認可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

前項但書ノ認可ヲ受ケントスル者ハ様式第九號ニ依リ技能者ヲ使用セントスル場所ノ所在地ノ所轄國民職業指導所長ニ申請スベシ

問 勞務供給事業規則ノ「所屬勞務者」トハ勞務供給業者ト雇傭關係ニ在ル勞務者ヲ指稱スルモノナリヤ

答 所屬勞務者トハ勞務供給業者ニ雇傭セラレ又ハ事實上ノ支配關係ニ在ル者ヲ指稱スルモノナルモ現在ニ於テハ概ネ勞務供給業者ニ雇傭セラレタル者ト解シ差支ナシ

(昭和十七年二月九日
職業局業務課長通牒)

問 施行規則第十一條ニ依レバ國民職業指導所長ノ認可ヲ受クレバ供給ヲ受ケテ國民學校終

了者ヲ使用スルコトヲ得ルガ如クナルモ勞務供給事業規則ニハ國民學校修了者ヲ所屬勞務者ト爲スコトヲ得ズトアリ此ノ關係如何

答 規則第十一條ノ認可ヲ受ケタル者ハ國民學校修了者ヲモ供給ヲ受ケ使用シ得ル譯ナルモ勞務供給業者ハ勞務供給事業規則ニ依リ國民學校修了者ヲ所屬勞務者ト爲シ得ザルヲ以テ事實上之ガ供給ヲ受ケ得ザルコトナルベシ

兩規則ノ調整ヲ圖ル爲勞務調整令施行規則第十一條ノ使用認可ノ場合ニ於テ國民學校修了者ヲ除外スルモノナルコトノ條件ヲ附セシムル方針ナリ(右同)

問 本令施行前ヨリ勞務供給業者ヨリ供給ヲ受ケテ使用スル技能者ヲ一月十日以後ニ繼續使用スル場合ハ規則第十二條第一項但書ノ認可ヲ要スルヤ

答 規則第十二條第一項但書ノ認可ヲ受クベキモノトス(右同)

問 勞務供給業者ヨリ供給ヲ受ケテ使用中ノ一般青壯年ガ使用中ニ技能者トナリタル場合規則第十二條ノ規定ノ適用アリヤ

答 技能者タルノ資格ヲ得ルトキニ於テ規則第十二條ノ規定ノ適用ヲ受クルモノトス(右同)

問 勞務調整令施行規則第十一條ノ「勞務供給事業ヲ行フ者」トハ職業紹介法第八條ノ規定ニ依リ地方長官ノ許可ヲ受ケタル勞務供給業者ノ謂ヒニテハナク事實上勞務供給事業ヲ行フモノト解シ可然哉

尙國民職業指導所長ノ認可ヲ受ケズシテ勞務供給事業ヲ行フ者ヨリ常時從業者ノ供給ヲ受ケ之ヲ使用シタル者ハ當該勞務供給事業ヲ行フ者ガ無許可業者(又ハ許可ヲ要セザル業者)調整令九條一十條

ナル場合ト雖モ同條ノ規定ニ違反シタルモノト解シ可然哉

答 勞務者ヲ有料又ハ營利ノ目的ヲ以テ供給スル事業ヲ爲ス場合ハ職業紹介法第八條第一項ノ規定ニ依リ地方長官ノ許可ヲ受ケタルモノナルト否トニ拘ラズ勞務調整令施行規則第十一條ノ「勞務供給事業ヲ行フ者」ニ該當ス、從ツテ無許可ニテ此ノ者ヨリ常時一般青壯年タル勞務者ノ供給ヲ受ケ使用スルハ同條ノ違反トス(昭和十七年六月二日職業局長職務長ヨリ京都市府勞務部長宛)

問 勞務供給業者ヨリ勞務者ノ供給ヲ受ケテ使用スルニハ農林、水産業ニ於ケル場合ニ規則第十一條ノ認可ヲ要スルヤ

答 農林、水産業ニ於ケル使用ニ付テモ常時供給ヲ受ケテ使用スル場合ニハ右ノ認可ヲ受ケルコトヲ要ス(昭和十七年七月九日職業局長職務長通牒)

令第十一條 國民學校初等科又ハ國民學校高等科在學中ノ者ヲ雇入レ其ノ者ガ國民學校初等科ヲ修了シ國民學校高等科ニ進學セザル場合又ハ國民學校高等科ヲ修了シ若ハ中途退學シタル場合引續キ其ノ者ヲ雇入スル場合ニ於テハ第六條ノ規定ノ適用ニ付テハ其ノ者ガ國民學校初等科ヲ修了シ又ハ國民學校高等科ヲ修了シ若ハ中途退學スル時ニ於テ新ニ雇入及就職スルモノト看做ス

年齡十四年未滿ノ者ヲ雇入レ引續キ其ノ者ヲ雇入スル場合ニ於テハ第七條ノ規定ノ適用ニ付テハ其ノ者ガ年齡十四年ニ達スル時ニ於テ新ニ雇入及就職スルモノト看做ス
事業主其ノ雇入スル從業者ニ付工場、事業場其ノ他ノ使用ノ場所間ニ所屬ノ移動ヲ行フ場合ニ於テハ本令ノ適用ニ付テハ後ノ使用ノ場所ニ於テ新ニ雇入及就職スルモノト看做ス

第一項及第二項ノ場合ニ於テ命令ノ定ムル所ニ依リ新ナル雇入ニ關シ第六條若ハ第七條ノ規定ニ依リ認可又ハ第六條ノ規定ニ基キテ發スル命令ニ依リ認可ノ申請アリタルトキハ其ノ申請ニ對スル認可又ハ不認可ノ處分アル時ニ新ニ雇入及就職スルモノト看做ス

○則第十三條 令第十一條第一項乃至第三項ノ規定ニ依リ新ニ雇入及就職スルモノト看做サル場合ノ雇入及就職ノ認可ノ申請ハ國民學校初等科又ハ國民學校高等科在學中ニ於テ雇入レタル者ガ國民學校初等科ヲ修了シ又ハ國民學校高等科ヲ修了若ハ中途退學スル日迄、年齡十四年未滿ニ於テ雇入レタル者ガ年齡十四年ニ達スル日迄又ハ從業者ガ後ノ使用ノ場所ニ移動スル日前十日目迄ニ之ヲ爲スベシ

○則第十三條ノ二 令第十一條第三項ノ規定ニ依リ新ニ雇入及就職スルモノト看做サル場合ニ於ケル令第四條、令第七條第三號又ハ第六條第一項第五號ノ認可ノ申請ハ第三條、第八條及第六條第六項ノ規定ニ拘ラズ様式第九號ノ二ニ依リ從業者ニ付使用ノ場所間ノ所屬ノ移動ヲ決定スル場所ノ所在地ノ所轄國民職業指導所長ニ對シ之ヲ爲スベシ但シ使用ノ場所間ノ所屬ノ移動ヲ決定スル場所ガ本則施行地外ニ在ル場合ニ於テハ此ノ限ニ在ラズ

●勞務調整令施行規則中一部改正ニ關スル件(昭和十七年四月二十日厚生省職業局長通牒)

今回勞務調整令施行規則中一部改正相成候處右ハ勞務調整令第十一條第三項ノ規定ニ依リ新ニ雇入及就職スルモノト思料サルル場合ニ於ケル從業者ノ雇入及就職認可申請手續ヲ實情ニ即シテ簡捷ニスル趣旨ニ有之候之ガ運用ニ付テハ左記ニ依リ遺憾ナキヲ期セラレ度

記

- 一、移動ニ關係アル從業者ノ使用ノ場所ノ全部ガ申請ヲ受理シタル國民職業指導所長ノ管轄區域内ニ在ルトキハ其ノ國民職業指導所長直ニ申請ニ對スル處分ヲ爲スコト
- 二、移動ニ關係アル從業者ノ使用ノ場所ガ申請ヲ受理シタル國民職業指導所長ノ管轄區域外ニ在ルモ自道府縣内ニ在ルトキハ地方長官、自道府縣外ニ在ルトキハ當局ノ指揮ヲ受ケ申請ニ對スル處分ヲ爲スコト
- 三、申請ニ對スル處分ハ別記様式第一號ニ依リ之ヲ爲スコト
- 四、地方長官第二號ノ指揮ヲ爲シタルトキハ別記様式第二號ニ依リ之ヲ移動ニ關係アル國民職業指導所長ニ通知スルコト、當局ニ於テ指揮ノ通知ヲ爲シタル場合亦同様ナルコト

●勞務調整令施行規則第十三條ノ二ノ從業者所屬ノ移動ニ關スル認可申請書取扱方ノ件

(昭和十七年五月二日 職業局業務課長通牒)

標記ノ件ニ關シテハ昭和十七年四月二十日附職發第二五〇號ヲ以テ通牒候處職工其ノ他ノ從業者ノ所屬ノ移動ニシテ移動ノ決定ヲ當該工場、事業場其ノ他ノ場所ノ管理者ノミニ於テ爲ス場合又ハ本社、本店等ニ於テ單ナル移動指揮ヲ爲シ實際具體的特定人ノ移動ノ決定ハ當該工場、事業場等ノ管理者ニ於テ之ヲ爲ス場合ハ勞務調整令施行規則第三條、第六條第一項第五號及第八條ノ規定ニ依リ認可ヲ受クベキモノニシテ規則第十三條ノ二ノ規定ニ依ラザルモノニ有之候條右ニ依リ御取扱相成度

●事務員及技術者ノ所屬移動ノ場合ニ於ケル雇入及就職認可事務取扱ニ關スル件

從業者ノ所屬移動ノ場合ニ於ケル勞務調整令施行規則第十三條ノ二ノ認可申請ニ對スル事務取扱ニ關シテハ本年四月二十日附職發第二五〇號ヲ以テ通牒致置候處事務ノ簡捷ヲ圖ル爲メ爾今事務職員及技術者ニ限り左記ニ依リ處理スルコトト致度候(昭和十七年七月二十八日 職業局業務課長通牒)
尙事務職員及技術者以外ノ從業者ノ所屬移動ノ場合ニ於ケル取扱ハ從前ノ通ニ候條爲念

記

- 一、施行規則第十三條ノ二ノ認可申請ニシテ移動セントスル從業者ガ事務職員及技術者ニ關スルモノニ在リテハ移動ニ關係アル使用ノ場所ガ申請ヲ受理シタル國民職業指導所ノ管轄區域外ニ在ル場合ニ於テモ其ノ國民職業指導所限リニ於テ申請ニ對スル處分ヲ爲スコト
- 二、國民職業指導所長前號ニ依リ處分ヲ爲シタルトキハ移動ニ關係アル國民職業指導所長(從業者ノ移動及移動後ニ於ケル使用ノ場所ノ所轄國民職業指導所長)ニ對シ別記様式ニ依リ通知スルコト

●勞務調整令ニ於テ「從業者使用ノ場所」ノ意義ニ關シテハ二月九日附發職第六號通牒「勞務調整令關係質疑應答令第七條關係ノ九」ニ於テ指示シタル處ナルモ土木建築請負業ニ付テハ今尙其ノ取扱區々ニ亘ル如ク認めラレ候モ土木建築請負業ノ使用場所ハ左記ニ依リ取扱フベキ儀ニ有之爲念

記

土木建築請負業ニ於ケル從業者使用ノ場所ハ其ノ本社(本店)支社(支店)等ノ營業所ヲ一單位

調整令一十一條

トシテ取扱フベキモノニシテ必ズシモ個々ノ作業場ヲ一單位トシテ取扱フベキモノニ無之從テ其ノ營業所ガ單一ナル場合ハ同時ニ數作業場ニ於テ事業ヲ行フ場合ト雖モ從業者ノ使用場所ハ一ニシテ其ノ各作業場間ノ從業者ノ移動ハ本令ニ該當スルモノニアラズ營業所間ニ所屬ノ移動アル場合ニ於テノミ令第十一條第三項ノ規定ノ適用アルモノトス(昭和十七年四月七日 職業局業務課長通牒)

問 技能者及一般青壯年タル特定ノ從業者ニ付工場、事業場等使用ノ場所間ニ所屬ノ移動ヲ行フ場合ノ雇入就職認可申請書ニハ從業者ノ認印ヲ省略シテ可ナリヤ

答 通常ノ場合不可ナリ但シ當該從業者ニ關スル任免事務ガ後ニ使用ノ場所ヨリ上級ノ本社、支店等ノ場所ニ於テ行ハルル場合ニ於テハ移動スベキ從業者ノ認印ヲ省略スルモ差支ナシ(昭和十七年二月九日 職業局業務課長通牒)

問 事業ノ承繼ト同時ニ引續キ雇入レタル從業者ニ付使用ノ場所ノ移動ヲ行フ場合ニ關スル勞務調整令ノ適用如何

答 令第十一條第三項ノ適用アルモノトス(右同)

問 敵産管理令ニ基キ管理サルル事業ノ設備、資材、製品及從業者等ヲ一括的ニ引續キ之ヲ使用スル場合ハ勞務調整令施行規則第五條第一項第四號及同第十條第一項第三號ノ事業承繼ニ該當スルヤ

答 從前ノ場所ニ於テ其ノ儘引續キ使用スル場合ハ該當ス(右同)

問 産業再編成ニ伴フ企様合同ハ事業ノ承繼アルモノナリヤ

答 事業ノ承繼ナルモ企業合同ノ際引續キ雇入レタル者ニ付形式上新ナル雇傭契約ヲ爲シ雇

傭關係ヲ繼續スル場合ハ新ナル雇入及就職トシテ取扱フベキモノニアラズ(右同)

問 令第十一條第三項ノ内外地ニ亘ル所屬ノ移動ノ場合例ハ東京ノ本社ヨリ朝鮮ノ支店ニ轉勤セシムル場合ハ何レノ認可ヲ必要トスルヤ

答 東京ヨリ朝鮮ニ轉勤スル場合ハ東京ノ本社所在地ノ所轄國民職業指導所長ノ認可ヲ必要トシ、朝鮮ヨリ東京本社ニ轉勤シ來ル場合ハ内地ニ於ケル國民職業指導所長ノ認可ヲ受ケシムルコトヲ要セズ(昭和十七年七月九日 職業局業務課長通牒)

問 右ハ外國ト内地間ノ轉勤ノ場合ニモ同様ニ取扱ヒ差支ナキヤ

答 然リ(右同)

第四章 雜 則

令第十二條 國民職業指導所長本令又ハ本令ニ基キテ發スル命令ニ依ル認可ノ申請ニ付不正若ハ虚偽ノ事實アリト認ムルトキ又ハ特ニ必要アリト認ムルトキハ認可ヲ取消スコトヲ得

令第十三條 第四條、第六條又ハ第七條ノ規定ニ違反スル雇入又ハ就職アリタル場合ニ於テハ國民職業指導所長ハ雇入ヲ爲シタル者ニ對シ雇入レタル者ノ解雇ヲ、就職シタル者ニ對シ退職ヲ命ズルコトヲ得

前條ノ規定ニ依リ認可ノ取消アリタル場合亦同ジ
令第十四條 厚生大臣ハ從業者ノ雇入、使用、解雇、就職及退職ニ關シ事業主ニ對シ監督上必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得

○則第十四條 技能者、國民學校修了者及一般青壯年ヲ通算シ常時五人以上雇傭スル者ハ工場、事業場其ノ他從業者ヲ雇傭スル場所毎ニ様式第十號ニ依ル從業者名簿ヲ備付ケ其ノ雇入、使用及解雇、退職ニ關スル事項ヲ記載スベシ但シ工場法又ハ鑛業法ノ適用ヲ受クル事業ニ使用セラシル從業者ニ付テハ職工名簿又ハ鑛夫名簿ヲ以テ之ニ代フルコトヲ得

前項ノ名簿ハ從業者ノ死亡、解雇又ハ退職後二年間之ヲ保存スベシ

問 規則第十四條ノ「從業者名簿」ニハ本令ノ適用ヲ受クル從業者ニ付テノミ記載ヲ要スルモノナリヤ又ハ所定ノ從業者ヲ同一場所ニ五人以上雇傭シ居ル場合ニ於テハ全從業員ニ付テ記載ヲ要スルモノナリヤ

答 從業者名簿ニハ左ノ從業者ニ付記載スルコト尙全從業者ニ付記載スルモ差支ナキコト

一、本令ノ施行ノ日現在及其ノ後ニ於テ雇傭シ居リ又ハ雇傭シタル技能者及一般青壯年並ニ其ノ後雇入レタル技能者、國民學校修了者及一般青壯年（雇入、就職ニ付本令ノ制限ヲ受ケル者ニ限ル）

二、指定工場、令第二條ノ指定ヲ受ケタル範圍ノ從業者ヲ使用スル場所ニ在リテハ右ノ外令第二條第一項及第二項ノ規定ノ適用ヲ受クベキ者（昭和十七年二月九日 職業局業務課長通牒）

問 勞務供給業者ニ於テ備付クベキ從業者名簿ハ勞務供給事業規則第十一條第一號ノ規定ニ依リ備付クル「所屬勞務者名簿」ヲ以テ之ニ代フルコトハ差支ナキヤ

答 勞務調整令施行規則様式第十號ノ諸事項ヲ具備スルモノナレバ差支ナシ（昭和十七年七月九日 職業局業務課長通牒）

問 滿十四年ニ達シタル爲一般青壯年ノ雇入ニ付國民職業指導所長ノ認可ヲ受ケタル場合、從業者名簿ノ「雇入年月日」ハ右認可アリタル日ヲ記入スベキモノナリヤ

答 然リ（右同）

令第十五條 國民職業指導所長ハ命令ノ定ムル所ニ依リ從業者ノ雇入、使用、解雇、就職及退職ニ關シ國家總動員法第三十一條ノ規定ニ基テ報告ヲ徵スルコトヲ得

○則第十五條 國民職業指導所ノ紹介ニ依リ又ハ令第四條、令第七條第二號若ハ第六條第一項第五號ノ認可ヲ受ケ技能者、國民學校修了者又ハ一般青壯年ヲ雇入レタル者ハ從業者ノ異動狀況ヲ様式第十一號ニ依リ左ニ掲グル期日迄ニ從業者ヲ使用スル場所ノ所在地ノ所轄國民職業指導所長ニ報告スベシ

- 一 第一期 四月ヨリ六月迄ノ間ニ於テ雇入レタル者ノ爲ス報告ニ在リテハ其ノ年ノ八月一日
- 二 第二期 七月ヨリ九月迄ノ間ニ於テ雇入レタル者ノ爲ス報告ニ在リテハ其ノ年ノ十一月一日
- 三 第三期 十月ヨリ十二月迄ノ間ニ於テ雇入レタル者ノ爲ス報告ニ在リテハ其ノ翌年ノ二月一日
- 四 第四期 一月ヨリ三月迄ノ間ニ於テ雇入レタル者ノ爲ス報告ニ在リテハ其ノ年ノ五月一日

○則第十六條 令第十五條ノ規定ニ依ル報告ハ事業主從業者其ノ他關係人ヨリ之ヲ徵ス

問 規則第十五條ノ「從業者異動狀況報告」ハ本令施行後ニ於ケル所定事項ニ付爲スベキモノナリヤ、然リトセバ第一回報告ハ本年五月一日トナルモ差支ナキヤ

答 見解ノ通(昭和十七年二月九日職業局業務課長通牒)

問 右報告ハ當該期間中全然從業者ヲ雇入ザリシ場合ハ報告ノ義務ナキモノト解シ差支ナキヤ

答 見解ノ通(右同)

問 規則第十五條ノ從業者異動狀況報告ハ令第十一條第三項ノ工場間ノ所屬ノ移動ヲ行ヒタル場合、例ヘバ本社ノ一般青壯年ヲ支店ニ轉勤セシメタル場合ニハ本社ニ於テハ右報告書中ノ解雇人員ニ含メ、支店ニ於テハ雇入人員ニ含メテ本、支店双方ヨリ報告ヲ要スキベヤ

答 見解ノ通(昭和十七年七月九日職業局業務課長通牒)

問 外地外國ヨリ、例ヘバ東京本社等ニ轉勤シ來ル者ハ東京ニ於テ雇入認可ヲ受ケシムル要ナキ取扱ナルモ右ノ場合從業者異動狀況報告ヲ爲スノ要ナキモノナリヤ、又ハ適用外ノモノ欄ニ記載シテ報告スベキモノナリヤ

答 「適用外ノモノ」欄ニ記入スルモノトス(右同)

問 日々雇入レデナク臨時ニ雇入レタル者ハ從業者異動狀況報告ノ「雇入人員」及「解雇人員」中ニ含ミテ報告スベキヤ

答 三十日以内ノ臨時ニ雇入レタル者ハ右ニ含ミテ記入スルヲ要セズ(右同)

令第十六條 厚生大臣、地方長官又ハ國民職業指導所長必要アリト認ムルトキハ從業者ノ雇入、

使用、解雇、就職及退職ニ關シ國家總動員法第三十一條ノ規定ニ基キ當該官吏ヲシテ關係ノ工場、事業場其ノ他ノ場所ニ臨檢シ業務ノ狀況又ハ帳簿書類ヲ檢査セシムルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ當該官吏ヲシテ臨檢檢査セシムル場合ニ於テハ其ノ身分ヲ示ス證票ヲ携帯セシムベシ

○則第十七條 令第十六條第二項ノ證票ハ様式第十二號ニ依ルモノトス

令第十七條 前三條ノ規定ハ國及道府縣ノ從業者ノ雇入、使用及解雇ニハ之ヲ適用セズ

國民職業指導所長ハ命令ノ定ムル所ニ依リ國又ハ道府縣ニ於テ爲ス從業者ノ雇入、使用又ハ解雇ニ關シ從業者ヲ使用スル官衙(陸海軍ノ部隊及學校ヲ含ム)又ハ道府縣ヨリ通報ヲ求ムルコトヲ得

○則第十八條 令第十七條第二項ノ通報ハ管轄區域内ニ在ル國又ハ道府縣ノ施設ニ於ケル從業者ノ雇入、使用又ハ解雇ニ付様式第十三號ニ依リ之ヲ求ムルモノトス但シ技能者及一般青壯年ノ雇入ニ付國民職業指導所ニ求人申込ヲ爲ス場合ハ此ノ限ニ在ラズ

前項ノ通報ノ期日ハ左ノ各號ニ依ル

一 第一期 四月ヨリ六月迄ノ間ニ於テ雇入又ハ使用セントスル通報ニ在リテハ其ノ年ノ二月一日

二 第二期 七月ヨリ九月迄ノ間ニ於テ雇入又ハ使用セントスル通報ニ在リテハ其ノ年ノ五月一日

三 第三期 十月ヨリ十二月迄ノ間ニ於テ雇入又ハ使用セントスル通報ニ在リテハ其ノ年ノ

八月一日

四 第四期 一月ヨリ三月迄ノ間ニ於テ雇入又ハ使用セントスル通報ニ在リテハ其ノ前年ノ十二月一日

令第十八條 厚生大臣第二條第一項ノ規定ニ依リ工場、事業場其ノ他ノ場所又ハ從業者ノ範圍ヲ指定セントスルトキハ内閣總理大臣ニ協議スベシ

令第十九條 朝鮮及臺灣ニ在リテハ第六條、第七條、第八條及第十一條ノ規定ハ之ヲ適用セズ

朝鮮及臺灣ニ在リテハ年齢十二年以上四十年未満ノ男子ニシテ技能者タラザルモノ（以下男子青壯年ト稱ス）ノ雇入及就職ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ヲ除クノ外之ヲ爲スコトヲ得ズ

一 國ノ紹介ニ依リ雇入及就職スル場合

二 指定工場ノ事業主並ニ朝鮮總督又ハ臺灣總督ノ指定スル者ニ於ケル雇入及就職ノ場合

三 男子青壯年ヲ雇傭シ得ベキ總員數ニ付命令ノ定ムル所ニ依リ朝鮮ニ在リテハ府尹、郡守又ハ島司、臺灣ニ在リテハ市長又ハ郡守（澎湖廳ニ在リテハ廳長）ノ認可ヲ受ケタル場合

ニ於テ其ノ員數ニ滿ツル迄ノ雇入及就職ノ場合

四 命令ノ定ムル所ニ依リ特定ノ男子青壯年ノ雇入及就職ニ付朝鮮ニ在リテハ府尹、郡守又ハ島司、臺灣ニ在リテハ市長又ハ郡守（澎湖廳ニ在リテハ廳長）ノ認可ヲ受ケタル場合

五 第五條第二號ノ場合

六 國竝ニ道、州及廳ニ於ケル男子青壯年ノ雇入及就職ノ場合

七 其ノ他命令ヲ以テ定ムル場合

朝鮮及臺灣ニ在リテ年齢十二年未満ノ男子ニシテ技能者タラザルモノヲ雇入レ引續キ其ノ者ヲ雇傭スル場合ニ於テハ前項ノ規定ノ適用ニ付テハ其ノ者ガ年齢十二年ニ達スル時ニ於テ新ニ雇入及就職スルモノト看做ス

前項ノ場合ニ於テ命令ノ定ムル所ニ依リ新ナル雇入ニ關シ第二項ノ規定ニ依ル認可又ハ同項ノ規定ニ基キテ發スル命令ニ依ル認可ノ申請アリタルトキハ其ノ申請ニ對スル認可又ハ不認可ノ處分アル時ニ新ニ雇入及就職スルモノト看做ス

令第二十條 本令中厚生大臣トアルハ朝鮮ニ在リテハ朝鮮總督、臺灣ニ在リテハ臺灣總督、樺太

ニ在リテハ樺太廳長官、南洋群島ニ在リテハ南洋廳長官トシ地方長官トアルハ朝鮮ニ在リテハ道知事、臺灣ニ在リテハ州知事又ハ廳長、樺太ニ在リテハ樺太廳長官、南洋群島ニ在リテハ南洋廳長官トシ國民職業指導所長トアルハ朝鮮ニ在リテハ府尹、郡守又ハ島司、臺灣ニ在リテハ市長又ハ郡守（澎湖廳ニ在リテハ廳長）、樺太ニ在リテハ樺太廳支廳長、南洋群島ニ在リテハ南洋廳支廳長トシ國民職業指導所トアルハ朝鮮、臺灣、樺太及南洋群島ニ在リテハ國トス

本令中道府縣トアルハ朝鮮ニ在リテハ道、臺灣ニ在リテハ州又ハ廳、南洋群島ニ在リテハ南洋群島地方廳トシ國民學校初等科トアルハ樺太ニ在リテハ樺太國民學校初等科、南洋群島ニ在リテハ南洋廳國民學校規則ニ依ル國民學校初等科トシ國民學校高等科トアルハ樺太ニ在リテハ樺太國民學校令ニ依ル國民學校高等科、南洋群島ニ在リテハ南洋廳國民學校規則ニ依ル國民學校高等科トシ内地ニ於ケル之ニ準ズベキモノトアルハ樺太ニ在リテハ樺太ニ於ケル之ニ準ズベキモノ、南洋群島ニ在リテハ南洋群島ニ於ケル之ニ準ズベキモノトス

第十三條中第四條、第六條又ハ第七條トアルハ朝鮮及臺灣ニ在リテハ第四條又ハ第十九條第二項トス

附 則

本令ハ昭和十七年一月十日ヨリ之ヲ施行ス但シ内地、樺太及南洋群島ニ於テ第七條二號ノ規定ノ、朝鮮及臺灣ニ於テ第十九條第二項第二號及第三號ノ規定ノ實施ノ爲ニ豫メ必要ナル範圍内ニ於テハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

從業者移動防止令及青少年雇入制限令ハ之ヲ廢止ス但シ本令施行前ニ爲シタル行爲ニ關スル罰則ノ適用及本令施行前ニ從業者移動防止令第五條ノ規定ニ違反スル雇入ヲ爲シタル者ニ對スル同令第八條ノ規定ノ適用ニ付テハ本令施行後ト雖モ仍其ノ效力ヲ有ス

國民勞務手帳法施行令中左ノ通改正ス
第八條第一項第一號ヲ左ノ如ク改ム

一 勞務調整令第二條第一項ノ規定ニ依ル認可ヲ受ケ退職スルトキ又ハ同令第四條若ハ第七條第三號ノ規定ニ依ル認可若ハ同令第六條但書ノ規定ニ基ク命令ニ依ル認可ヲ受ケ就職スルトキ

施行規則附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス(昭和十七年四月二十日厚生省令第二十號改正)

○勞務調整令第四條ノ技能者指定(昭和十六年十二月二十六日厚生省告示第五七二號)

勞務調整令(以下本令ト稱ス)施行地内ニ居住スル者ニシテ左ノ各號ノ一ニ該當スルモノ

- 一 本令施行地内ニ於テ引續キ三月以上左ニ掲グル職業ニ從事スル者
 - 一 採炭、選炭、採鑛、選鑛、採油又ハ探鑛ニ關スル技術ニ從事シ又ハ其ノ指導監督ニ從事スルヲ業トスルモノ
 - 鑛山 技 術 者
 - 二 金屬ノ製鍊、合金、熱處理又ハ其ノ他ノ冶金ニ關スル技術ニ從事シ又ハ其ノ指導監督ニ從事スルヲ業トスルモノ
 - 冶 金 技 術 者
 - 三 電動機、發電機、變壓器等ノ電氣機械器具、電氣計器、電氣照明用機械器具、電線若ハ電纜ノ製作、取附、修繕若ハ取扱又ハ發變電若ハ送配電ニ關スル技術ニ從事シ又ハ其ノ指導監督ニ從事スルヲ業トスルモノ
 - 電 氣 技 術 者
 - 四 有線電信電話機、無線電信電話機(放送用ヲ含ム)、電視裝置、電寫裝置、電氣信號機等ノ電氣通信用機械器具ノ製作、取附、修繕又ハ取扱ニ關スル技術ニ從事シ又ハ其ノ指導監督ニ從事スルヲ業トスルモノ
 - 電 氣 通 信 技 術 者
 - 五 陸、船及航空機用ノ原動機、工作機械、鑛山用機械、冶金用機械、化學用機械、計器、光學機械、精密機械、兵器、車輛、自動車、起重機若ハ其ノ他ノ機械器具ノ製作、修繕若ハ取扱、鐵塔、橋梁等ノ構造物ノ製作若ハ修繕又ハ金屬ノ壓延、鑄造、鍛造等ノ加工ニ關スル技術ニ從事シ又ハ其ノ指導監督ニ從事スルヲ業トスルモノ
 - 機 械 技 術 者

調整令(告示)

- 六 航空機ノ機體又ハプロペラノ製作ニ關スル技術ニ從事シ又ハ其ノ指導監督ニ從事スルヲ業トスルモノ(航空機用原動機製作ニ從事スルモノヲ除ク) 航空機技術者
- 七 造船ニ關スル技術ニ從事シ又ハ其ノ指導監督ニ從事スルヲ業トスルモノ 造船技術者
- 八 有機化學、無機化學、電氣化學、高壓化學等ノ化學ニ關スル技術ニ從事シ又ハ其ノ指導監督ニ從事スルヲ業トスルモノ 化學技術者
- 九 セメント、ガラス、陶磁器、耐火煉瓦又ハ其ノ他ノ窯業ニ關スル技術ニ從事シ又ハ其ノ指導監督ニ從事スルヲ業トスルモノ 窯業技術者
- 一〇 製材、木工品ノ製造又ハ機械類ノ木部ノ製造若ハ修繕ニ關スル技術ニ從事シ又ハ其ノ指導監督ニ從事スルヲ業トスルモノ 木工技術者
- 一一 道路、橋梁、鐵塔、港灣、河川、砂防、鐵道、軌道、隧道、索道、上下水道又ハ其ノ他ノ土木ニ關スル技術ニ從事シ又ハ其ノ指導監督ニ從事スルヲ業トスルモノ 土木技術者
- 一二 建築ニ關スル技術ニ從事シ又ハ其ノ指導監督ニ從事スルヲ業トスルモノ 建築技術者
- 一三 氣象觀測又ハ其ノ他ノ氣象業務ニ關スル技術ニ從事シ又ハ其ノ指導監督ニ從事スルヲ業トスルモノ 氣象技術者
- 一四 航空士、航空機操縦士、航空機機關士ヲ業トスルモノ 航空機塔乘員

- 一五 金屬材料ノ物理的試驗作業ニ從事スルヲ業トスルモノ 金屬試驗工
- 一六 物理的又ハ化學的ノ實驗作業ニ從事スルヲ業トスルモノ 實驗工
- 一七 陸、船及航空機用ノ原動機、工作機械、鑛山用機械、冶金用機械、化學用機械、計器、光學機械、精密機械、兵器、艦船、車輛、航空機、自動車、起重機、其ノ他ノ機械器具、電氣機械器具、電氣計器、電氣通信用機械器具又ハ鐵塔、橋梁等ノ構造物ノ部分品、半製品又ハ製品ノ檢查作業ニ從事スルヲ業トスルモノ 機械檢查工
- 一八 レンズ、プリズム、レベル等ノ光學ガラスノ檢查作業ニ從事スルヲ業トスルモノ レンズ檢查工
- 一九 原動機、機關、ポンプ又ハ其ノ他ノ機械ノ試運轉作業ニ從事スルヲ業トスルモノ 試運轉工
- 二〇 化學分析作業ニ從事スルヲ業トスルモノ 分析工
- 二一 石炭又ハ亞炭ノ探掘又ハ探鑛ノ作業ニ從事スルヲ業トスルモノ(手掘夫、發破係夫及鑿岩夫ヲ含ム) 採炭夫
- 二二 炭坑坑内ニ於テ主トシテ石炭又ハ亞炭ノ運搬作業ニ從事スルヲ業トスルモノ(坑内ノ軌道夫ヲ含ミ坑外ノ運炭ノミニ從事スルモノヲ除ク) 坑内運炭夫
- 二三 炭坑坑内ニ於テ支柱作業ニ從事スルヲ業トスルモノ 炭坑支柱夫
- 二四 炭坑又ハ亞炭坑ニ於テ機械ニ依ル石炭ノ選別作業ニ從事スルヲ業トスルモノ 機械選炭夫

調整令(告示)

- 二五 鑛物ノ採掘又ハ探鑛ノ作業ニ従事スルヲ業トスルモノ(手掘夫、發破係夫及鑿岩夫ヲ含ム) 採 鑛 夫
- 二六 鑛山坑内ニ於テ支柱作業ニ従事スルヲ業トスルモノ 鑛 山 支 柱 夫
- 二七 鑛山坑内ニ於テ主トシテ鑛物ノ運搬作業ニ従事スルヲ業トスルモノ(坑内ノ軌道夫ヲ含ム) 坑 内 運 鑛 夫
- 二八 鑛山ニ於テ機械ニ依ル鑛物ノ選別作業ニ従事スルヲ業トスルモノ(大割夫ヲ含ム) 機 械 選 鑛 夫
- 二九 石油山ニ於テ鑿井又ハ汲油ノ作業ニ従事スルヲ業トスルモノ 石 油 鑛 夫
- 三〇 銑鐵又ハフエロアロイノ製鍊操作(熱風爐操作ヲ含ム)ニ従事スルヲ業トスルモノ 製 銑 工
- 三一 鋼ノ製鍊作業(造塊及焙燒ノ作業ヲ含ム)ニ従事スルヲ業トスルモノ 製 鋼 工
- 三二 非鐵金屬ノ濕式製鍊、乾式製鍊又ハ電氣精鍊ノ作業(造塊作業ヲ含ム)ニ従事スルヲ業トスルモノ 非 鐵 金 屬 製 鍊 工
- 三三 鑄物用又ハ合金用ノ金屬熔融作業ニ従事スルヲ業トスルモノ 金 屬 熔 融 工
- 三四 金屬加熱爐ノ操作ニ従事スルヲ業トスルモノ 操 爐 工
- 三五 金屬ノ箔、線、棒、管、條、板又ハタイヤノ製造ノ爲機械ニ依ル金屬ノ壓延、伸張、引拔、押出等ノ加工作業ニ従事スルヲ業トスルモノ 壓 延 伸 張 工

五〇

- 三六 鐵、鋼又ハ其ノ他ノ金屬ノ鑄造作業(ダイカスト鑄造作業ヲ含ム)ニ従事スルヲ業トスルモノ 鑄 物 工
- 三七 鍛冶又ハ鍛造ノ作業(プレスニ依ル火造作業ヲ含ム)且農具鍛冶、金具鍛冶、車鍛冶及雙物製造鍛冶ヲ除ク)ニ従事スルヲ業トスルモノ 鍛 工
- 三八 金屬ノ燒入、燒鈍、燒戻、燒準、滲炭、窒化等ノ熱處理作業ニ従事スルヲ業トスルモノ 熱 處 理 工
- 三九 現圖展開作業又ハ型板取(現圖木型作)作業ニ従事スルヲ業トスルモノ 現 圖 工
- 四〇 船體用鋼材ノ撓曲又ハ成形ノ作業(機械ニ依ル厚板ノ撓曲作業ヲ含ム)ニ従事スルヲ業トスルモノ 撓 曲 工
- 四一 鋸燒、當盤、鋸打等ノ鋸鋸作業ニ従事スルヲ業トスルモノ 鋸 打 工
- 四二 コーキング又ハ水油防材挿入ノ作業ニ従事スルヲ業トスルモノ 填 隙 工
- 四三 電氣又ハガスニ依ル金屬ノ熔接又ハ燒切ノ作業ニ従事スルヲ業トスルモノ 熔 接 工
- 四四 汽罐、水槽、煙突、復水器等ノ銅板類製品ノ加工組立作業ニ従事スルヲ業トスルモノ 製 罐 工
- 四五 剪斷機ニ依ル金屬切斷作業ニ従事スルヲ業トスルモノ 剪 斷 工
- 四六 造船ニ於テ現圖木型ニ依ル畧書又ハ鋼材ノ現場取附組立ノ作業ニ従事スルヲ業トスルモノ 製 船 工

調整令(告示)

五一

- 五二 鐵 木 工
- 四七 主トシテ手作業ニ依ル金屬薄板ノ加工組立作業ニ従事スルヲ業トスルモノ(銅打物職ヲ含ミブリキ職ヲ除ク)
- 四八 主トシテプレスニ依ル金屬加工作業ニ従事スルヲ業トスルモノ
- 四九 主トシテ艦船用ノ金屬板及管ノ加工作業ニ従事スルヲ業トスルモノ
- 五〇 金屬管ノ加工取附作業ニ従事スルヲ業トスルモノ(鉛工ヲ含ム)
- 五一 鐵材又ハ鋼材ノ加工組立作業ニ従事スルヲ業トスルモノ(第四〇號乃至第五〇號ニ屬スルモノヲ除ク)
- 五二 金屬加工ノ爲野書及心出ノ作業ニ従事スルヲ業トスルモノ
- 五三 普通旋盤、工具旋盤、卓上旋盤、多數バイト旋盤、模寫旋盤、正面旋盤、堅旋盤、專門旋盤等ノ旋盤ニ依ル金屬加工作業ニ従事スルヲ業トスルモノ
- 五四 タレット旋盤、自動旋盤又ハ半自動旋盤ニ依ル金屬加工作業ニ従事スルヲ業トスルモノ
- 五五 中グリ盤ニ依ル金屬加工作業ニ従事スルヲ業トスルモノ
- 五六 研磨盤、ラツプ盤、艶出盤又ハ砥上盤ニ依ル金屬加工作業ニ従事スルヲ業トスルモノ
- 五七 ボール盤ニ依ル金屬加工作業ニ従事スルヲ業トスルモノ

- 五八 平削盤ニ依ル金屬加工作業ニ従事スルヲ業トスルモノ
- 五九 形削盤又ハ堅削盤ニ依ル金屬加工作業ニ従事スルヲ業トスルモノ
- 六〇 フライス盤ニ依ル金屬加工作業ニ従事スルヲ業トスルモノ
- 六一 齒切盤ニ依ル金屬加工作業ニ従事スルヲ業トスルモノ
- 六二 工作機械ニ依ル金屬加工作業ニ従事スルヲ業トスルモノ(第五三號乃至第六一號ニ屬スルモノヲ除ク)
- 六三 切削工具、剪斷工具、セリダシ工具、ゲージ、ジク、金型、計測器類(度量衡法ニ依ラザルモノ)、ネジ切削用補助工具、其ノ他ノ工具、鑢、鋸又ハ刃物ノ仕上、調整又ハ修繕ノ作業ニ従事スルヲ業トスルモノ
- 六四 主トシテ鑢、タガネ等ノ手道具ニ依ル金屬品ノ仕上作業(簡單ナ部分品ノ組立作業ヲ含ム)ニ従事スルヲ業トスルモノ
- 六五 電動機、其ノ他ノ電氣機械器具又ハ電氣計器ノ仕上、組立、調整、据附又ハ修繕ノ作業ニ従事スルヲ業トスルモノ
- 六六 電氣通信用機械器具ノ仕上、組立、調整、据附又ハ修繕ノ作業ニ従事スルヲ業トスルモノ
- 六七 度量衡器、理學的機械器具、機械的計測器(時計ヲ含ム)、兵器、光學機械器具又ハ其ノ他ノ精密機械器具ノ仕上、組立、調整、据附又ハ修繕ノ作業ニ従事スルヲ業トスルモノ

調整令(告示)

五三

- 六八 原動機、工作機械又ハ其ノ他ノ機械器具ノ仕上、組立、調整、据附又ハ修繕ノ作業ニ従事スルヲ業トスルモノ 機械組立工
- 六九 航空機ノ仕上、組立、鑄裝、調整又ハ修繕ノ作業ニ従事スルヲ業トスルモノ 航空機組立工
- 七〇 自動車ノ仕上、組立、鑄裝、調整又ハ修繕ノ作業ニ従事スルヲ業トスルモノ 自動車工
- 七一 艦船ノ鑄裝作業ニ従事スルヲ業トスルモノ 艦裝工
- 七二 電線又ハ電纜ノ被覆、鍍裝又ハ被鉛ノ作業ニ従事スルヲ業トスルモノ 電線被裝工
- 七三 金屬ノ撚線又ハ合線ノ製造作業(鋼索製造作業ヲ含ム)ニ従事スルヲ業トスルモノ 撚線工
- 七四 電線コイルノ巻線作業(手巻作業ヲ含ム)ニ従事スルヲ業トスルモノ 巻線工
- 七五 電氣裝置及器具ノ絶縁被覆作業ニ従事スルヲ業トスルモノ 絶縁工
- 七六 手作業、機械作業又ハ化學作用ニ依ル目盛作業(文字書作業ヲ含ム)ニ従事スルヲ業トスルモノ 目盛工
- 七七 機械ニ依ル製材又ハ製板ノ作業ニ従事スルヲ業トスルモノ 製材工
- 七八 合板ノ製造作業(薄板製造及薄板膠着ノ作業ヲ含ム)ニ従事スルヲ業トスルモノ 合板工

- 七九 鑄物用木型ノ製造作業ニ従事スルヲ業トスルモノ 木型工
- 八〇 艦船、航空機、車輛又ハ其ノ他ノ機械器具ノ木部ノ製造作業(墨附作業ヲ含ム)ニ従事スルヲ業トスルモノ(家具職、建具職及指物職ヲ除ク) 木工
- 八一 木造船ノ建造作業(短艇製造業ヲ含ム)ニ従事スルヲ業トスルモノ 造船工
- 八二 硫酸製造ノ化學工程ニ従事スルヲ業トスルモノ 硫酸工
- 八三 鹽酸製造ノ化學工程ニ従事スルヲ業トスルモノ 鹽酸工
- 八四 硝酸製造ノ化學工程ニ従事スルヲ業トスルモノ 硝酸工
- 八五 炭酸ソーダ、苛性ソーダ、金屬ソーダ、其ノ他ノソーダ鹽又ハカリ鹽ノ製造化學工程ニ従事スルヲ業トスルモノ ソーダ工
- 八六 水素、酸素、炭酸ガス、亞硫酸ガス、鹽素ガス、鹽化メチレン、鹽化メチル等ノ液化ガス又ハ壓縮ガスノ製造作業(原料ガス發生作業ヲ含ム)ニ従事スルヲ業トスルモノ 壓縮ガス工
- 八七 合成法ニ依ルアンモニア製造ノ化學工程(原料ガス發生及觸媒製造ノ作業ヲ含ム)ニ従事スルヲ業トスルモノ アンモニア合成工
- 八八 カーバイト製造用電氣爐ノ操作ニ従事スルヲ業トスルモノ カーバイト電爐工
- 八九 アルミナ及アルミニウムノ製造ノ化學工程(氷晶石製造作業ヲ含ム)ニ従事スルヲ業トスルモノ アルミナ及アルミニウム製造工

調整令(告示)

アルミニウム製造工

スルモノ

九〇 石炭乾溜ニ依ル石炭ガス、コークス又ハタールノ製造作業(石炭ノ低溫乾溜作業ヲ含ム)

ニ従事スルヲ業トスルモノ 石炭乾溜工

九一 發生爐ガス又ハ水性ガスノ製造作業ニ従事スルヲ業トスルモノ ガス發生爐工

九二 タールノ分溜、精製等ノ方法ニ依ルベンゾール、トルオール、キシロール、ナフタリン、
石炭酸等ノ化學製品ノ製造作業ニ従事スルヲ業トスルモノ タール分溜工

九三 染料製造工場ニ於テタール染料又ハ其ノ中間體ノ製造ノ化學工程ニ従事スルヲ業トスル
モノ 染料工

九四 人造石油製造ノ化學工程ニ従事スルヲ業トスルモノ 人造石油工

九五 石油ノ蒸溜、分解、精製又ハ洗滌ノ作業ニ従事スルヲ業トスルモノ 石油工

九六 動植物油脂ノ抽出、精製、分解、鹼化又ハ硬化ノ作業ニ従事スルヲ業トスルモノ 油脂工

九七 ゴム原料ノ配合、混合等ノ精練作業(再製ゴム製造作業ヲ含ム)又ハタイヤ、ゴム靴、
ゴム底足袋若ハゴム引防水布ノ製造作業ニ従事スルヲ業トスルモノ ゴム工

九八 セルロイド、醋酸纖維素又ハ纖維素エーテルノ製造ノ化學工程ニ従事スルヲ業トスルモノ
セルロイド工

九九 製紙用又ハ人絹用ノバルブ製造作業ニ従事スルヲ業トスルモノ バルブ工

一〇〇 人造絹絲、人造纖維又ハセロファンノ製造ノ化學工程ニ従事スルヲ業トスルモノ(漂
白及洗滌ノ作業ニ従事スルモノヲ除ク) 人絹工

一〇一 顔料、ボイル油又ハワニスノ製造作業ニ従事スルヲ業トスルモノ 顔料塗料工

一〇二 火薬類又ハ化學兵器ノ製造作業ニ従事スルヲ業トスルモノ(マツチ製造作業ニ従事ス
ルモノヲ除ク) 火薬工

一〇三 弾ノ火薬又ハ火工兵器ノ加工、裝填又ハ修理ノ作業ニ従事スルヲ業トスルモノ 火工

一〇四 炭素電極ノ製造作業ニ従事スルヲ業トスルモノ 電極工

一〇五 蓄電池、濕電池又ハ乾電池ノ製造又ハ修繕ノ作業ニ従事スルヲ業トスルモノ(光電池
製造作業ニ従事スルモノヲ除ク) 電池工

一〇六 セメント、陶磁器又ハ耐火煉瓦ノ焼成作業ニ従事スルヲ業トスルモノ 窯業燒成工

一〇七 金屬又ハガラスノ熔融用ルツボノ製造又ハ修理ノ作業ニ従事スルヲ業トスルモノ 工

一〇八 光學ガラス、銅ガラス、硬質ガラス、フィルター、安全ガラス等ノ特殊ガラスノ製造
作業(ガラスノ熱處理作業ヲ含ム)ニ従事スルヲ業トスルモノ 特殊ガラス工

一〇九 レンズ、プリズム、レベル、反射鏡、船舶信號用ガラス等ノ光學ガラスノ荒摺、研磨、
調整令(告示)

- 心取等ノ作業又ハバルサム作業ニ従事スルヲ業トスルモノ
- 光學ガラス工
- 一一〇 蒸汽機關車ノ運轉ニ従事スルヲ業トスルモノ (助手ヲ含ム)
- 蒸汽機關車運轉手
- 一一一 内燃機關車 (ディーゼル動車及ガソリン動車ヲ含ム)ノ運轉ニ従事スルヲ業トスルモノ
- 内燃機關車運轉手
- (助手ヲ含ム)
- 一二二 電車又ハ電氣機關車ノ運轉ニ従事スルヲ業トスルモノ
- 電車運轉手
- 一二三 自動車ノ運轉ニ従事スルヲ業トスルモノ
- 自動車運轉手
- 一二四 飛行場ニ於テ航空機及其ノ附屬品ノ點檢、分解、調整、補修、手入、裝備、試運轉、格納、飛行準備、滑走ノ補助等ノ地上勤務作業ニ従事スルヲ業トスルモノ
- 航空機整備員

- 一一五 有線電信ノ發受信操作ニ従事スルヲ業トスルモノ
- 有線電信通信士
- 一一六 無線電信ノ發受信操作ニ従事スルヲ業トスルモノ
- 無線電信通信士
- 一一七 發動機ヲ有スル二十噸以上三十噸未満ノ漁船ノ操縦又ハ運轉ニ従事スルヲ業トスルモノ (船員手帳又ハ海技免狀ヲ有スル者ヲ除ク)
- 漁船運轉手
- 一一八 製圖又ハ寫圖ノ技術的作業 (設計ノ補助作業ヲ含ム)ニ従事スルヲ業トスルモノ
- 製圖手
- 一一九 作業企劃、作業研究又ハ單價若ハ原價ノ計算ノ技術的業務ニ従事スルヲ業トスルモノ
- 企劃手
- 一二〇 電氣通信電線路 (空中線ヲ含ム)ノ建設、保繕又ハ屋内配線工事ノ作業ニ従事スルヲ

業トスルモノ

通信電路工

- 一一二 電氣通信用機械器具ノ設備又ハ保繕ノ作業ニ従事スルヲ業トスルモノ
- 通信電機工
- 一一三 電線架設、電路敷設、保線、屋内配線工事又ハ送配電ノ作業ニ従事スルヲ業トスルモノ
- 電力電路工
- 一一四 電氣機械ノ据附又ハ運轉ノ作業ニ従事スルヲ業トスルモノ
- 電力電氣工
- 一一五 汽罐ノ罐焚又ハ取扱ノ作業ニ従事スルヲ業トスルモノ
- 汽罐
- 一一六 原動機、機關、ポンプ又ハ機械ノ運轉又ハ保繕ノ作業ニ従事スルヲ業トスルモノ
- 機械運轉工
- 一一七 起重機ノ運轉ニ従事スルヲ業トスルモノ
- 起重機運轉工
- 一一八 熔鑪、平爐、溶融爐、加熱爐、窯業用窯其ノ他ノ工業用爐窯又ハ汽罐煉瓦積部分ノ築造又ハ修築ノ作業ニ従事スルヲ業トスルモノ
- 築爐工
- 一一九 保溫材取附作業ニ従事スルヲ業トスルモノ
- 保溫工
- 一二〇 メツキ、ボンデライト、パークライデング、メタニウム又ハセラダイスノ作業ニ従事スルヲ業トスルモノ
- メツキ工
- 一二一 塗料ニ依ル塗裝、吹附又ハ燒附ノ作業ニ従事スルヲ業トスルモノ
- 塗裝工
- 一二二 帆、索具、防舷物等ノ船具ノ製造、修繕又ハ取附ノ作業 (錨及鎖ノ取附作業ヲ含ム)
- 帆索具工

調整令(告示)

ニ從事スルヲ業トスルモノ

一三二 裝飾ノ作業ニ從事スルヲ業トスルモノ

一三三 氣象觀測又ハ其ノ他ノ氣象業務ニ從事スルヲ業トスルモノ

一三四 潜水服ヲ着用シテ行フ水中作業ニ從事スルヲ業トスルモノ

ニ 引續キ三月以上一年未滿前號ノ職業ニ從事シ本令公布ノ日以後ニ於テ其ノ職業ヲ罷メ其ノ職業ヲ罷メタル日ヨリ六月ヲ經過セザル者

三 引續キ一年以上第一號ノ職業ニ從事シテ其ノ職業ヲ罷メ其ノ職業ヲ罷メタル日ヨリ五年ヲ經過セザル男子

四 引續キ一年以上第一號ノ職業ニ從事シテ本令公布ノ日以後ニ於テ其ノ職業ヲ罷メ其ノ職業ヲ罷メタル日ヨリ五年ヲ經過セザル女子

五 左ニ掲グル學校ニ於テ左ニ掲グル學科ヲ修メ其ノ學校ヲ卒業シタル者

學校

一 大 學

イ 大學ノ工學部及理工學部

ロ 旅順工科大学

ハ 早稻田大學文學部

ニ 拓殖大學

二 專門學校

六〇

網 具 工

裝 蹄 工

氣 象 手

潛 水 夫

イ 工業及鑛業ニ關スル專門學校

ロ 朝鮮及臺灣ノ工業及鑛業ニ關スル專門學校

ハ 南滿洲工業專門學校

ニ 農林業ニ關スル專門學校

三 實業學校

イ 工業學校(大正十年文部省令第五號二種以上ノ實業學校ノ學科ヲ置ク學校ニ關スル

規程第一條ノ規定ニ依リ設ケタル實業學校ニシテ工業學校ノ學科ヲ置クモノヲ含ム)

並朝鮮及臺灣ノ工業學校(大正十一年朝鮮總督府令第九號實業學校規程第四條ノ規定

ニ依リ設ケタル實業學校ニシテ工業學校ノ學科ヲ置クモノヲ含ム)ニシテ左ノ各號ノ

一ニ該當スルモノ

1 國民學校初等科修了程度ヲ入學資格トスルモノニシテ修業年限ヲ五年以上トスル

モノ

2 國民學校高等科修了程度ヲ入學資格トスルモノニシテ修業年限ヲ三年(夜間授業

ノモノニ在リテハ四年)以上トスルモノ

3 前二號ト同等以上ノモノ

4 工業學校規程第十一條ノ二又ハ臺灣公立工業學校規則第四條ノ規定ニ依リ設ケタル

ル第二部

ロ 大連工業學校

ハ 撫順工業學校

調整令(告示)

四 各種學校

工業學校ニ准ズベキ私立學校ニシテ中學校卒業程度ヲ入學資格トシ修業年限ヲ一年以上トスルモノ又ハ之ト同等以上ノモノ

學科

一 大 學

- イ 機械工學科 (北海道帝國大學工學部第三部類ヲ含ム)
- ロ 船舶工學科 (造船學科ヲ含ム)
- ハ 航空學科
- ニ 造兵學科
- ホ 電氣工學科 (北海道帝國大學工學部第四部類ヲ含ム)
- ヘ 應用化學科 (工業化學科、化學工業科、染料化學科及電氣化學科ヲ含ム)
- ト 採鑛冶金學科 (鑛山及冶金學科、採鑛學科、冶金學科、金屬工學科、應
用金屬學科及北海道帝國大學工學部第二部類甲ヲ含ム)
- チ 火藥學科
- リ 燃料化學科 (北海道帝國大學工學部第二部類乙ヲ含ム)
- ヌ 土木工學科
- ル 建築學科
- ラ 窯業科
- イ及ホ乃至トノ學科ノ中早稻田大學ノ工業經營分科ハ之ヲ除ク

二 專門學校 (專門學校ニ非ザル私立學校ニシテ中學校卒業程度ヲ入學資格トシ且修業年限ヲ三年以上トスルモノヲ含ム)

- イ 造機工學科 (精密機械科、機械科、鑛機科及鑛山機械科ヲ含ム)
- ロ 造船工學科
- ハ 航空工學科
- ニ 電氣工學科 (電氣科ヲ含ム)
- ホ 應用化學科 (電氣北學科及製藥化學科ヲ含ム)
- ヘ 採鑛冶金學科 (採鑛學科、鑛山工學科、鑛山學科、冶金學科、冶金工學科及採炭工學科ヲ含ム)
- ト 燃料學科
- チ 窯業科
- リ 土木工學科
- ヌ 建築學科
- ル 農藝化學科

三 工業學校 (大正十年文部省令第五號二種以上ノ實業學校ノ學科ヲ置ク學校ニ關スル規程第一條又ハ大正十一年朝鮮總督府令第九號實業學校規程第四條ノ規定ニ依リ設ケタル實業學校ニシテ工業學校ノ學科ヲ置クモノ並專門學校及實業學校ニ非ザル私立學校ニシテ中學校卒業程度ヲ入學資格トシ且修業年限ヲ一年以上三年未滿トスルモノ並之ト同等

調整令(告示)

ノモノヲ含ム)

イ 機械科(機械工作科、精密機械科、精密機械工作科、計器科、原動機科、採鑛機科、電氣機械科、電氣科、電氣機械工作科、機械電氣科、化學機械科其ノ他機械科ニ準ズベキ學科ヲ含ム)

ロ 造船科

ハ 航空科(機體製作科及航空機關科ヲ含ム)

ニ 電氣科

ホ 應用化學科(工業化學科、化學工業科、電氣化學科其ノ他應用化學科ニ準ズベキ學科ヲ含ム)

ヘ 採鑛冶金科(採鑛科及冶金科、鑄工冶金科、鍛工冶金科、其ノ他之ニ準ズベキ學科ヲ含ム)

ト 土木建築科(土木科、建築科ヲ含ム)

チ 窯業科(陶器科、製陶科ヲ含ム)

リ 塗工科(家具塗工科ヲ含ム)

六 左ニ掲グル技能者養成施設ニ於テ所定ノ課程ヲ修了シタル者

一 國立又ハ公立ノ機械工養成施設ニシテ中學校卒業程度ヲ入所資格トシ修業年限ヲ一年以上トスルモノ又ハ之ト同等以上ノモノ

二 國立ノ通信有技者養成施設ニシテ國民學校高等科修了程度ヲ入所資格トスルモノ又ハ之

ト同等以上ノモノ

三 社團法人電信協會管理無線電信講習所(大正十三年以後ノ修了者ニ限ル)

七 左ニ掲グル檢定若ハ試驗ニ合格シタル者又ハ左ニ掲グル免許ヲ受ケタル者

一 實業學校卒業程度檢定規程ニ依ル工業學校卒業程度ノ檢定

二 航空法第十六條ノ規定ニ依ル考查

三 電氣事業主任技術者資格檢定規則ニ依ル電氣事業主任技術者ノ資格檢定

四 瓦斯事業法施行規則第四十五條ノ規定ニ依ル銓衡

五 銃砲火藥類取締法施行細則第四條又ハ第六條ノ二ノ規定ニ依ル銓衡

六 壓縮瓦斯及液化瓦斯取締法施行令第十一條ノ規定ニ依ル銓衡

七 無線通信士資格檢定規則ニ依ル無線通信士ノ檢定

八 汽罐取締令ニ依ル汽罐士免許

九 裝蹄師試驗規則ニ依ル裝蹄師試驗

一〇 自動車取締令ニ依ル自動車運轉者ノ免許

一一 電氣工事人取締規則ニ依ル電氣工事人ノ免許

一二 電話規則第四十條ノ規定ニ依ル資格認定

一三 機械技術者檢定令ニ依ル檢定

○勞務調整令第七條第二號ノ事業指定

(昭和十六年十二月二十六日厚生省告示第五七二號
昭和十七年七月二十八日厚生省告示第一七號改正)

- 一 鑛業及砂鑛業(湯ノ花採取業ヲ除ク)
- 二 土石採取業ニシテ左ニ掲グルモノ
 - 一 アルミニウム原鑛採取業
 - 二 石灰石、工業用特殊陶磁器原石、耐火材料材料(珪石、珪藻土、ドロマイドヲ含ム)及石棉採取業
 - 三 螢石及雲母採取業
 - 四 土砂採取業
- 三 金屬工業ニシテ左ニ掲グルモノ
 - 一 金屬精鍊業及材料品製造業
 - 二 鑄物業
 - 三 鍍金業(亜鉛メッキ及錫メッキ業以外ハ軍需用ノモノニ限ル)
 - 四 其ノ他ノ金屬工業ニシテ左ニ掲グルモノ
 - イ 鏈鎖製造業
 - ロ パネ製造業
 - ハ 鋼索製造業
 - ニ 金網製造業(軍需用ノモノニ限ル)
 - ホ ボルト、ナット、座金及鋲製造業
 - ヘ 釘類製造業
 - ト 針金類製造業
 - チ 金屬板製品(ドラム罐五ガロン用ブリキ罐及軍需用ノモノニ限ル)製造業
 - リ 建築用家具用金物製造業(軍需用ノモノニ限ル)
 - ヌ 金屬製建具、家具類製造業(軍需用ノモノニ限ル)

- ル 建築、橋梁、鐵塔等ノ建設材料製造業
 - ヲ 蹄鐵及蹄釘製造業
 - ワ 火造(鍛冶)業
 - カ 金屬切斷業(軍需用ノモノニ限ル)
 - ヨ 熔接業
 - タ 針布製造業
 - レ 其ノ他ノ金屬製品製造加工業(軍需用ノモノニ限ル)
- 機械器具工業ニシテ左ニ掲グルモノ
 - 一 原動機類製造業(陸用圓錐及軍需、生擴用以外ノ重油機械製造業ヲ除ク)
 - 二 電氣機械器具類(扇風器ハ軍需用ノモノニ限ル)製造業
 - 三 無線及有線通信機械器具製造業(鐵道信號安全裝置及部分品製造業ヲ含ム)
 - 四 電線及電纜製造業
 - 五 電池製造業(乾電池製造業ハ軍需及生擴附帶用ノモノニ限ル)
- 擴附帶用ノモノニ限ル
 - 六 工作機械器具製造業
 - 七 探鑛、選鑛及精鍊用機械器具製造業
 - ハ 化學工業用機械器具製造業(製紙機械器具製造業ヲ除ク)
 - 九 瓦斯發生裝置製造業及鑄造機製造業
 - 一〇 ミシン製造業(軍需用ノモノニ限ル)
 - 一一 鐵道車輛製造業(內燃動車製造業ハ軍需用ノモノニ限ル)
 - 一二 自動車製造業
 - 一三 自轉車及其ノ他ノ車輛製造業
 - 一四 船舶製造業
 - 一五 航空機、航空機部分品及附屬品製造業
 - 一六 運搬機械製造業
 - 一七 ポンプ、水壓機、送風機及氣體壓縮機製造業
 - 一八 特殊瀝水機製造業(軍需用ノモノニ限ル)

調整令(告示)

- 限ル)
- 一九 農業用及水産業用機械器具製造業
- 二〇 土木建築用機械器具製造業(軍需用工業用及商業用ノモノニ限ル)
- 二一 計測器類製造業ニシテ左ニ掲グルモノ
 - イ 度量衡器製造業(軍需用ノモノニ限ル)
 - ロ 寒暖計製造業(軍需用ノモノニ限ル)
 - ハ 體溫計製造業
 - ニ 電氣計器製造業
 - ホ 計壓器類製造業
 - ヘ 其ノ他ノ計器製造業
 - ト 時計(電氣時計ヲ除ク)製造業(軍需用ノモノニ限ル)
 - チ 測量用機械器具製造業(製圖用機械器具製造業ヲ含ム)
 - リ 試験及検査用機械器具製造業

- 二二 學術及醫療機械器具製造業
- 二三 光學機械器具製造業(寫眞機類製造業ハ軍需用ノモノニ限ル)
- 二四 照明用機械器具製造業(電球製造業以外ハ軍需用及鑛山用ノモノニ限ル)
- 二五 銃砲、彈丸、兵器類製造業(軍需用ノモノニ限ル)
- 二六 其ノ他ノ機械器具工業ニシテ左ニ掲グルモノ
 - イ 事務用機械製造業(軍需用ノモノニ限ル)
 - ロ 瓦斯器具製造業(軍需用ノモノニ限ル)
 - ハ 辨及コック製造業
 - ニ 軸受(寶石類ヲ以テ製造シタルモノヲ含ム)製造業
 - ホ ベルト車、車輪及車軸製造業
 - ヘ イ乃至ホ以外ノ部分品及附屬品製造

(軍需用ノモノニ限ル)

- ト 其ノ他ノ機械器具製造業(軍需用ノモノニ限ル)
- チ 齒車製造業
- 二七 機械器具裝置業

五 化學工業ニシテ左ニ掲グルモノ

- 一 製 藥 業
- 二 工業藥品製造業ニシテ左ニ掲グルモノ
 - イ ソーダ製造業
 - ロ 硫酸製造業
 - ハ 燐製造業
 - ニ 壓縮瓦斯製造業(鹼素、水素、鹽素、アセチレン、アムモニア、窒素具素以外ハ軍需用ノモノニ限ル)
 - ホ カーバイト製造業
 - ヘ 鹽酸製造業
 - ト 晒粉製造業
 - チ 重クロム酸ソーダ、重クロム酸

カリ及過マンガン酸カリ製造業(軍需用ノモノニ限ル)

- リ 鹽素酸ソーダ、鹽素酸カリ及苛性カリ製造業
- ヌ 芒硝、硫化ソーダニ硫化炭素製造業(輸出用ノモノヲ除ク)
- ル 石炭酸、サルチル酸、醋酸製造業
- ヲ アルコール(含水)、ブチルアルコール製造業
- ワ アセトン、ホルマリン、エーテル及グリセソ製造業
- カ グリコール製造業(軍需用ノモノニ限ル)
- ヨ ヨード、ヨードカリ及鹽化カリ製造業
- タ 硝石(合成硝石ヲ含ム)、人造氷晶石及硝安製造業
- レ シアンナトリウム及シアンカリ製造

調整令(告示)

業

- ソ 合成ベンゾール、合成トルオール、合成ゴム、合成硝酸、メタノール及其ノ他ノ合成化學工業藥品製造業
- 三 製鹽業
- 四 染料及中間物製造業（天然染料及硫化染料製造業ハ軍需用ニ限ル）
- 五 塗料製造業（船底塗料製造業以外ハ軍需用及生擲用ノモノニ限ル）
- 六 顔料（カーボンブラック、アセチレンブラック、硫酸バリウム、リトボン、チタン白、軍需用鉛白、軍需用群青、軍需用紺青、軍需用及生擲用藍鉛華、軍需用及生擲用亞鉛丹並ニベンガラニ限ル）製造業
- 七 發火物製造業（煙火製造業ヲ除ク）
- 八 礦物油製造業
- 九 植物油脂類製造業（輸出用ノモノヲ除

七〇

- キ 薄荷腦、薄荷油、テレピン油、ミカン油製造業ハ軍需用ノモノニ限ル）
- 一〇 動物油脂製造業（輸出用ノモノヲ除ク）
- 一一 蠟及加工油製造業（木蠟製造業及蠟燭製造業ハ軍需用ノモノニ限ル）
- 一二 ゴム製品類製造業（再生ゴム製造加工業ヲ含ム）
- 一三 バルブ製造業
- 一四 製紙業
- 一五 セロファン紙製造業（軍需用ノモノニ限ル）
- 一六 セルロイド製造業ニシテ左ニ掲グルモノ
- イ セルロイド素地製造業
- ロ ベンヂルセルローズ製造業（軍需用ノモノニ限ル）
- ハ ギアセチルセルローズ製造業（軍需

用ノモノニ限ル）

- 一七 化學纖維製造業
- 一八 肥料製造業
- 一九 皮革製造業（較革及較革製造業以外ハ軍需用ノモノニ限ル）
- 二〇 石鹼（化粧品ヲ除ク）製造業
- 二一 左ニ掲グル諸化學工業
- イ 人造レヂン素地及製品製造業（有機ガラス製造業ヲ含ム）
- ロ バルカナイズドファイバー製造業
- ハ リノリウム製造業（軍需用ノモノニ限ル）
- ニ 防水布、凝革布類製造業（軍需用ノモノニ限ル）
- ホ 建築用防水紙及防水布製造業（軍需用ノモノニ限ル）
- ヘ ファイルム、乾板類製造業
- ト タンニン製造業

チ 糊料製造業（膠及ゼラチン製造業ニ限ル）

- リ 殺蟲劑及防腐劑製造業
- ヌ 研磨材料及研磨用品製造業
- ル 炭素製品製造業
- ヲ コークス製造業
- ワ 化學兵器製造業
- カ 高級燃料類製造業（軍需用ノモノニ限ル）
- ヨ 豆炭及煉炭製造業
- タ アミノ酸製造業
- レ 其ノ他ノ化學製品製造業（活性炭、木炭及活性白土以外ハ軍需用ノモノニ限ル）
- 六 瓦斯業及電氣業
- 七 水道業
- 八 窯業及土石加工業ニシテ左ニ掲グルモノ
- 一 電氣用、醫療用、耐酸用及耐熱用陶磁

調整令(告示)

器製造業

- 二 陶管製造業
- 三 光學ガラス、安全ガラス、石英ガラス及電氣用、醫療用、耐酸用若ハ耐熱用ガラス並ニ板ガラス製品製造業
- 四 セメント製造業
- 五 煉瓦及耐火物製造業
- 六 屋根瓦製造業
- 七 石灰製造業
- 八 玻璃鐵器製造業(軍需用ノモノニ限ル)
- 九 其ノ他ノ窯業製品製造業(軍需用ノモノニ限ル)
- 一〇 セメント製品製造業(軍需用及生攪附帶用ノモノニ限ル)
- 一一 石綿製品製造業(軍需用及生攪附帶用ノモノニ限ル)

九 紡織工業ニシテ左ニ掲グルモノ

- 一 製絲業(生絲製造業ニ限ル)

二 紡績業(綿絲紡績業、絹絲紡績業、麻

- 絲紡績業、毛絲紡績業及ステールフアイバー絲紡績業ニ限ル但輸出用ノモノヲ除ク)
- 三 綿及絹撚絲業
- 四 織物業ニシテ左ニ掲グルモノ
 - イ 純綿織物製造業
 - ロ 混紡綿織物製造業
 - ハ 絹織物製造業(輸出用ノモノヲ除ク)
 - ニ 人造絹絲トノ交織絹織物製造業(輸出用ノモノヲ除ク)
 - ホ 麻織物製造業
 - ヘ 純毛織物製造業
 - ト 混紡毛織物製造業
 - チ 人造絹織物製造業
 - リ 交織人造絹織物製造業
 - ヌ ステールフアイバー織物製造業
 - 五 メリヤス素地編立業

六 メリヤス製品製造業

- 七 組紐製造業(軍需用及生攪用ノモノニ限ル)
- 八 綿製造業(眞綿製造業ハ軍需用ノモノニ限ル)
- 九 染色及整理業ニシテ左ニ掲グルモノ
 - イ 機械捺染業
 - ロ 無地染業
 - ハ 布染晒整理業
 - 一〇 フェルト製造業(軍需用及工用業ノモノニ限ル)
 - 一一 繭短纖維製造業
 - 一二 裁縫業(軍需用ノモノ及勞働作業衣ニ限ル)
- 一〇 製材及合板業(輸出用ノモノヲ除ク)
- 一一 コルク製品製造業(軍需用ノモノニ限ル)
- 一二 鑄物用木型製造業

一三 食品工業ニシテ左ニ掲グルモノ

- 一 精穀業
- 二 製粉及澱粉製造業
- 三 製糖業
- 四 醸造業(醬油、味噌、食酢、和酒及麥酒製造業ニ限ル)
- 五 パン(菓子パンヲ除ク)製造業
- 六 罐詰製造業(輸出用ノモノヲ除ク)
- 七 罐詰製造業(輸出用ノモノヲ除ク)
- 八 畜産食品製造業(煉乳、粉乳、バター其ノ他乳製品及人造バター製造業ニ限ル)
- 九 水産食品製造業(乾海苔、佃煮海苔昆布及昆布製品、細寒天並ニ角寒天製造業ヲ除ク)
- 一〇 煙草製造業
- 一一 製氷及冷凍食品製造業
- 一二 製麵業

- 一三 肉エキス製造業
- 一四 乾燥野菜類製造業（軍需用ノモノニ限ル）
- 一四 左ニ掲グル諸工業
 - 一 印刷業（紙幣、銀行券、郵券、官報類、國債券、勸業債券類、軍用地圖及國定教科書ノ印刷業ニ限ル）
 - 二 疊製造業
 - 三 綿、麻、毛及絹製綱、繩及網製造業（軍需用漁業用及船舶用ノモノニ限ル）
 - 四 皮革製品製造業ニシテ左ニ掲グルモノ
 - イ 皮革製品製造業（軍需用ノモノニ限ル）
 - ロ 馬具製造業
 - ハ ベルト及パッキング製造業（軍需用及生擴用ノモノニ限ル）
 - 五 家畜用配合飼料製造業
 - 六 醫療材料品製造業
- 七 義肢製造業
- 八 紙製品製造業ニシテ左ニ掲グルモノ
 - イ クラフト紙袋製造業（セメント、製粉、石灰、肥料、工業藥品、木炭、砂糖、精米麥及豆炭用ノモノニ限ル）
 - ロ 紡績用紙管製造業
- 一五 物品販賣業ニシテ左ニ掲グルモノ
 - 一 米穀販賣業
 - 二 蔬菜類販賣業
 - 三 鮮魚類販賣業
 - 四 牛乳販賣業
 - 五 薪、炭販賣業
 - 六 石炭、コークス類販賣業
 - 七 新聞發行販賣業
 - 一六 牛馬商
 - 一七 勞務供給業（軍需、生産力擴充、土木建築及運輸通信關係ノモノニ限ル）
 - 一八 銀行業、信託業

- 一九 無盡業、保險業
- 二〇 倉庫業
- 二一 冷蔵倉庫業
- 二二 運輸業ニシテ左ニ掲グルモノ
 - 一 鐵道（鋼索鐵道ハ平坦線ニ限ル）及軌道業
 - 二 乗合自動車運輸業
 - 三 貨物自動車運送業
 - 四 小運送業（小運送業法ニ依ル小運送業ニ限ル）
 - 五 港灣運送業
 - 六 船舶運送業
 - 七 航空輸送業
- 二三 通信事業（郵便物遞送請負業ヲ含ム）
- 二四 土木建築業
- 二五 教育（學校、圖書館及博物館ニ限ル）事業
- 二六 醫療衛生事業ニシテ左ニ掲グルモノ
 - 一 醫業
 - 二 浴場業
 - 三 清掃業
 - 二七 海難船舶救助事業
 - 二八 學術研究事業
 - 二九 取引所營業、有價證券引受業（有價證券引受業法ニ依リ免許ヲ受ケタルモノニ限ル）
 - 三〇 船舶解撤業
 - 三一 大東亞共榮圏域内南方地區ニ於ケル物資ノ生産、蒐荷及配給ニ關スル事業（軍ノ指揮又ハ委託ヲ受ケテ行フモノニ限ル）

學校卒業者使用制限令

(昭和十三年八月二十四日勅令第五九九號)
(昭和十六年十一月二十一日勅令第九九六號改正)

學校卒業者使用制限令施行規則

(昭和十三年八月二十六日厚生省令第二三號)
(昭和十七年三月二十日厚生省令第二二號改正)

令第一條 厚生大臣ノ指定スル大學、專門學校、實業學校其ノ他之ニ准ズベキ各種學校ニ於テ厚生大臣ノ指定スル學科ヲ修メ其ノ學校ヲ本令施行後ニ於テ卒業スル者(以下卒業者ト稱ス)ノ國家總動員法第六條ノ規定ニ基ク使用制限ハ別段ノ規定アル場合ヲ除クノ外本令ノ定ムル所ニ依ル

問 國家總動員法第六條ニハ「政府ハ戰時ニ際シ國家總動員上必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ從業者ノ使用、雇入若ハ解雇又ハ賃金其ノ他ノ勞働條件ニ付必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得」ト規定シアリ從ツテ本令ハ平時ニ於テハ適用セラレザルモノト解サル、モ如何

答 見解ノ通尙戰時ハ戰爭ニ準ズベキ事變ノ際ヲ含ムコトトセラルルヲ以テ戰爭ニ準ズベキ事變ノ際ニモ適用セラレ又戰爭又ハ事變ノ終熄後ト雖國策遂行上本制度ノ繼續ヲ必要トスルトキハ本令ハ消滅スルモノニ代ルベキ法律ノ制定ヲ見ルコトアルベシ

問 指定ノ學校ニ於テ指定ノ學科ヲ修メ卒業シタル者ガ指定外ノ學校ニ入學シ又ハ指定ノ學校ニ於テ指定外ノ學科ヲ修メ其ノ學校ヲ卒業シタルトキハ本令ノ適用ヲ受ケザルヤ

答 指定ノ學校ニ於テ指定ノ學科ヲ修メ其ノ學校ヲ卒業シタル者ハ其ノ後ニ於テ如何ナル學校ニ於テ如何ナル學科ヲ修メ其ノ學校ヲ卒業スルモ本令ノ適用ヲ免ルルガ如キコトナシ但シ他

ノ指定ノ學校ニ入學シテ指定ノ學科ヲ修メ其ノ學校ヲ卒業シタル場合ニハ其ノ後ノ學校卒業者トシテ本令ノ適用ヲ受クルコトナリ自ラ從前ノ學校卒業者トシテハ取扱ハレザルニ至ルベシ

問 指定ノ學校ニ於テ指定ノ學科ヲ修メ其ノ學校ヲ卒業シタル者ハ其ノ卒業ノ年ニハ本令ノ適用ヲ受クルモ卒業ノ翌年以降ハ本令ノ適用ナキモノト解スベキヤ

答 本令ノ存續スル限り本令ノ適用ヲ受クルモノナリ

問 本令施行前ニ卒業シタル者ガ本令施行ノ日以後ニ於テ雇傭セララルル場合ハ本令ノ適用ナキヤ

答 適用ナシ

問 中途退學者ニ付テハ本令ノ適用ナキヤ

答 卒業者ニ限定セルヲ以テ中途退學者ニハ適用ナシ

令第二條 卒業者ヲ雇傭契約ニ基キ使用セントスル者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ學校ノ程度及學科別ニ各年ノ卒業者ノ使用員數ニ付厚生大臣ノ認可ヲ受クベシ

令第二條ノ二 厚生大臣卒業者ノ使用制限上特ニ必要アリト認ムルトキハ前條ノ規定ニ依リ認可シタル員數ヲ減少シ又ハ同條ノ認可ヲ取消スコトヲ得

〇則第一條 學校卒業者使用制限令(以下令ト稱ス)第二條ノ認可ヲ受ケントスル者ハ別ニ定ムル期間内ニ様式第一號ニ依リ申請スベシ

〇則第二條 前條ノ申請ニ對スル認可ヲ爲シタル後ニ於テ使用シ得ベキ卒業者アルトキ其ノ他特

學卒者制限令一條—二條

別ノ必要アルトキハ前條ノ規定ニ拘ラズ令第二條ノ認可ノ申請ヲ爲スコトヲ得

○則第三條 令第二條ノ認可ノ申請ハ卒業生ノ勤務スベキ工場、事業場又ハ事務所別ニ當該工場、事業場又ハ事務所所在地ノ所轄地方長官（鑛業法又ハ砂鑛法ノ適用ヲ受クル事業ニ付テハ鑛山監督局長トス）ヲ經由シテ之ヲ爲スベシ

前項ノ場合ニ於テ卒業生ノ勤務スベキ工場、事業場又ハ事務所二以上アルトキハ主トシテ勤務スベキ工場事業場又ハ事務所別ニ、勤務スベキ場所一定セザルトキハ使用者ノ主タル事務所ニ付申請ヲ爲スベシ

○則第三條ノ二 令第二條ノ認可ヲ受ケタル後ニ於テ特別ノ必要ニ依リ卒業生ノ勤務スベキ工場、事業場又ハ事務所ヲ變更セントスルトキハ其ノ申請ヲ爲スベシ

○則第四條 令第二條ノ認可ヲ受ケタル者卒業生ヲ使用シ又ハ使用セザルニ至リタルトキハ遲滞ナク様式第二號ニ依リ卒業生ノ勤務スル工場、事業場又ハ事務所所在地ノ所轄地方長官ヲ經由シテ厚生大臣ニ報告スベシ

● 學校卒業生使用制限令施行規則第一條ノ期間指定（昭和十七年三月二十五日）
（厚生省告示第一二〇號）
使用セントスル卒業生ノ卒業ノ時 申請期間

昭和十七年 九月 自昭和十七年四月一日
昭和十七年十二月 至昭和十七年四月三十日
昭和十八年 三月

● 學校卒業生使用場所變更ニ關スル事務取扱ニ關スル件（昭和十七年四月二十一日）
（厚生省職業局長通牒）

學校卒業生ノ使用場所ヲ變更セントスルトキハ先般學校卒業生使用制限令施行規則第三條ニ
ヲ以テ其ノ申請ヲ爲スコトト改正相成候處之ガ事務取扱ニ關シテハ左記ニ依ルコトト相成候條
御了知ノ上可然處理相成度

追テ各年四月二十日按發第一三四號當局技能課長通牒會社合併等ノ場合ニ於ケル學校卒業生
使用制限ニ關スル件左記第二項ハ之ヲ削除致候條御了知相成度

記

一 規則第三條ノ二ノ規定ニ依ル申請書ニハ概ネ左記事項ヲ記載セシムルコト

(1) 卒業生ノ認可員數ヲ増加シ又ハ新ニ卒業生ヲ使用セントスル場所ニ付（甲場所ト稱ス）

イ 使用場所ノ名稱及所在地

ロ 現在ニ於ケル卒業年月別、學校程度及學科別卒業生使用認可員數

ハ 事業ノ種類、主要生産又ハ販賣品目及利用狀況

ニ 技術者及勞務者數並ニ技術者ノ不足狀況

(2) 卒業生ノ認可員數ヲ減少セントスル使用場所ニ付（乙場所ト稱ス）

イ 使用場所ノ名稱及所在地

ロ 現在ニ於ケル卒業年月別、學校程度及學科別卒業生使用認可員數

(3) 乙場所ヨリ甲場所ニ變更使用セントスル卒業生ノ卒業年月別學校程度及學科別員數尙轉
勤者ニ付テハ其ノ者ノ氏名、卒業學校並ニ學科名及卒業年月日

(4) 申請ノ理由

學校卒業生使用制限令—二條

二 申請書ハ法人代表者、事業主又ハ其ノ代理人(甲場所)ノ名ヲ以テ甲場所ノ所在地ノ所轄
 地方長官(鑛業法又ハ砂鑛法ノ適用ヲ受クル事業ニ付テハ鑛山監督局長トス以下同ジ)ヲ經
 由シ提出スルモノナルコト

三 厚生大臣申請ニ付處理シタルトキハ其ノ指令書ヲ前項ノ地方長官ヲ經由シ申請人ニ交付ス
 ルコト若シ甲乙兩場所ノ所在地ガ道府縣若ハ鑛山監督局ノ管轄區域ヲ異ニスルトキ又ハ其ノ
 場所ガ道府縣知事及鑛山監督局長ノ管轄ニ關聯スルトキハ同時ニ乙場所ノ所轄地方長官ニ對
 シ其ノ旨通知スルモノトス

● 會社合併等ノ場合ニ於ケル學校卒業生使用制限ニ關スル事務取扱ニ關スル件

(昭和十六年四月二十四日)
 職業局技能課長通牒

會社合併等ノ場合及分割使用ノ場合ニ於ケル學校卒業生使用制限ニ關スル事務取扱ニ付テハ左
 記ニ依ルコトト相成候條御了知ノ上可然御取計相成度

記

一、會社合併等ノ場合ノ取扱

會社合併等ノ場合ハ解散會社ノ工場、事業場又ハ事務所ニ對スル使用認可ノ效力ハ合併後存
 續スル會社又ハ合併ニ因リ設立シタル會社ニ及バザルモノトシ合併後存續スル會社又ハ合併
 ニ因リ設立シタル會社ノ工場、事業場又ハ事務所ニシテ學校卒業生ノ使用ヲ要スル向ニ付テ
 ハ施行規則第二條ノ規定ニ依ル申請(使用場所所在地ノ所轄地方長官(鑛山監督局長ヲ含ム
 以下同ジ)經由)ニ基キ其ノ場所ノ事情ガ從前ト同様ナリト認めラルル場合ハ更メテ使用認

可ヲ爲スコト

尙右申請書ノ書式ハ施行規則ニ定ムル様式ニ依ルコトヲ要セズ使用場所ノ名稱及所在地事業
 ノ内容、使用場所別ノ卒業生、學校程度及學科別卒業生使用員數、申請ノ理由等ヲ記載シ尙
 會社合併等ヲ證スル書面ヲ添附セシムルコト

二、分割使用ノ場合ノ取扱(第二項ハ昭和十七年四月二十二日)
(職業局長通牒ヲ以テ削除)

問 雇傭契約ニ基ク使用トアルガ其ノ意味如何

答 雇傭契約トハ一方ヨリ勞務ヲ提供シ相手方ヨリ其ノ勞務ニ對スル報酬ヲ與フル双務契約ニ

シテカカル關係ノ下ニ使用スルコトハスベテ包含セララルモノナリ

問 卒業生ヲ雇傭契約ヲ爲サズシテ使用スル場合モ認可ヲ要スルヤ

答 卒業生使用ノ基礎トナル關係ガ如何ナル形式ヲトルモ其ノ實質ガ雇傭關係ナルトキハ認可
 ヲ要ス

問 卒業生ヲ學校ノ講師、助手トスル場合ハ雇傭契約ニ基ク使用トナルヤ

答 見解ノ通

問 事業主ガ其ノ家業ニ其ノ子ヲ使用スル場合モ認可ヲ要スルヤ

答 雇傭關係ニ非ザルヲ以テ認可ヲ要セズ

問 事業主ガ其ノ世帯員トシテ使用スル場合ハ認可ヲ要スルヤ

答 認可ヲ要ス

問 會社ノ取締役ノ子ヲ其ノ會社ニ於テ使用スル場合ハ認可ヲ要スルヤ

學卒者制限令—二條

- 答 會社トノ關係ハ雇傭關係ナレヲ以テ認可ヲ要ス
- 問 大學ノ卒業者ノ代リニ専門學校ノ卒業者ヲ使用スルコトヲ得ザルヤ
- 答 使用スルコトヲ得ズ
- 問 學科ノ間ノ融通ヲ爲シ得ルヤ
- 答 不可ナリ
- 問 各年ノ卒業者毎ニ認可ヲ受クベキコトナレルモ數年ノ認可員數ヲ合計シタルモノノ範圍内ニ於テ各年ノ認可員數ヲ融通シテ使用スルモ差支ナキヤ
- 答 不可ナリ使用認可ハ各年ノ卒業者毎ニ受クベキモノナルヲ以テ相互間ニ融通スルコトヲ得ザルモノトス例ヘバ昭和十四年ノ大學ノ機械科卒業者三名ノ使用認可ヲ受ケタル場合ハ昭和十四年ノ大學機械科卒業者ニ限り使用シ得ルモノニシテ昭和十四年ノ大學機械科卒業者ヲ二名使用シ昭和十五年又ハ昭和十六年ノ大學機械科卒業者ヲ以テ不足ノ一名ヲ補フ等他ノ年ノ卒業者ヲ之ニ代フルコトハ許サレズ
- 問 認可ヲ受ケタル員數ノ範圍内ニ於テハ何人ヲ使用スルモ差支ナキヤ
- 答 學校程度及學科ガ同一ナレバ差支ナシ
- 問 某年卒業者ノ使用認可ヲ受ケタル者ガ其ノ年ノ卒業者ヲ以テ其ノ認可人員ヲ充足シ得ザリシ場合ニ其ノ翌年ノ卒業者ヲ以テ前年ノ使用認可人員ヲ充足シ差支ナキヤ
- 答 其ノ翌年ノ卒業者ヲ以テ使用認可人員ノ充足ヲ爲スハ不可ナリ
- 問 甲會社ノA工場ニ配當アリタルトコロ甲會社ガA工場ヲ乙會社ニ讓渡シタル場合或ハA工

- 場ヲ以テ乙會社ヲ設立シタル場合ニハ乙會社ニ於テ更ニ認可ヲ受クルヲ要スルヤ
- 答 理論上ハ乙會社ニ於テ認可ヲ受クルコトヲ要スルモA工場ノ内容ガ全然變更セラレズ其ノ施設ヲ従業員ト併セテ引續タル場合ニハ乙會社ニハソノママ移轉シタル事實ヲ證スル書類ヲ添付セシメテ届出シムルヲ以テ足ルモノトス
- 問 申請ノ期限經過後ニ於テ申請ノ必要ヲ生ジタルトキハ申請ノ途ナキヤ
- 答 申請期限經過後ニ於ケル申請ハ本條ニ依リテハ之ヲ爲シ得ズ但シ特別ノ必要アルトキハ施行規則第二條ニ依リ申請セシムルコトアルモノトス
- 問 申請書ハ幾通作成提出スベキヤ
- 答 正本及副本二通(計三通)トス尙軍ノ管理工場又ハ主ナル利用工場ニ在リテハ陸海軍ニ於テ直接事業主ニ對シ別ニ副本一通(陸軍、海軍双方ノ關係工場ハ各一通宛)ヲ關係軍部隊ニ提出セシムル趣ナリ
- 問 申請書ハ指定ノ期日迄ニ到達スルコトヲ要スルヤ
- 答 見解ノ通
- 問 期限後ニ提出シタル申請ハ如何ニ取扱ハルルヤ
- 答 申請ノ効力ナキヲ以テ何等ノ措置ヲ爲サザルヲ原則トス
- 問 「認可ヲ爲シタル後ニ於テ使用シ得ベキ卒業生アルトキ」トハ如何ナル場合ナリヤ
- 答 認可員數ノ減少又ハ認可ノ取消等ニ依リ其ノ儘放置スルトキハ使用セラレザル卒業生アルニ至リタルガ如キ場合ヲ謂フ

特別ノ必要アルトキトハ如何ナル場合ナリヤ
答 事情ノ變更等ニ依リ國策上卒業生ノ使用ヲ認ムルノ已ムヲ得ザル特別ノ必要ヲ生ジタル場合ヲ謂フ

問 規則第二條ノ規定ニ依リ事業主ヨリ積極的ニ認可ヲ申請スルコトヲ得ルヤ

答 規則第二條ノ規定ニ依リ認可ノ申請ハ厚生大臣ノ指示ヲ俟ツテ之ヲ爲スベキモノトス

問 甲會社ノA、B二工場ニ夫々配當アリテA工場ノ認可人員ヲ一〇人B工場ノ認可人員ヲ八人トスル場合ニ其ノ後特別ノ事情ニ依リA工場ヲ八人、B工場ヲ一〇人トスル必要生ジタル場合ハ方法ナキヤ

答 施行規則第二條ノ規定ニ依リ申請ヲ爲サシムルモノトス

問 甲會社ニA工場アリテ認可ヲ受ケタル後、新ニB工場ヲ設ケタルトキニB工場ニA工場ニ認可アリタル人員ノ一部ヲ使用スルハ差支ナキヤ

答 認可ナクシテハB工場ニ使用スルコトヲ得ズコノ認可ノ申請ハ施行規則第二條ニ依リ爲シ得ルモノトス

問 甲會社ニA、B二工場アルニ拘ラズ甲會社トシテ申請シ認可ヲ受ケタル場合A、B工場ニ配屬スルハ任意ニ之ヲ爲シ支障ナキヤ

答 令第三條ニ該當スルヲ以テA、B二工場ノ配分ニ付テハ認可ヲ受ケタルニ非ザレバ決定スルコトヲ得ザルモノトス

問 本社方東京ニ在リ卒業生ヲ使用スベキ工場ヲ甲、乙、丙三縣ニ有シ且本社ニ於テ各工場ノ

認可申請ノ手續ヲ爲ス場合ニ於テ本社ヨリ各工場別ニ申請書ヲ作成シ其ノ工場所在地ノ地方長官ヲ經由シテ之ヲ爲スベキモノト解スベキヤ

答 見解ノ通

問 事業主ガ甲、乙、丙ノ三工場ヲ有スル場合ニ甲、乙、丙ノ三工場ニ付夫々認可ヲ受ケタル員數ノ總數ノ範圍内ニ於テ各工場ノ使用員數ヲ適宜決定シテ差支ナキヤ

答 各工場毎ニ認可ヲ受ケタル員數ノ範圍内ニ於テノミ使用シ得ルモノトス

問 一事業主ガ甲、乙、丙ノ三工場ヲ有スル場合ニ甲工場ニ使用スル者ヲ乙工場ニ轉勤セシメタル場合ニハ報告ヲ要スルヤ

答 甲工場ニ付使用セザルニ至リタル旨ノ報告、乙工場ニ付使用ノ報告ヲ爲スモノトス

問 報告ハ何日迄ニ之ヲ爲セバ可ナルヤ

答 遲滞ナクトアルヲ以テ其ノ都度直ニ之ヲ爲スベキモノトス

問 認可ニ基キ卒業見込者ヲ業務見習トシテ使用シ引續キ使用スル場合ノ使用報告ハ何時之ヲ爲スベキヤ

答 本條ハ卒業生ノ使用ニ付テノミ規定セルヲ以テ卒業シタルトキ直ニ之ヲ爲スモノトス但シ卒業見込者ヲ認可ニ基キ使用スルトキハ認可ノ條件トシテ様式第二號ニ準ジ報告ヲ爲スベキコトトセルヲ以テ其ノ使用ヲ開始シタルトキ及其ノ卒業シタルトキニ使用報告ヲ爲スベキモノトス(使用セザルニ至リシトキモ同ジ)

問 申請ノ年四月一日現在ノ狀況欄ニハ應召者ノ數ハ之ヲ含マシメテ記載スルヤ

學卒者制限令—二條

答 見解ノ通

問 軍直接受註ノ軍需品ノ生産額ハ記載スルコトヲ要セザルモノトナリ居ルモ生産品目ハ之ヲ記載スルヲ要セザルヤ

答 品目ハ之ヲ記載スルコトヲ要ス詳細ノ品目ヲ記載スルハ支障アルトキハ兵器、軍需品等大體ノ品目ヲ適宜ニ記載スルモノトス

問 特ニ斟酌スベキ事情トハ如何ナル事情ヲ謂フヤ

答 會社ノ重役ノ子ヲ其ノ會社ニ採用セントスルトキ、叔父ガ甥等ヲ採用セントスルトキ應召者アルトキ滿支ノ會社ニ多數ノ技術者ヲ送出シタルトキ等ノ如キヲ謂フ

問 擴張等ニ依リ新規ニ要スル員數ハ陸軍海軍ノ軍需、生産擴充計畫ニ伴フモノ等ヲ明ニスルコトヲ要スルモノトシアルモ各員數ヲ夫々明ニスルヲ要スルヤ

答 其ノ區別ヲ爲シテ數ヲ記載スルコトヲ得ルモノハ各別員數、其ノ不能ナルモノハ大體ノ割合ヲ示スモ支障ナシ

問 申請ノ年四月一日現在ノ狀況ノ學校卒業者ニ非ザル技術者トハ如何ナルモノヲ指稱スルヤ

答 學校卒業者ニ非ザル技術者トハ國民職業能力申告令ニ於ケル指定職業中何々技術者トイフ技術者ニ該當スルモノノ中指定學校卒業者以外ノ者ヲ指スモノトス

令第三條 厚生大臣前條ノ認可ノ申請ニ付不正又ハ虚偽ノ事實アリト認ムルトキハ認可シタル員數ヲ減少シ又ハ認可ヲ取消スコトヲ得

令第四條 厚生大臣必要ト認ムルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ第二條ノ認可ヲ申請シタル者又ハ

卒業者ヲ使用スル者ニ付卒業者ノ使用ニ關シ國家總動員法第三十一條ノ規定ニ基ク報告ヲ徴スルコトヲ得

厚生大臣又ハ地方長官必要ト認ムルトキハ卒業者ノ使用ニ關シ國家總動員法第三十一條ノ規定ニ基キ當該官吏ヲシテ第二條ノ認可ヲ申請シタル者又ハ卒業者ヲ使用スル者ノ工場、事業場又ハ事務所ニ臨檢シ業務ノ狀況又ハ帳簿書類ヲ検査セシムルコトヲ得

○則第五條 令第四條第二項ノ規定ニ依リ當該官吏臨檢スル場合ニハ様式第三號ノ證票ヲ携帯スベシ

令第五條 本令ハ市町村其ノ他之ニ準ズベキモノニ於テ卒業者ヲ吏員トシテ使用スル場合ニ之ヲ準用ス

問 市町村ニ準ズベキモノトハ如何ナルモノヲ指スヤ

答 市町村組合、水利組合等吏員ヲ置クコトヲ得ル公共團體ヲ謂フ

問 市町村等ニ於テ吏員トシテ使用スル場合ニ準用セラルルガ雇員、傭人等トシテ使用スル場合ハ如何

答 雇傭契約ニ基ク使用ナルヲ以テ當然本令ノ適用ヲ受クルモノナリ

問 市町村長、助役、收入役等ハ市町村ノ吏員ナリヤ

答 吏員ナリ

令第六條 本令ハ國又ハ道府縣ニ於ケル卒業者ノ使用ニハ之ヲ適用セズ

問 國又ハ道府縣ニ於ケル卒業者ノ使用ハ自由ナリヤ

學卒者制限令四條一六條

答 國、道府縣ニ於ケル使用ノ中官吏トシテノ使用ニ付テハ雇傭契約ニ基ク使用ニ非ザルヲ以テ當然本令ノ適用ナク其ノ他ノモノトシテノ使用ニ付テハ本條ニ依リ適用ヲ除外セラレタルモノナリ但シ國、道府縣ニ於ケル使用ニ付テハ各省ノ申合セニ依リ厚生省ニ設置スル學校卒業者使用制限委員會ニ於テ其ノ使用員數ヲ調整スルコトトセラレ國、道府縣ニ於テハ其ノ委員會ニ於テ配當シタル員數ノ範圍内ニ於テ使用スルコトトナリ居ルモノナリ

問 官立又ハ應府縣立ノ學校、試驗場等ニ於ケル使用ハ本條ニ該當スルヤ

答 見解ノ通

問 市町村立ノ學校ノ教員ノ使用ニ付テハ本條ニ該當スルヤ

答 見解ノ通

問 官廳、道府縣又ハ應府縣立ノ施設等ニ於ケル使用ノ手續如何

答 内閣書記官長ヨリノ通牒ニ依リ一定ノ様式ヲ以テ調書ヲ作成シ各省ニ於テ關係廳ノ分ヲ取

繼メ厚生省ニ通報スルコトトナリ居レリ

令第七條 本令中厚生大臣トアルハ朝鮮ニ在リテハ朝鮮總督、臺灣ニ在リテハ臺灣總督、樺太ニ在リテハ樺太廳長官、南洋群島ニ在リテハ南洋廳長官トシ地方長官トアルハ朝鮮ニ在リテハ道知事、臺灣ニ在リテハ州知事又ハ廳長、樺太ニ在リテハ樺太廳長官、南洋群島ニ在リテハ南洋廳長官トシ、道府縣トアルハ朝鮮ニ在リテハ道、臺灣ニ在リテハ州又ハ廳、南洋群島ニ在リテハ南洋群島地方費トス

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

(編者註) 學校卒業者使用制限令ニ關スル各條文解釋ハ凡テ厚生省職業局發表ノモノヲ收録セルモノデアル。

○ 學校卒業者使用制限令第一條ノ學校指定

(昭和十三年八月二十六日厚生省告示第一一九號) (昭和十七年三月二十日厚生省告示第一二一號)

學校卒業者使用制限令第一條ノ學校ヲ左ノ通指定ス

大學

- 一 大學ノ工學部及理工學部
- 二 旅順工科大學
- 三 大學ノ工學部及理工學部ノ研究科(大學院)
- 四 旅順工科大學ノ研究科

專門學校

- 一 工業ニ關スル專門學校
- 二 朝鮮及臺灣ノ工業ニ關スル專門學校
- 三 南滿洲工業專門學校
- 四 東京物理學校
- 五 上田蠶絲專門學校

學卒者制限令(告示)

六 日本大學大阪專門學校

實業學校

一 工業學校（大正十年文部省令第五號二種以上ノ實業學校ノ學科ヲ置ク學校ニ關スル規程第一條ノ規定ニ依リ設ケタル實業學校ニシテ工業學校ノ學科ヲ置クモノヲ含ム）並ニ朝鮮及臺灣ノ工業學校（大正十一年朝鮮總督府令第九號實業學校規程第四條ノ規定ニ依リ設ケタル實業學校ニシテ工業學校ノ學科ヲ置クモノヲ含ム）ニシテ左ノ各號ノ一ニ該當スルモノ

- (一) 國民學校初等科修了程度ヲ入學資格トスルモノニシテ修業年限ヲ五年以上トスルモノ
- (二) 國民學校高等科修了程度ヲ入學資格トスルモノニシテ修業年限ヲ三年（夜間授業ノモノニ在リテハ四年）以上トスルモノ
- (三) 前二號ト同等以上ノモノ

(四) 工業學校規程第十一條ノ二又ハ臺灣公立工業學校規則第四條ノ規定ニ依リ設ケタル第二部

二 大連工業學校

三 撫順工業學校

各種學校

一 工業學校ニ準ズベキ私立學校ニシテ中學校卒業程度ヲ入學資格トシ修業年限ヲ一年以上トスルモノ又ハ之ト同等以上ノモノ（夜間授業ノモノヲ除ク）

○ 學校卒業生使用制限令第一條ノ學科指定

（昭和十三年八月二十六日厚生省告示第一二九號
昭和十七年三月二十日厚生省告示第一二二號改正）

學校卒業生使用制限令第一條ノ學科ヲ左ノ通指定ス

大學ノ研究科（大学院）

一 機械工學、造兵工學、造船工學、航空工學、電氣工學、應用化學、鑛山學、冶金學、火藥學又ハ燃料化學ニ關スル事項ヲ研究題目トスルモノ

大學

一 機械工學科（機械學科、化學機械學科及北海道帝國大學工學部第三部類ヲ含ム）

二 船舶工學科（造船學科ヲ含ム）

三 航空學科

四 造兵學科

五 電氣工學科（電氣學科、通信工學科及北海道帝國大學工學部第四部類ヲ含ム）

六 應用化學科（工業化學科、化學工業科、電氣化學科、染料化學科及窯業學科ヲ含ム）

七 採鑛冶金學科（鑛山及冶金學科、採鑛學科、冶金學科、金屬工學科、應用金屬學科及北海道帝國大學工學部第二部類甲ヲ含ム）

八 火藥學科

九 燃料化學科（燃料工學科及北海道帝國大學工學部第二部類乙ヲ含ム）

學卒者制限令（告示）

- 一〇 精密工學科
 - 一一 土木工學科
 - 一二 建築學科
 - 一 及五乃至七ノ學科ノ中早稻田大學ノ工業經營分科ハ之ヲ除ク
- 專門學校(專門學校ニ非ザル私立學校ニシテ中學校卒業程度ヲ入學資格トシ且修業年限ヲ三年以上トスルモノヲ含ム)
- 一 機械工學科(精密機械科、鑛山機械科、金屬工藝科、工作機械科、化學機械科及原動機械科ヲ含ム)
 - 二 造船工學科
 - 三 航空工學科
 - 四 電氣工學科(通信工學科ヲ含ム)
 - 五 應用化學科(電氣化學科、色染科、窯業科、工業化學科、人造纖維科及化學纖維科)
 - 六 探鑛冶金科(探鑛學科、鑛山工學科、鑛山學科、冶金學科、冶金工學科、探炭工學科及金屬工業科ヲ含ム)
 - 七 燃料學科
 - 八 應用物理學科及理學科ノ應用理學部選擇第一、同第二ヲ含ム)
 - 九 土木工學科
 - 一〇 建築學科

- 工業學校(大正十年文部省令第五號二種以上ノ實業學校ノ學科ヲ置ク學校ニ關スル規程第一條又ハ大正十一年朝鮮總督府令第九號實業學校規程第四條ノ規定ニ依リ設ケタル實業學校ニシテ工業學校ノ學科ヲ置クモノ竝ニ專門學校及實業學校ニ非ザル私立學校ニシテ中學校卒業程度ヲ入學資格トシ且修業年限ヲ一年以上三年未滿トスルモノ竝ニ之ト同等ノモノヲ含ム)
- 一 機械科(計器科、原動機科、探鑛機械科、化學機械科、木型科、鑄工科、鍛工科、金屬工藝科、金工科、板金科、仕上科其ノ他機械科ニ準ズベキ學科ヲ含ム)
 - 二 造船科
 - 三 航空科(之ニ準ズベキ學科ヲ含ム)
 - 四 電氣科(電氣機械科、機械電氣科其ノ他電氣科ニ準ズベキ學科ヲ含ム)
 - 五 應用化學科(工業化學科、化學工業科、電氣化學科其ノ他應用化學科ニ準ズベキ學科ヲ含ム)
 - 六 探鑛冶金科(探鑛科及冶金科其ノ他之ニ準ズベキ學科ヲ含ム)
 - 七 色染科(色染化學科、色染仕上科其ノ他之ニ準ズベキ學科ヲ含ム)
 - 八 窯業科(之ニ準ズベキ學科ヲ含ム)
 - 九 土木科(之ニ準ズベキ學科ヲ含ム)
 - 一〇 建築科(之ニ準ズベキ學科ヲ含ム)
- 報告書作成上ノ注意
- 1 本報告ノ用紙ノ大サハ國定規格 B 5 判 (105mm X 148mm)トスルコト
 - 2 本報告ハ工場、事業場又ハ事務所別ニ作成スルコト
- 學卒者制限令(告示)

様式第二號

工場、事業場 又ハ事務所		名稱	所在地			使用 解雇 届	
使用開始 又ハ 解雇ノ 日	從事 業務 ノ 種 類	給料	卒業 ノ 年	卒業 學校 ノ 名	修了シタ ル 學科	氏名	備考

(規格B5)

昭和 年 月 日 住所又ハ所在地 使用者 氏名又ハ名稱

- 3 本報告ノ標題ハ使用届出ニ在リテハ「解雇」ノ文字ヲ使用セザルニ至リタル届出ニ在リテハ「使用」ノ文字ヲ抹消スルコト
- 4 給料欄ハ使用届ノミニ之ヲ記載シ之ニ支給スル俸給、給料等ノ基本額ヲ日給、月給ノ區別ヲ明カニシテ記載スルコト、加給諸手当等ハ之ヲ基本給ト區別シテ記載スルハ差支ナキコト
- 5 卒業ノ年ハ當該學校卒業ノ年ヲ記載スルコト
- 6 卒業ノ學校名ハ何々大學工學部、何々高等工業學校、何々縣何々工業學校ノ如ク其ノ固有ノ名稱ヲ記載スルコト尙高級科、第一本科、第二本科等ノ分科アルモノニ付テハ其ノ分科ヲ記載スルコト
- 7 修了シタル學科ハ當該學校ニ於ケル學科ノ名稱ヲ記載スルコト
- 8 解雇ノ報告ニハ其ノ理由ヲ備考欄ニ記載スルコト

國民勞務手帳法 (昭和十六年三月七日法律第四十八號)

國民勞務手帳法施行令 (昭和十六年六月十四日勅令第七〇四號)
 (改正昭和十六年十二月八日勅令第一〇六三號)
國民勞務手帳法施行規則 (昭和十六年六月十七日厚生省令第二四號)
 (改正昭和十七年七月十日厚生省令第三四號)

法第一條 本法ニ於テ從業者ト稱スルハ年齢十四年以上六十未滿ノ者ニシテ命令ヲ以テ定ムル技術者又ハ勞務者トシテ左ノ各號ノ一ニ該當スル事業ニ使用セラルルモノヲ謂フ

- 一 鑛業、砂鑛業、石切業其ノ他鑛物採取ノ事業
- 二 物ノ製造、加工、淨洗、選別、包裝、修理又ハ解體ノ事業 (電氣、瓦斯又ハ各種動力ノ發生、變更又ハ傳導ヲ爲ス事業及水道ノ事業ヲ含ム)
- 三 土木、建築其ノ他工作物ノ建設、改造、保存、修理、變更、破壞又ハ其ノ準備ノ事業
- 四 道路、鐵道、軌道、索道、船舶又ハ航空機ニ依ル旅客又ハ貨物ノ運送ノ事業
- 五 船渠、船舶、岸壁、波止場、停留場又ハ倉庫ニ於ケル貨物ノ取扱ノ事業
- 六 通信事業
- 七 其ノ他命令ヲ以テ定ムル事業

〇則第一條 國民勞務手帳法(以下手帳法ト稱ス)第一條ノ技術者及勞務者ハ別表ニ掲グルモノトス

手帳法一條

別表ニ掲グル技術者及勞務者ト雖モ左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ之ヲ除ク但シ第四號乃至第六號ニ該當スル者三十日ヲ超エテ引續キ使用セラルルニ至リタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

一 帝國臣民ニ非ザル者

二 女子

三 工場法施行令第一條各號ノ一ノ事業ヲ營ム工場ニシテ工場法ノ適用ナキモノニ使用セラルル者

四 三十日以内ノ期間ヲ定メテ使用セラルル者

五 使用期間ノ定ナク勞務供給契約ニ基キ又ハ試ニ使用セラルル者

六 日日雇入レ使用セラルル者

七 臨時ニ土木、建築作業ニ従事スル者ニシテ之ヲ業トセザルモノ

● 國民勞務手帳法ノ適用ニ付テハ鐵道又ハ軌道ノ乘務車掌ハ地方鐵道法又ハ軌道法ノ適用ヲ受クル公營及私營ノ事業ニ於ケルモノニ限リ國民勞務手帳法施行規則別表「一九七運輸運轉諸手」ニ該當スルモノトシテ取扱フコトニ決定相成候條御了知相成度

追テ右ノ者ノ現ニ従事スル職業ノ作業内容ハ「電車車掌」等ノ如ク記載セシムル様致度尙驛長及助役ノ職ニ在ル者ハ國有及地方鐵道法又ハ軌道法ノ適用ヲ受クル事業ヲ通ジ國民勞務手帳法ノ從業者タラザル義ニ有之候條爲念(昭和十六年八月六日 職業局登錄課長通牒)

問 一、國民勞務手帳法ニ於ケル「從業者」トハ年齢十四歳以上六十年未滿ノ者ニシテ命令ヲ以テ定ムル技術者又ハ法第一條第一號乃至第七號ノ一ニ該當スル事業ニ使用セラル

ル勞務者ナルヲ以テ

(1) 技術者ハ使用關係ノ有無ニ不拘ズ總テ本法ノ適用ヲ受ケ

(2) 指定勞務者ハ使用關係ノ有無ニ依リ適否ヲ決定スベク、從ツテ例ヘバ土木建築作業者タル自營ノ土工(主人)ハ本法ノ適用ナキモノト解シ可然哉

二、同法ノ施行規則第一條別表番號二〇四中ニハ自動車用木炭運搬其ノ他雜役ニ服スル者モ包含スルモノト解シ可然哉

答 見解ノ通りデアル(昭和十六年八月四日 職業局登錄課長通牒)

問 一、左ノ事業ハ手帳法第一條ノ事業ニ該當スルヤ

(イ) 物ノ製造、加工、選別等ノ試験、研究並ニ指導監督ヲ行フ事業

(例 工業試驗場ノ如キモノ)

(ロ) 物ノ製造、販賣、運送ヲ兼業スルモノ

(例 菓子製造販賣、木炭販賣運送(トラックニ依ルモノ)ノ如キモノ)

(ハ) 油槽ヲ備ヘ油槽車ヨリ石油ノ詰替等ノ勞役ニ従事スル從業者ニ、三名居ル小規模ノ石油貯藏場

(ニ) 土木(林業土木並ニ農業土木ヲ含ム)建築ノ設計、指導監督ヲ行フ事業

(例 府縣廳土木課、營繕係、耕地課ノ如キモノ)

二、事業官廳ノ範圍ヲ明示セラレタシ

三、官廳從業者ノ手帳交付申請ニ付テハ國民職業能力申告令ノ指定官廳タル通信官署ノ官廳

手帳法二條

被傭者ノ申告ノ如キ特例ヲ設ケラルルヤ
四、手帳法第一條ノ事業ヲ行フ工場ニ於テ技術者ヲ養成スル爲工場内ニ技術員養成施設ヲ設ケ中等學校卒業者ヲ雇傭シ技術者ヲ養成ヲ爲シ居ルモノアリ右ハ從業者ト解スベキヤ然リトセバ職種名如何

五、手帳法第一條ノ事業ニ從事シ申告令ニ依リ申告者シ居ル要申告者タル者要申告者タラザルニ至リタル後引續キ當該事業ニ從事シ居ル場合ハ失格申告ヲ爲サシメタル後改メテ手帳法ニ依ル手帳交付申請ヲ爲サシムベキヤ

答

一、(イ)物ノ製造、加工、選別等ノ事業ニ附屬シ又ハ之ト一體ノ關係ニ於テ行フ試驗研究ノ事業ハ法第一條ノ事業ニ包含スルモ單ナル試驗研究ノ事業ハ之ニ包含セズ

(ロ)物ノ製造ト販賣ヲ兼ヌル場合ハ物ノ製造ガ獨立ノ企業ト認メラルルトキ(工場法ノ適用ヲ受クルヤ否ヤニ依リ之ヲ決スルコト)ハ法第一條ノ事業ニ該當ス

物ノ販賣ト運送トヲ兼ヌル場合ハ運送ガ所謂貨物ノ運送事業トシテ獨立ノ企業ナルトキハ法第一條ノ事業ニ該當ス

(ハ)前號ニ依リ了知ノコト

(ニ)土木、建築ノ設計及指導監督ヲ行フ事業ハ法第一條ノ事業ニ該當セザルモ設例ノ府縣廳土木課又ハ土木出張所又ハ改修事務所等ト一體ノ關係ニ於テ直轄事業ヲモ行フモノナルヲ以テ法第一條ノ事業ヲ行フモノニ該當ス

二及三ハ目下關係省ト交渉中ニ付追テ通牒スル見込 (一三五頁參照)

四、雇傭ニ基ク當該工場ニ於ケル其ノ者ノ職業上ノ身分又ハ地位職業名及作業内容等並ニ養成方法ノ具體的内容一應承知シタシ

五、失格申告ヲ要セザルモノトス (昭和十六年八月六日 職業局登録課長通牒)

問 一、本法適用ニ付テ

(イ) 本法ノ從業者年齡六十年ヲ超ヘタルトキ若ハ適用職種以外ノ職種ニ從事スルニ至リタルトキ(同一使用者ニ於テ)ト雖モ猶使用者ハ其ノ者ノ國民勞務手帳ヲ保管スベキモノト解シ可然哉

(ロ) 父ノ工場又ハ事業場ニ於テ本法ノ適用職種ニ從事セル場合ト雖モ他ノ從業者ト同様ノ處遇ヲ受ケザルトキハ本法ノ適用ナキモノト解シ可然哉

前項果シテ然ラバ其ノ者國民職業能力申告令ニ依ル要申告者タル場合ハ自營業者トシテ一般申告ヲ爲サシムベキモノト解シ可然哉

(ハ) 工場ニ於ケル炊事夫、衛生夫等ハ守衛、使丁、消防夫等ト同様生産加工等ノ作業過程ニ從事スル者ニ非ザルヲ以テ本法ノ適用ナシト解シ可然哉

答

(イ)國民勞務手帳ノ交付ヲ受ケタル者ニ於テ保管スベキモノトス

(ロ) 御見込ノ通

(ハ) 御見込ノ通 (昭和十六年八月二十日 職業局登録課長通牒)

問 總噸數五噸以上二十噸未滿ノ船舶ノ操縦又ハ運轉ニ從事スル者ハ何レノ職業名ニ包含セラ

手帳法一條

ルルヤ

答

法第一條ノ從業者ニ該當セズ(昭和十六年八月二十日 職業局登録課長通牒)

問

一、土木建築作業ニ従事スル者ニシテ之ヲ業トセザル工事人夫並ニ季節勞務者ハ(一九二) 土木建築作業者トスベキヤ

二、鑛石運搬ヲ業トスルモノハ(一〇〇) 鑛業作業夫ト看做スベキヤ(二〇三) 荷扱運搬夫ト 看做スベキヤ

三、ガラス工場ニ於ケル火夫ハ(一二〇) 窯業工ト看做スベキヤ(一二八) 雜職工ト看做スベキヤ

四、養蠶指導員ニシテ工場等ニ出勤セズ各戸ニ宿泊指導スルモノ其ノ期間一ヶ月以上六ヶ月ニ亘ルモノアリ(雇傭關係ハ工場ニ在リ) 適用スベキヤ

五、農業倉庫ニ於ケル俵裝人夫ハ(二〇三) 荷扱運搬夫ナリヤ

六、郡市町村農會ノ農業技手、養蠶技手ハ(一七) 特殊技術者ニ該當スルヤ

答 一、御見込ノ通

二、鑛山坑外ニ於ケルモノハ「一〇 鑛業作業夫」ニ、其ノ他ニ於ケルモノハ「二〇三 荷扱運搬夫」トス

三、「一八二 雜職工」ニ該當ス

四、適用アリ

五、法第一條ノ從業者ニ該當セズ

六、製絲會社ノ養蠶技手ハ御見込ノ通り、其ノ他ノ者ハ法第一條ノ從業者ニ當該セズ(昭和十六年八月二十日 職業局登録課長通牒)

問

官、公立ノ試験場ニ於ケル技術者及勞務者ハ試験研究ニ従事シ又ハ試験研究ノ爲ニ使用セラルルモノナルヲ以テ試験研究ニ附隨スル製造、加工作業(例ヘバ工業試験場ニ於ケル織物

ノ製織試験染色試験等ノ如キ製造又ハ加工ノ作業)ニ従事スルト雖モ試験場本來ノ目的ガ試験研究ニシテ製造、加工ヲ事業トセザル以上之等ノ者ハ指定ノ從業者ニ非ザルモノト解シ差

支ナキヤ

答

御見込ノ通り、但シ官公立ノ試験場ニ於テ一般ノ需要ニ應ジ試験、研究ノ結果製造シ得ル

問

ニ至リタル物品ノ製造ヲ爲ス場合ハ此ノ限ニ在ラザルコト爲念(昭和十六年八月二十三日 職業局登録課長通牒)

問

鑛山方面ヘ入職スル勤勞報國隊ハ其ノ就業スル觀念ニ於テ本法ヲ適用スルハ不適當ト認め

ラルルモノ一面三十日以上就業スル場合ハ本法ニ規定スル從業者トナルモノノ如ク思考セラ

答

昭和十六年六月二十一日職發第三九八號各地方長官宛夏季鑛山勞務者ノ確保ニ關スル件通牒ニ依リ結成シタルガ如キ勤勞報國隊ニ付テハ其ノ就業ノ期間ニ拘ラズ本法ノ適用ナシ

問

北千島方面ニ於テ漁業會社ニ三、四ヶ月間使用セラレ漁撈及鹽藏冷凍罐詰製造等ノ兩作業

ニ従事スルモノ相當多數ニ上ルモノ(鹽藏、冷凍、罐詰等ノ作業ヲ専ラ行フ者ハ之ヲ含マズ)

其ノ主タル作業ヲ前者ト認め手帳法ノ從業者ヨリ除外致シ度キモ如何

手帳法一條

答 御見込ノ通(右同)

問 新聞紙發行業ハ法第一條ノ事業ニ該當スルヤ

答 御見込ノ通(右同)

問 當管内一部地方ニ於テハ農閑期ヲ利用シ十月頃ヨリ三、四月頃迄毎年季節的ニ酒造家ニ杜氏又ハ酒類製造工トシテ出稼ヲ爲ス習慣アリ此ノ場合ニ於テ

1 十月頃ヨリ翌年三、四月迄ノ出稼者ニ對シテモ勞務手帳法ニ該當セザルモノト解シ支障ナキヤ

2 又ハ土木建築ノ爲メ季節的ニ出稼スルモノノミ該當ナキモノナリヤ

3 勞務手帳法該當ノ場合ハ勞務手帳ヲ交付スベキ期間ヲ付ケ勞務手帳ニ代ル證明書ヲ交付スルモ支障ナキヤ

答 1 及2ハ毎年季節的ニ酒造家ニ杜氏又ハ酒類製造工トシテ出稼ヲ爲ス者ハ法第一條ノ從業者ニ該當シ國民勞務手帳ヲ受有スルヲ要スルモノトス

3 勞務手帳ヲ交付スベキモノトス(昭和十六年九月二十九日 職業局登錄課長通牒)

問 法第一條第五號ノ貨物取扱ノ事業トハ同號ノ場所ニ於ケル貨物ノ取扱ガ運送事業又ハ物品ノ販賣保管ノ事業等ニ附隨スルモノニ非ズシテ之等ノ事業ト關聯スルモノ貨物ノ取扱ノ事業ガ獨立ノ企業トシテ營マレル場合ヲ指スモノト解シ第五號ノ場所ニ於テ運送事業ニ附隨シテ爲ス貨物ノ取扱ハ同條第四號ノ運送事業ニ該當シ倉庫業法及農業倉庫法ニ依ル倉庫業ニ於テ物品ノ保管ノ爲ニスル貨物ノ取扱ニ從事スル勞務者ヲ使用スルモ倉庫業ハ法第一條ノ事業ニ該

當セザルヲ以テ本法ノ適用ナキモノトシテ取扱ヒ差支ナキヤ

答 御見込ノ通(昭和十六年十月一日 職業局登錄課長通牒)

問 各種團體會社等ニ於テ臨時直轄ノ土木建築事業ヲ爲ス場合其ノ事業ガ三十日ヲ超ユルモ工事竣工迄ノ事業ナルヲ以テ法第一條ノ事業ニ該當セザルモノト解スルモ如何(例ヘバ町村道等ノ新設、學校、作業場等ノ新築工事)

尙法第一條ノ事業ヲ營ム工場、事業場等ニ於テ直轄ニ土木建築ノ事業ヲ臨時ニ施行スル場合モ右ニ依リ取扱可然哉

答 御見込ノ通(右同)

法第二條 從業者ハ國民勞務手帳ヲ受有スルコトヲ要ス

國民勞務手帳ハ政府之ヲ發行ス

本法ニ定ムルモノノ外國民勞務手帳ニ關シ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

△令第一條 從業者タラントスル者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ就業スベキ地ヲ管轄スル國民職業指導所長ニ國民勞務手帳ノ交付ヲ申請スベシ

△令第二條 國民勞務手帳ニ記載スベキ事項左ノ如シ

一 氏 名

二 出生ノ年月日

三 本 籍

四 居住ノ場所

手帳法二條

- 五 兵役關係
 - 六 學 歷
 - 七 職業ノ經歷
 - 八 従事スル職業名
 - 九 就業ノ場所(二以上ノ就業ノ場所ヲ有スル者ニ在リテハ主タル就業ノ場所)
 - 十 給料又ハ賃金ノ額
 - 十一 國民職業能力申告令(以下申告令ト稱ス)第二條第一號ノ職業ニ従事シタル者ニ在リテハ同令ニ基ク技能程度
 - 十二 申告令第二條第四號ニ該當スル者ニ在リテハ其ノ修了シタル課程ニ關スル事項
 - 十三 申告令第二條第五號ニ該當スル者ニ在リテハ其ノ受ケタル檢定、試驗又ハ免許ニ關スル事項
 - 十四 勞働者年金保險法ニ依ル被保險者資格ノ得喪及標準報酬等級
 - 十五 其ノ他國民勞務手帳法(以下手帳法ト稱ス)ニ基キテ發スル命令ヲ以テ定ムル事項
- 則第二條 國民勞務手帳ハ様式第一號ニ依ル
- 則第三條 國民勞務手帳法施行令(以下施行令ト稱ス)第一條、同令附則第二項及昭和十六年勅令第七百五號附則第二項ノ申請ハ様式第二號ニ依リ之ヲ爲スベシ
- 前項ノ申請書ニハ最近一年以内ニ撮影シタル寫眞(名刺版、正面半身、脱帽、臺紙ナキモノ)ヲ添付スベシ

國民職業指導所長特ニ必要アリト認ムルトキハ第一項ノ申請書ニ手帳法第十五條ニ規定スル證明書又ハ戶籍ノ抄本ノ添附ヲ求ムルコトヲ得

國民職業能力申告令ニ基ク職業能力申告手帳ノ交付ヲ受ケタル者從業者タラントスルトキハ第二項ニ規定スル寫眞ヲ其ノ就業スベキ地ヲ管轄スル國民職業指導所長ニ提出シ當該職業能力申告手帳ニ其ノ貼附ヲ受クベシ

問 技能者養成令ニ依リ工場事業場ニ於テ養成中ノ養成工ニシテ實習工場ニ勤務スル者、又ハ見習工ニシテ青年學校令ニ依リ工場内ニ設ケラルル私立青年學校等ニ在學スル者ニハ手帳交付ノ要ナキヤ

答 右ノ場合職種ノ決定セザル者ニ對スル適否如何

問 前段手帳交付ノ要アリ

後段「一〇 鑛業作業夫」、「一五 金屬製鍊工」又ハ「三八 特殊機械工」等ノ如キ包括職種ニ依ルコト(昭和十六年九月三十日 鑛務局長通牒)

問 請負業者ガ一定工場内ニ於テ其ノ工場ノ作業ノ一部ヲ請負フ場合ニ其ノ配下ノ勞務者ニ於ケル施行令附則第二項ニ依ル申請書ノ經由ハ請負者ナリヤ工場ナリヤ

前記ノ如キ請負業者ノ配下ニシテ其ノ工場内ニテ請負ニ従事スル勞務者ノ賃金臺帳及履歷書等ヲ其ノ工場ガ所有シ一見會社ノ使用人ノ如ク見受ケラルルモ事實ハ全ク工場ト關係ナク唯仕事ノ請負ヲナスモノニ過ギザル場合斯種勞務者ハ其ノ工場ヲ經由シテ申請スベキヤ

答 請負業者ガ事業ヲ自己ノ統制管理及計算ノ下ニ遂行シ企業上獨立セルモノト認メラルル場

合ハ右請負業者ヲ使用者トシ然ラズシテ請負制度ガ勞務供給上ノ一方法又ハ賃金支拂上ノ一形態ト認メラルル場合ハ工業主又ハ工場管理人ヲ使用者トシテ當該使用者ヲ經由シテ申請スベキモノトス(昭和十六年八月六日 職業局登録課長通牒)

問 昭和十六年七月二十一日以前ヨリ徵用サレ昭和十六年十月一日以後引續キ徵用中ノ者ノ國民勞務手帳交付申請書ニハ申請ノ場合申請書ノ横書「其ノ他」ノ欄ニ應徵ノ旨及其ノ年月日ヲ記入スル様指導シテ可然哉

(事實ハ徵用官廳ニ記入方依頼スルモノニ有之)

答 徵用前ノ場合手帳作製ノ際勞務手帳ノ「其ノ他」ノ事項欄ニ應徵ノ旨及其ノ年月日ヲ轉記可然哉
徵用前ノ使用者トノ間ニ使用關係ヲ存續シタル儘應徵シタル者ニ付テノミ申請書ノ横書「其ノ他」ノ欄及勞務手帳「其ノ他」ノ事項欄ニ「現職ノ儘應徵」ト記載スル取扱ヲ爲サシムルコト

尙國民職業能力申告令ニ依ル要申告者ニシテ現職ノ儘應徵シタル從業者ノ職業能力申告手帳ハ之ヲ保管スル其ノ徵用前ノ使用者ヲシテ速ニ徵用先ニ送付セシムルコト但シ徵用先ガ外地外國ナルトキハ此ノ限ニ在ラザルコト(昭和十六年八月十二日 職業局登録課長通牒)

法第三條 何人ト雖モ國民勞務手帳ヲ使用者ニ提出スルニ非ザレバ從業者トシテ使用セラルルコトヲ得ズ但シ命令ヲ以テ定ムル場合ハ之ヲ提示スルヲ以テ足ル

何人ト雖モ前項ノ提出又ハ提示ヲ爲サザル者ヲ從業者トシテ使用スルコトヲ得ズ
前二項ノ規定ハ官吏及待遇官吏並ニ命令ヲ以テ定ムル者ニ付テハ之ヲ適用セズ

△令第三條 從業者使用者ノ同意ヲ得テ同時ニ他ノ使用者ニ從業者トシテ使用セラルル場合ニ於テハ國民勞務手帳ヲ使用者ニ提示スルヲ以テ足ル

△令第四條 手帳法第三條第一項及第二項ノ規定ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル者ニ付テハ之ヲ適用セズ

- 一 國家總動員法第四條ノ規定ニ基キ徵用セラレ使用セラルル者
- 二 其ノ他命令ヲ以テ定ムル者

△令第五條 手帳法第三條第一項本文ノ規定ニ依リ提出スル國民勞務手帳ニハ從前ノ使用者アリタル場合ニ於テハ其ノ使用者ノ使用セザルニ至リタル旨ノ第十五條ノ規定ニ依ル記載、同法第三條第一項但書ノ規定ニ依リ提示スル國民勞務手帳ニハ同時ニ他ノ使用者ニ從業者トシテ使用セラルルモ異議ナキ旨ノ第七條第五項ノ規定ニ依ル記載アルコトヲ要ス

△令第六條 從業者ニシテ官吏若ハ待遇官吏タルモノ又ハ第四條各號ノ一ニ該當スルモノハ遲滞ナク國民勞務手帳ヲ使用者(同條第一號ニ該當スル者ニ在リテハ徵用ニ依ル使用者)ニ提出スベシ

問 國民勞務手帳法第三條ニ依リ何人ト雖モ國民勞務手帳ヲ提出又ハ提示スルニ非ザレバ從業者トシテ使用セラルルコトヲ得ズ且ツ從業者トシテ使用スルコトヲ得ザル様定メラレ居候處右ニ關シ三十日未滿ノ臨時使用又ハ試用期間中ニ於テ從業者使用主ヲ經由共同ニテ國民勞務手帳交付申請ヲ爲サシメ居ル國民職業指導所相當有之斯ル取扱ハ臨時使用、試用期間滿了ト同時ニ新ナル使用關係ニ入ルモノト看做シ國民勞務手帳交付申請ハ飽迄從業者タラントスル

者單獨ニテ申請ヲ爲サシメ交付ヲ受ケタル手帳ヲ使用主ニ提出シタル後更メテ使用開始ノ報告ヲ爲サシムベキモノト解シ差支ナキヤ聊カ疑義相生シ居候條至急何分ノ御指示相仰度

答 前段ノ國民勞務手帳ノ交付申請ニ關シテハ所謂臨時從業者三十日ヲ超エテ引續キ使用セラルル見込アル場合ニ於テハ其ノ臨時使用期間内ニ從業者ヲシテ使用主ヲ經由シテ國民勞務手帳ノ交付申請ヲ爲サシムル取扱ヲ適當トシ後段ノ使用開始報告ニ關シテハ臨時從業者三十日ヲ超エテ引續キ使用セラルルニ至リタルトキニ於テ使用者、從業者共同シテ十四日以内ニ從業者ノ就業地ヲ管轄スル國民職業指導所長ニ其ノ旨報告ヲ爲サシムル様取扱フコト

(昭和十七年三月九日
職業局登錄課長通牒)

問 本法實施前現職ノ僱入營又ハ應召シタル者實施後ニ於テ退營若ハ召集解除トナリ現職復歸セントスル者ニ對スル國民勞務手帳ノ交付申請書ノ受付ハ左ノ何レニ依ルベキヤ

(一) 使用者ヲ經由シテ共同申請ヲ爲サシムベキヤ

(二) 新ニ雇入レルモノト看做シ單獨申請ヲ爲サシメ國民勞務手帳交付後使用者ヨリ使用開始ノ報告ヲ爲サシムベキヤ

答 御照會ニ係ル件(一)ノ通り取扱ハシムルヲ適當ト存候

(昭和十七年三月九日
職業局登錄課長通牒)

法第四條 使用者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ從業者ノ提出シタル國民勞務手帳ヲ其ノ者ヲ使用スル期間中保管スベシ

使用者ハ從業者ヨリ請求アリタルトキハ何時ニテモ其者ヲシテ國民勞務手帳ヲ閱覽セシムベシ
△令第七條 使用者ハ第二項ノ規定ニ依リ國民勞務手帳ヲ從業者ニ一時返付スル場合ヲ除クノ外

其ノ者ヲ使用スル期間中國民勞務手帳ヲ保管スベシ

使用者從業者ヲ使用スル期間中ニ於テ從業者左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テハ國民勞務手帳ヲ其ノ者ニ一時返付スベシ

- 一 國家總動員法第四條ノ規定ニ基キ徵用セラレタルトキ
- 二 使用者ノ同意ヲ得テ同時ニ他ノ使用者ニ從業者トシテ使用セラレントスルトキ
- 三 其ノ他命令ヲ以テ定ムル事由アルトキ

國民勞務手帳ノ一時返付ヲ受ケタル從業者徵用ヲ解除セラレ、第三條ノ規定ニ依ル國民勞務手帳ノ提示ヲ了リ又ハ前項第三號ノ事由ナキニ至リタルトキハ遲滞ナク國民勞務手帳ヲ使用者ニ提出スベシ

使用者第二項第一號ニ該當スル事由ニ因リ國民勞務手帳ヲ從業者ニ一時返付セントスルトキ又ハ同項同號ニ該當スル事由ニ因リ一時返付シタル國民勞務手帳ノ提出ヲ受ケタルトキハ其ノ旨當該國民勞務手帳ニ記載スベシ

使用者第二項第二號ニ該當スル事由ニ因リ國民勞務手帳ヲ從業者ニ一時返付セントスルトキハ其ノ者が同時ニ他ノ使用者ニ從業者トシテ使用セラルルモ異議ナキ旨當該國民勞務手帳ニ記載スベシ

○則第四條 從業者第十一條ノ規定ニ依リ國民勞務手帳ニ貼附シタル寫眞ノ再貼附ヲ受ケントスル場合ニ於テハ使用者ハ國民勞務手帳ヲ從業者ニ一時返付スベシ

問 手帳法ニ依ル從業者トシテ使用中ノ者ヲ都合ニ依リ事務職員ト爲シタル場合(同一事業場

内ニ於テ)使用關係ハ繼續スルモ從業者トシテ使用セザルニ至リ從ツテ本人ニ於テ手帳ノ保管ヲ要スルモノナルヲ以テ事務職員ト爲ストキニ應令第十五條ノ規定ニヨル手續ヲ爲シ手帳ハ本人ニ交付スベキモノト解スベキヤ

答 御見込ノ通り、尙昭和十六年八月十二日發登第六七號各應府縣學務部長宛國民勞務手帳ノ記載事項其ノ他ニ關スル件參照ノコト(昭和十六年八月二十三日 職業局登錄課長通牒)

法第五條 使用者從業者ヲ使用セザルニ至リタルトキハ其ノ者ニ國民勞務手帳ヲ返還スベシ但シ命令ヲ以テ定ムル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

使用者前項但書ノ規定ニ依リ國民勞務手帳ヲ返還セザルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ國民職業指導所長ニ之ヲ提出スベシ

法第六條 國民勞務手帳ノ交付ヲ受ケタル者國民勞務手帳ノ返還ニ關シ異議アルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ國民職業指導所長ニ其ノ旨申立ツルコトヲ得

前項ノ申立アリタルトキハ國民職業指導所長ハ國民勞務手帳ヲ返還スベキヤ否ヲ裁定シ返還スベキ旨裁定シタルトキハ使用者ニ對シ國民勞務手帳ノ返還ヲ命ズベシ

法第七條 前條ノ裁定又ハ命令ニ不服アル者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ地方長官ニ其ノ旨申立ツルコトヲ得

前項ノ申立アリタルトキハ地方長官ハ國民勞務手帳審査會ニ諮問シテ國民勞務手帳ヲ返還スベキヤ否ヲ裁定シ返還スベキ旨裁定シタルトキハ使用者ニ對シ國民勞務手帳ノ返還ヲ命ズベシ
國民勞務手帳審査會ニ關スル規程ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

△令第八條

厚生大臣ノ指定スル事業ニ使用セラルル從業者ニシテ厚生大臣ノ指定スルモノ自己ヲ都合ニ依リ退職シタルトキ又ハ正當ノ理由ナクシテ無斷缺勤引續キ十四日以上ニ及ビタルニ因リ解雇セラレタルトキハ使用者ハ其ノ保管スル國民勞務手帳ヲ返還セザルコトヲ得但シ從業者左ノ各號ノ一ニ該當スルトキ又ハ使用者從業者ノ退職ヲ承諾シタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

- 一 勞務調整令第二條第一項ノ規定ニ依リ認可ヲ受ケ退職スルトキ又ハ同令第四條若ハ第七條第三號ノ規定ニ依リ認可若ハ同令第六條但書ノ規定ニ基ク命令ニ依リ認可ヲ受ケ就職スルトキ
- 二 就業規則又ハ之ニ準ズベキモノニ依リ定ムル停年ニ達シタルトキ
- 三 陸海軍ニ徵集若ハ召集セラレ又ハ志願ニ依リ陸海軍部隊ニ編入セラレタルトキ
- 四 國家總動員法第四條ノ規定ニ基キ徵用セラレタルトキ
- 五 負傷、疾病又ハ老衰ノ爲業務ニ堪ヘザルトキ
- 六 其ノ他退職ニ付已ムヲ得ザル事由アルトキ

前項第五號又ハ第六號ノ事由ハ手帳法第六條ノ規定ニ依リ國民職業指導所長ノ裁定アリタルトキハ其ノ裁定シタル所ニ依リ同法第七條ノ規定ニ依リ地方長官ノ裁定アリタルトキハ其ノ裁定シタル所ニ依ル

使用者第一項ノ規定ニ依リ國民勞務手帳ヲ返還セザルトキハ從業者ノ退職シタル日又ハ解雇セラレタル日ヨリ十四日以内ニ命令ノ定ムル様式ニ依リ其ノ者ノ從前ノ就業地ヲ管轄スル國民職業指導所長ニ其ノ旨報告スベシ報告ヲ爲シタル後國民勞務手帳ヲ返還シタルトキ亦同ジ

使用者第一項ノ規定ニ依リ國民勞務手帳ヲ返還セザルトキハ從業者ノ退職シタル日又ハ解雇セラレタル日ヨリ三月間之ヲ保管シ其ノ期間經過シタルトキハ前項ノ規定ニ依リ報告ヲ爲シタル國民職業指導所長ニ之ヲ提出スベシ

△令第九條 國民職業指導所長前條第四項ノ規定ニ依リ國民勞務手帳ノ提出ヲ受ケタルトキハ從業者ノ退職シタル日又ハ解雇セラレタル日ヨリ一年間之ヲ保管シ其ノ期間經過シタルトキハ從業者タリシ者ニ之ヲ交付スベシ但シ從業者タリシ者所在不明其ノ他ノ事由ニ因リ交付スルコト能ハザルトキハ此ノ限ニ在ラズ

△令第十條 手帳法第六條第一項ノ申立ハ從業者ノ退職シタル日又ハ解雇セラレタル日ヨリ十四日以内ニ從業者タリシ者ノ從前ノ就業地ヲ管轄スル國民職業指導所長ニ、同法第七條第一項ノ申立ハ第三項ノ規定ニ依リ裁定書ノ交付又ハ裁定ノ要旨ノ通知アリタル日ヨリ十四日以内ニ從業者タリシ者ノ從前ノ就業地ヲ管轄スル地方長官ニ之ヲ爲スベシ
地方長官又ハ國民職業指導所長ニ於テ宥恕スベキ事由アリト認ムルトキハ前項ノ期限經過後ニ於モテ仍申立ヲ受理スルコトヲ得

手帳法第六條第二項及第七條第二項ノ裁定ハ理由ヲ附シ文書ヲ以テ之ヲ爲シ本人ニ交付シ併セテ其ノ要旨ヲ關係人ニ通知スベシ
△令第十一條 使用者ハ從業者タリシ者所在不明其ノ他ノ事由ニ因リ其ノ者ニ國民勞務手帳ヲ返還スルコト能ハザルトキハ事由ヲ具シ從業者タリシ者ノ從前ノ就業地ヲ管轄スル國民職業指導所長ニ之ヲ提出スベシ

○則第五條

施行令第八條第三項及第十五條ノ規定ニ依ル報告ハ様式第三號ニ依リ之ヲ爲スベシ

問 施行令第八條第一項ノ規定ニ依リ國民勞務手帳ノ留置ヲ爲シタル後同條第四項又ハ第九條ノ規定ニ依ル留置期間中ニ於テ其ノ勞務者ガ再ビ元ノ工場ノ從業者タラントスル場合ニ於テハ留置セル手帳ハ同條第四項ニ依リ使用者ガ保管スル場合ニ在リテハ其ノ儘トシ施行令第十條ニ依ル使用開始ノ旨報告ヲ爲サシメ第九條ニ依リ國民職業指導所長ガ保管スル場合ニ在リテハ手帳ヲ元ノ使用者ニ返付シタル上使用開始ノ旨ノ報告ヲ爲サシメ可然哉

答 御見込ノ通り(昭和十六年九月二十九日 職業局登錄課長通牒)

問 自己ノ都合ニ依リ退職セントシテ使用主ニ(直接又ハ勞務係、職工長、係長ヲ經由)退職ヲ申出(文書又ハ口頭)タルモ仍使用主故意ニ解用ノ手續ヲ爲サザルコトヲ指導所長ニ於テ確認シタル場合、從業者ノ移動防止ハ令第八條第一項本文ニ依リ手帳ノ留置ヲ以テ爲シ得ルニ付民法上雇傭契約解除シタルモノト認メラルルニ於テハ使用主ニ對シ令第十五條ノ規定ニ依ル解用報告ヲ爲サシムル様戒告シ得ルヤ
右差支ナシトセバ退職ヲ申出タル日ヨリ相當期間經過シタル場合從業者ノ退職申出ニ依リ民法上ノ雇傭契約解除シタル日ト認メラルル日ヲ以テ解用ノ日トシ取扱フベキモノト思考スルモ如何

尙某工場ニ於テハ移動抑制ノ意味ヲ以テ退職願ヲ提出スルモ三ヶ月乃至六ヶ月ハ勞務係、職工長等ニ於テ保留シタル後正式ニ受理スル如キ取扱ヲ爲ス向アルモ勞務係等ニ退職願ヲ提出シタル日ヲ以テ起算シ右ニ依リ取扱ヒ差支ナキヤ

問答

御見込ノ通り(昭和十六年十月一日
職業局登録課長通牒)

國民勞務手帳法施行令第八條ニ依レバ指定従業者ガ一定ノ事由ニ依リ「退職」シ又ハ「解雇」サレタルトキハ使用者ハ其ノ保管スル勞務手帳ヲ返還セザルコトヲ得ル旨ノ規定アリ此ノ場合退職手帳支給トノ關係ニ付テハ法制ヲ異ニスルハ勿論兩法ハ各々制定ノ趣旨目的ヲ異ニスルヲ以テ一應之ヲ無關係ニ取扱ヒ例之退職手帳ハ之ヲ無條件ニ支給スルモ尙使用者ハ其ノ後勞務手帳ノミハ返還ヲ拒ミ得ルモノノ如ク解セラルルモ此ノ點ニ付聊カ疑義有之候條左記諸點ニ關シ何分ノ御指示相仰度此段及稟伺候也

記

- 一、兩法ハ元來制定ノ趣旨目的ヲ異ニスルヲ以テ全然無關係ニ取扱ヒ例之退職手帳ヲ無條件ニ支給シタル後ト雖モ使用者ハ勞務手帳ノ返還ヲ拒ミ得ルト解スベキヤ
- 二、法令ノ運用上兩法ヲ關連セシメテ考慮シ苟クモ退職手帳ヲ無條件ニ支給シタル場合ハ當然使用者ハ國民勞務手帳法施行令第八條但書ニ所謂其ノ退職ヲ承認シタルモノト認メテ勞務手帳ハ返還スベキモノト解スベキヤ
- 三、退職積立金及退職手帳法施行規則第二十九條ヲ適用シタル場合ノミ勞務手帳ノ返還ヲ拒ミ得ト解スベキヤ
- 四、退職積立金及退職手帳法施行規則第二十九條第二項ヲ適用シタル場合ト雖モ苟シクモ一旦退職手帳ヲ支給シタルトキハ國民勞務手帳法施行令第八條但書ニ所謂使用者ハ退職ヲ承認シタルモノト解セザルベカラザルヤ

答

一、退職積立金及退職手帳法第二十四條第一項但書及同法施行規則第二十九條ノ規定ニ依リ退職手帳ノ全部又ハ一部ヲ支給セザルコトヲ得ル場合ニ於テ假令之ガ全額ヲ支給シタルトキト雖モ使用者從業者ノ退職ヲ承認シタルモノニ非ザル限り國民勞務手帳法施行令第八條第一項ノ規定ニ依リ國民勞務手帳ヲ返還セザルコトヲ得ルモノト存ス

二、乃至四、前號ニ依リ御了知ノコト(昭和十六年十月二十七日
厚生省職業局長通牒)

問

國民勞務手帳法施行令第八條第一項第一號ノ手帳留置權除外例ニ依レバ勞務調整令第二條第一項ノ規定ニ依リ認可ヲ受ケテ退職スルトキハ手帳ハ本人ニ返還スルハ勿論ナルモ昭和十六年十二月十六日厚生省發職第一八六號厚生次官ヨリ各地方長官宛「勞務調整令施行ニ關スル件」依命通牒令第二條ノ解雇、退職認可方針ノ七ニ該當シ、解雇ノ認可ヲ與ヘタル者ニ對シテハ留置權アルモノト解シ可然哉至急何分ノ御指示相仰度

註

留置權ナシトスレバ從業者ガ他工場へ移動センガ爲故意ニ解雇セラルル如キ行爲ヲ爲シ他工場ニ移動シ得ル結果ヲ來ス事ハ留置權ノ精神ニ反スルモノト思料セラル

答

使用者ガ從業者ヲ解雇シタル場合國民勞務手帳ヲ留置シ得ルハ國民勞務手帳法施行令第八條ニ依レバ「正當ノ理由ナクシテ無斷缺勤引續キ十四日以上ニ及ビタルニ因リ解雇シタル場合」ニ限ルヲ以テ、勞務調整令第二條ノ規定ニ依リ認可ヲ受ケ解雇シタル場合ニ於テ其ノ解雇ガ前記ノ理由ニ因ルモノナルトキハ留置權アルモ然ラザルトキハ留置權ナキモノトス

(昭和十七年六月十九日
職業局登録課長通牒)

法第八條 地方長官又ハ國民職業指導所長必要アリト認ムルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ使用者

又ハ國民勞務手帳ノ交付ヲ受ケタル者ニ對シ國民勞務手帳ノ提出又ハ返納ヲ命ズルコトヲ得

△令第十二條 左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テ地方長官又ハ國民職業指導所長必要アリト認

ムルトキハ使用者又ハ國民勞務手帳ノ交付ヲ受ケタル者ニ對シ國民勞務手帳ノ提出ヲ命ズルコトヲ得

一 使用者手帳法第六條第二項又ハ第七條第二項ノ規定ニ依ル命令ニ違反シ國民勞務手帳ヲ返還セザルトキ

二 國民勞務手帳ニ手帳法ニ基キテ發スル命令ヲ以テ定ムル事項以外ノ事項ノ記載アルトキ

三 國民勞務手帳ヲ檢閲セントスルトキ

△令第十三條 左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テ地方長官又ハ國民職業指導所長必要アリト認

ムルトキハ國民勞務手帳ノ交付ヲ受ケタル者ニ對シ國民勞務手帳ノ返納ヲ命ズルコトヲ得

一 詐偽其ノ他ノ不正行爲ヲ以テ國民勞務手帳ノ交付ヲ受ケタルトキ

二 重ネテ國民勞務手帳ノ交付ヲ受ケタルトキ

三 自己ノ國民勞務手帳ヲ他人ヲシテ行使セシメタルトキ

四 其ノ他命令ヲ以テ定ムル事由アルトキ

法第九條 使用者及國民勞務手帳ノ交付ヲ受ケタル者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ必要ナル事項ヲ國民勞務手帳ニ記載シ之ヲ國民職業指導所長ニ報告スベシ

法第十條 使用者及國民勞務手帳ノ交付ヲ受ケタル者ハ國民勞務手帳ニ本法ニ基キテ發スル命令

ヲ以テ定ムル事項以外ノ事項ヲ記載スルコトヲ得ズ

△令第十四條 使用者從業者ノ使用ヲ開始シタルトキハ左ニ掲グル事項ヲ國民勞務手帳ニ記載シ

使用者從業者共同シテ十四日以内ニ當該國民勞務手帳ノ提示ニ依リ從業者ノ就業地ヲ管轄スル國民職業指導所長ニ其ノ旨報告スベシ

一 使用開始ノ旨

二 從業者ノ從事スル職業名及申告令ニ基ク技能程度

三 從業者ノ就業スル場所

△令第十五條 使用者從業者ヲ使用セザルニ至リタルトキハ其ノ旨國民勞務手帳ニ記載シ十四日以内ニ命令ノ定ムル様式ニ依リ從業者タリシ者ノ從前ノ就業地ヲ管轄スル國民職業指導所長ニ報告スベシ

△令第十六條 使用者ハ從業者ニ關シ第二條第一號、第三號乃至第六號、第八號、第九號、第十

一號乃至第十三號又ハ第十五號ニ掲グル事項ニ變更アリタルトキハ其ノ旨國民勞務手帳ニ記載シ使用者從業者共同シテ十四日以内ニ當該國民勞務手帳ノ提示ニ依リ從業者ノ就業地ヲ管轄ス

ル國民職業指導所長ニ報告スベシ

使用者ハ從業者ニ關シ第二條第十四號ニ掲グル事項ニ變更アリタルトキハ十四日以内ニ其ノ旨國民勞務手帳ニ記載スベシ

△令第十七條 前三條中報告ニ關スル規定ハ使用者ガ國民勞務手帳ニ代ル證明書ヲ提出シタル從業者ヲ使用スル場合ニ於テハ之ヲ適用セズ

手帳法八條—十條

△令第十八條 使用者ハ從業者ニ對シ支給スル給料又ハ賃金ニ付左ニ掲グル事項ヲ第一號ニ掲グル事項ニ付テハ給料又ハ賃金ヲ支給シタル日ヨリ十四日以内ニ、第二號ニ掲グル事項ニ付テハ從業者ヲ使用セザルニ至リタルトキ國民勞務手帳ニ記載スベシ

- 一 使用開始ノ際ノ給料月額又ハ其ノ直後ノ一賃金締切期間ノ平均賃金日額
- 二 使用セザルニ至リタル際ノ給料月額又ハ其ノ直前ノ一賃金締切期間ノ平均賃金日額

△令第十九條 前條ノ給料又ハ賃金ノ範圍及算定方法ニ關シ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

○則第六條 施行令第十八條ノ給料又ハ賃金ノ範圍ハ給料、賃金、手當其ノ他名稱ノ如何ヲ問ハズ從業者ヲ使用スル使用者ガ勞務ノ對價トシテ支給スル金錢、物其ノ他ノ利益トス但シ左ニ掲グルモノヲ除ク

- 一 實物給與但シ白米、精麥、食事及住居ノ給與ヲ除ク
- 一 賞 與
- 三 臨時ノ給與

給料又ハ賃金ノ全部又ハ一部ガ金錢以外ノ給與其ノ他ノ利益ナル場合ニ於テハ其ノ價格ノ算定ハ賃金統制令第三條第二項ノ規定ニ依リ厚生大臣ノ定ムル所ニ依ル

△令第二十條 國民勞務手帳ノ交付ヲ受ケタル者從業者タラザル場合ニ於テ第二條第一號、第三號乃至第六號、第八號、第九號、第十一號乃至第十三號又ハ第十五號ニ掲グル事項ニ變更アリタルトキハ其ノ旨國民勞務手帳ニ記載シ十四日以内ニ當該國民勞務手帳ノ提示ニ依リ其ノ就業地(職業ニ從事セザル者ニ在リテハ居住地)ヲ管轄スル國民職業指導所長ニ報告スベシ

前項ノ報告ハ國民勞務手帳ノ交付ヲ受ケタル者ノ從前ノ使用者又ハ國民職業指導所長ニ於テ國民勞務手帳ヲ保管スル場合ニハ命令ノ定ムル様式ニ依リ之ヲ爲スベシ

第一項ノ規定ハ國民勞務手帳ニ代リ證明書ノ交付ヲ受ケタル後國民勞務手帳ノ交付ヲ受ケズシテ從業者タラザルニ至リタル者ニハ之ヲ適用セズ

○則第七條 施行令第二十條第二項ノ規定ニ依ル報告ハ様式第四號ニ依リ之ヲ爲スベシ

△令第二十一條 國民勞務手帳ノ交付ヲ受ケタル者ニシテ申告令ニ依リ申告シ居ル要申告者タル者(同令第二條第六號ニ該當スル者ヲ除ク)同令第十一條ノ規定ニ該當スルニ至リタルトキハ其ノ者ガ從業者タル場合ニ在リテハ使用者從業者共同シテ、從業者タラザル場合ニ在リテハ國民勞務手帳ノ交付ヲ受ケタル者國民勞務手帳ニ其ノ旨記載シ十四日以内ニ當該國民勞務手帳ノ提示ニ依リ國民職業指導所長ニ報告スベシ報告ヲ爲シタル後ニ於テ申告令第十一條ノ規定ニ該當セザルニ至リタルトキ亦同ジ

前項前段ノ報告ハ申告令ニ依リ前ニ申告ヲ爲シタル國民職業指導所長ニ、同項後段ノ報告ハ國民勞務手帳ノ交付ヲ受ケタル者ノ就業地(職業ニ從事セザル者ニ在リテハ居住地)ヲ管轄スル國民職業指導所長ニ之ヲ爲スベシ

前條第二項ノ規定ハ第一項ノ報告ニ之ヲ準用ス

○則第八條 施行令第二十一條第三項ノ規定ニ依ル報告ハ様式第五號ニ依リ之ヲ爲スベシ

△令第二十二條 國民勞務手帳ノ交付ヲ受ケタル者死亡シタルトキハ死亡ノ際其ノ者ガ從業者タリシ場合ニ在リテハ使用者、從業者タラザリシ場合ニ在リテハ其ノ者ト同居ノ戸主又ハ家族ノ

關係ニ在リタル者國民勞務手帳ニ其ノ旨記載シ十四日以内ニ當該國民勞務手帳ノ提示ニ依リ國民勞務手帳ノ交付ヲ受ケタル者ノ從前ノ就業地(職業ニ從事セザリシ者ナル場合ニ在リテハ從前ノ居住地)ヲ管轄スル國民職業指導所長ニ報告スベシ

第二十條第二項ノ規定ハ前項ノ報告ニ之ヲ準用ス

○則第九條 施行令第二十二條第二項ノ規定ニ依ル報告ハ様式第六號ニ依リ之ヲ爲スベシ

△令第二十三條 國民勞務手帳ノ交付ヲ受ケタル者ニシテ左ノ各號ノ一ニ該當スルモノニ關スル第十四條、第十六條第一項、第二十條及第二十一條ノ規定ニ依ル報告ハ同條ノ規定ニ拘ラズ其ノ者ガ左ノ各號ノ一ニ該當セザルニ至リタル日ヨリ十四日以内ニ之ヲ爲スヲ妨ゲズ

一 陸海軍ニ徵集若ハ召集セラレ又ハ志願ニ依リ陸海軍部隊ニ編入セラレタル者

二 手帳法施行地外ニ旅行中ノ者

三 法令ニ因リ拘禁中ノ者

四 負傷、疾病其ノ他ノ事由ニ因リ報告ヲ爲スコト能ハザルノ狀況ニ在ル者

第十五條、第十六條第二項及第十八條ノ規定ニ依ル記載ハ使用者第七條第二項ノ規定ニ依リ國民勞務手帳ヲ一時返付シタル場合ニ於テハ同條第三項ノ規定ニ依リ國民勞務手帳ノ提出ヲ受ケタル日ヨリ十四日以内ニ之ヲ爲スヲ妨ゲズ

●國民勞務手帳法施行令第十四條及第十五條ノ規定ニ依ル使用ヲ開始シタル旨又ハ使用セザルニ至リタル旨ノ記載ハ左記ノ通之ヲ爲サシムル様關係ノ向ニ周知徹底セシメラレ度

(昭和十六年八月二十日厚生省職業局登録課長ヨリ各府縣事務部長宛)

一、國家總動員法第四條ノ規定ニ基ク徵用ニ依ル使用開始又ハ其ノ使用終了ノ場合ノ記載「徵用」「徵用解除」

二、從業者ガ一ノ會社ニ於テ其ノ勤務スル工場、事業場又ハ事務所ヲ變更シタル場合(即チ通常轉勤ト認メラルル場合)ニ於ケル前ノ工場、事業場又ハ事務所ノ使用セザルニ至リタル旨ノ記載「解用(何々工場へ轉勤)」

三、從業者ガ同一ノ就業ノ場所ニ於テ其ノ從事スル職業ヲ變更(身分、待遇ノ變更ヲ含ム)シタルニ因ル從業者タラザルニ至リタル場合ハ左ノ通記載スルコト

「解用(非從業者ニ轉用)」

四、前三號ノ場合ノ外ハ凡テ「使用開始」「解用」ト記載スルコト、尙施行令第五條前段ニ於テ「使用セザルニ至リタル旨ノ第十五條ノ規定ニ依ル記載」トアルハ右(解用)又ハ第二號ノ「解用(……轉勤)」又ハ第三號ノ「解用(……轉用)」ナル旨ノ記載ヲ指稱スルモノナルコト、但シ第二號ノ「解用(……轉勤)」ナル旨ノ記載ハ指定セラレタル工場、事業場又ハ事務所ニ於ケル使用及就業ニ限ルコト

●國民勞務手帳中「労働者年金保險關係事項欄」記載事項左ノ通トス

一、初テ強制被保險者又ハ任意被保險者ノ資格ヲ取得シタル者ニ關シ被保險者臺帳ノ記號及番號ノ通知ヲ受ケタルトキハ「被保險者臺帳ノ記號番號」欄ニ其ノ記號及番號ヲ記載スルコト(法第十六條、法第十七條、法第十九條及則第八條參照)

二、強制被保險者又ハ任意被保險者ノ資格ヲ取得シタル者アルトキハ「異動年月日」欄ニ

手帳法九條—十條

ハ其ノ資格取得ノ年月日ヲ、「被保險者資格事項」欄ニハ「資格取得」ト、「標準報酬等級」欄ニハ標準報酬ノ等級ヲ記載スルコト（法第四條、法第十六條、法第十七條、法第十九條及令第三條參照）

三、強制被保險者又ハ任意被保險者ノ標準報酬等級ニ變更アリタルトキハ「異動年月日」欄ニハ其ノ變更アリタル年月日ヲ、「被保險者資格事項」欄ニハ「報酬變更」ト「標準報酬等級」欄ニハ變更アリタル等級ヲ記載スルコト（法第四條及令第四條第二項參照）

四、強制被保險者又ハ任意被保險者ノ資格ヲ喪失シタル者アルトキハ「異動年月日」欄ニハ其ノ資格喪失ノ年月日ヲ、「被保險者資格事項」欄ニハ「資格喪失」ト記載シ、「標準報酬等級」欄ニハ斜線ヲ施スコト（法第十六條、法第十七條、法第二十條參照）

五、任意繼續被保險者ト爲リタル者ハ「異動年月日」欄ニハ労働者年金保險任意繼續申請ノ年月日ヲ、「被保險者資格事項」欄ニハ「任繼」ト、「標準報酬等級」欄ニハ其ノ標準報酬ノ等級ヲ記載スルコト（法第二十二條第一項、令第十二條參照）

六、任意繼續被保險者ガ標準報酬ノ減額ノ申請ヲ爲シタルコトニ依リ標準報酬等級ノ變更アリタルトキハ三、ノ場合ニ準ジ記載スルコト（令第四條第三項參照）

七、任意繼續被保險者ガ其ノ資格ヲ喪失シタルトキハ「異動年月日」欄ニハ地方長官（東京府ニ在リテハ警視總監）ヨリ通知ヲ受ケタル資格喪失ノ年月日ヲ、「被保險者資格事項」欄ニハ「任繼資格喪失」ト記載シ、「標準報酬等級」欄ニハ斜線ヲ施スコト（法第二十三條及令第十三條參照）

八、労働者年金保險關係事項欄（◎印ハ記載例トス）

被保險者 臺帳ノ記號番號 ◎東第二六〇二號

異動年月日	被保險者資格事項	標準報酬等級	本人印	就業ノ場所（所在地、名稱）	使用者（氏名）印
◎昭和一一六	◎資格取得	◎十	◎西川	◎東京市日本橋區山川町一丁目一番地 東山鐵工所	◎東山 昇 ◎東山
◎昭和一一七	◎報酬變更	◎十一	◎西川	◎同 右	◎東山 昇 ◎東山
◎昭和一一〇	◎資格喪失	◎十一	◎西川	◎同 右	◎東山 昇 ◎東山
◎昭和一一〇	◎任繼	◎十一	◎西川		
◎昭和一一一	◎報酬變更	◎八	◎西川		
◎昭和一一六	◎任繼資格喪失		◎西川		

(昭和十七年三月二十三日保險院總務局決定)
(昭和十七年三月三十一日職業局登錄課長通牒)

問

一、前雇主ト雇傭關係持續ノ儘應徴シタル徴用員配屬官衙變更アリタル場合前配屬官衙ニ於テハ勞務手帳ノ五就業ノ場所欄ニ「解用(……)ト記載スベキヤ」ト記載スベキヤ
二、現員徴用トナリタル徴用員ノ勞務手帳ニハ配屬官衙ニ於テ「九其ノ他ノ事項」欄へ「應徴」ト記載スベキヤ

答

一、「徴用變更(何々へ配屬替)」ト記載セシムルコト尙新ナル配屬官衙ニ於テ徴用變更ニ依リ徴用ヲ開始シタルトキハ「徴用變更ニ依リ使用開始」ト記載セシムルコト
二、現員徴用ニ基ク施行令第二十一條又ハ國民勞務手帳法及勞務手帳法施行令ノ國ノ事業ニ關スル特例ノ件第十條ノ規定ニ依リ記載(國民職業能力申告令ニ依ル要申告者ニ付同令第十一條ノ規定ニ該當シ又ハ該當セザルニ至リタル旨ノ記載)ハ勞務手帳「九其ノ他ノ事項欄」ニ左ノ通之ヲ爲サシムルコト

(イ) 現員徴用アリタル場合「國民徴用令ニ依リ現員徴用」

(ロ) 現員徴用ノ解除アリタル場合「國民徴用令ニ依リ現員徴用解除」

尙國民職業能力申告令ニ依ル要申告者ニ非ザル者ニ付テハ記載セシメザルコト

(昭和十六年九月二十五日)
(職業局登錄課長通牒)

問

國民職業能力申告手帳ノ交付ヲ受ケタル者ニシテ本法ノ從業者タル者例へバ本年九月十五日ニ年齢五十年トナリタルトキハ左ノ中何レニ依リ取扱可然哉

(イ) 失格申告ヲ爲サシメ申告手帳ヲ回收シ改メテ勞務手帳ヲ交付ス

(ロ) 失格申告ヲ爲サシメ申告手帳ヲ回收セズ其ノ儘勞務手帳ト看做ス

答 (イ) ノ取扱ニ依ルコト (昭和十六年八月二十日)
(職業局登錄課長通牒)

問 八月十二日附發登第六七號各廳府縣學務部長宛通牒中「三」從業者ガ同一ノ就業ノ場所ニ於テ其ノ從事スル職業ヲ變更シタルニ因リ從業者タラザルニ至リタル場合ハ「解用(非從業者ニ轉用)」ト記載スルコトアルモ

(イ) 右異動報告ノ場合職業名並ニ前職就業ノ場所ノ報告ヲ要スルヤ

(ロ) 施行令第十八條ノ賃金ノ記載ヲ要スルヤ

答 (イ) 職業名ノ異動報告ヲ要シ就業ノ場所ノ異動報告ハ之ヲ要セズ

(ロ) 御見込ノ通り (昭和十六年九月二十六日)
(職業局登錄課長通牒)

問 施行令第十四條ニ依リ使用開始報告ニ職業名及技能程度ヲ記載シ報告スベキ旨記載シアルモ末經驗勞務者ヲ使用シ報告期限迄(十四日以内)ニ職種決定セザル場合如何ニ取扱フベキヤ

尙末經驗勞務者ヲ技能程度ノ定アル職種ニ使用シタルトキ其ノ者ノ技能程度ハ便宜最下級(三級)トシテ報告スベキヤ

將又三ヶ月後ニ於テ報告スベキヤ何レガ至當ナリヤ

答 前段「一〇鑛業作業夫」、「一五金屬製鍊工」、「二七金屬加工工」又ハ「三八特殊機械工」等ノ如キ包括職種ニ依ルコト (昭和十六年十月二十七日)
(職業局登錄課長通牒)

問 一、勞務手帳ノ交付ヲ受ケタル者從業者タラザル場合ニ於テモ職業名ニ異動ヲ生ジタルト

キハ施行令第二十條ニ依リ異動報告ヲ要スル旨規定シアリ、而シテ手帳ノ「六職業名及技能程度欄」ニハ「注意七ノ（ハ）」ニ依リ施行規則第一條第一項別表ニ掲グル職業名ニ限ララル如ク解セラルルヲ以テ別表以外ノ職業ニ就業シタル場合何レノ欄ニ記載シ報告スベキヤ
二、勞務手帳ノ交付ヲ受ケタル者從業者タラザルニ至リ他ニ就業セズ無職業ノ状態ニアル場合職業名ノ異動報告ハ要セザルモノト思考スルモ如何

尙右ノ場合就業ノ場所ニ付テモ同様ト解スルモ如何

答 一、施行規則第一條別表ニ掲グル職業名ニ限ラズ凡ソ職業名ニ異動ヲ生ジタルトキハ異動報告ヲ要スルモノトシ「六職業名及技能程度欄」ニ記載スルモノトス

二、職業ニ從事セザル状態ガ一時的ナル場合ハ御見込ノ通り（昭和十六年十月一日）
職業局登録課長通牒

問 從業者應召シテ手帳法施行令第二十一條ノ規定ニ依ル報告ヲ爲シタル者應召中解用トナリタル場合施行令第十五條ノ規定ニ依ル手續ヲ要スルヤ
右ノ場合手帳ノ保管ヲ爲スベキモノハ何レナリヤ

答 前段御見込ノ通り

後段國民勞務手帳ハ本人ニ返還スベキモノナルモ本人ニ返還スルコト不能ナル場合ハ手帳法施行令第十一條ノ規定ニ依リ國民職業指導所長ニ之ヲ提出スベキモノトス

（昭和十七年四月二十日）
職業局登録課長通牒

法第十一條 國民勞務手帳ノ交付ヲ受ケタル者ハ重ネテ國民勞務手帳ノ交付ヲ受クルコトヲ得ズ但シ國民勞務手帳毀損シ若ハ亡失シタル場合、餘白ナキニ至リタル場合其ノ他命令ヲ以テ定ム

ル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

法第十二條 國民勞務手帳ノ交付ヲ受ケタル者ハ國民職業指導所長又ハ使用者ニ於テ國民勞務手帳ヲ保管スル場合ヲ除クノ外自ラ之ヲ保管スベシ

△令第二十四條 國民勞務手帳ノ再交付ヲ受ケントスル者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ就業地（職業ニ從事セザル者ニ在リテハ居住地）ヲ管轄スル國民職業指導所長ニ之ヲ申請スベシ

國民勞務手帳ノ再交付ヲ受ケントスル者從業者タルトキハ前項ノ申請ハ其ノ使用者ヲ經由シテ之ヲ爲スベシ

△令第二十五條 第十四條乃至第十六條、第十八條、第二十一條、第二十二條及前條第二項ノ規定ハ國民勞務手帳ヲ提示シタル從業者ヲ使用スル使用者ノ使用關係ニ關シテハ之ヲ適用セズ
第十六條、第十八條、第二十一條、第二十二條及前條第二項ノ規定ハ從業者國家總動員法第四條ノ規定ニ基キ徵用セラレ使用セラルル者ナルトキハ徵用前ノ使用者ノ使用關係ニ關シテハ之ヲ適用セズ

○則第十條 施行令第二十四條第一項ノ申請ハ様式第七號ニ依リ之ヲ爲スベシ
國民勞務手帳毀損シ又ハ餘白ナキニ至リタルニ因リ國民勞務手帳ノ再交付ヲ受ケントスル者ハ前項ノ申請書ニ其ノ國民勞務手帳ヲ添附スベシ

第三條第二項及第三項ノ規定ハ第一項ノ申請ニ之ヲ準用ス但シ國民勞務手帳ニ代ル證明書ノ再交付申請ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

國民勞務手帳亡失シタルニ因リ國民勞務手帳ノ再交付ヲ受ケタル者再交付ヲ受ケタル後元ノ國

民勞務手帳ヲ發見シタルトキハ遲滯ナク再交付ヲ受ケタル國民職業指導所長ニ之ヲ返納スベシ
則第十一條 國民勞務手帳ノ交付ヲ受ケタル者國民勞務手帳ニ貼附シタル寫眞毀損シ又ハ亡失シタルトキ其ノ他本人タルコトヲ認メ難キニ至リタルトキハ從業者タル者ニ在リテハ其ノ就業地ヲ管轄スル國民職業指導所長ニ就キ、從業者タラザル者ニ在リテハ其ノ居住地ヲ管轄スル國民職業指導所長ニ就キ寫眞ノ再貼附ヲ受ケベシ

法第十三條 國民職業指導所長必要アリト認ムルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ國民勞務手帳ニ代ル證明書(以下證明書ト稱ス)ヲ交付スルコトヲ得
證明書ハ之ヲ國民勞務手帳ト看做ス
前二項ニ定ムルモノノ外證明書ニ關シ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

△令第二十六條 左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テ國民職業指導所長必要アリト認ムルトキハ國民勞務手帳ニ代ル證明書ヲ交付スルコトヲ得

- 一 國民勞務手帳ノ交付又ハ再交付ノ申請アリタルトキ
- 二 使用者從業者ヲ使用セザルニ至リタル場合ニ於テ國民勞務手帳ヲ返還セザルトキ
- 三 其ノ他命令ヲ以テ定ムル事由アルトキ

國民勞務手帳ニ代ル證明書ニ記載スベキ事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

○則第十二條 國民勞務手帳ニ代ル證明書ハ様式第八號ニ依ル

○則第十三條 國民勞務手帳ニ代ル證明書ニ記載スベキ事項ハ施行令第二條第一號乃至第四號、第八號乃至第十號、第十四號及第十五號ニ掲グル事項トス

法第十四條 國民勞務手帳以外ノ手帳ニハ國民勞務手帳ナル名稱ヲ用フルコトヲ得ズ

法第十五條 從業者、從業者タラントスル者又ハ使用者ハ國民勞務手帳ニ關シ必要アルトキハ從業者又ハ從業者タラントスル者ノ戶籍ニ關シ戶籍事務ヲ管掌スル者又ハ其ノ代理人ニ對シ無償ニテ證明ヲ求ムルコトヲ得

從業者ハ國民勞務手帳ニ記載セラレタル事項ニ關シ使用者ニ對シ無償ニテ證明ヲ求ムル事ヲ得
法第十六條 厚生大臣、地方長官又ハ國民職業指導所長必要アリト認ムルトキハ使用者又ハ國民勞務手帳ノ交付ヲ受ケタル者ニ出頭ヲ求メ又ハ其ノ者ヨリ報告ヲ徵スルコトヲ得

厚生大臣、地方長官又ハ國民職業指導所長必要アリト認ムルトキハ當該官吏ヲシテ第一條ニ掲グル事業ノ場所ニ臨檢シ業務ノ狀況又ハ帳簿書類其ノ他ノ物件ヲ検査セシムルコトヲ得
前項ノ規定ニ依リ當該官吏ヲシテ臨檢検査セシムル場合ニ於テハ其ノ身分ヲ示ス證票ヲ携帯セシムベシ

○則第十四條 手帳法第十六條第三項ノ規定ニ依ル證票ハ様式第九號ニ依ル
法第十七條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ一年以下ノ懲役又ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス

- 一 第三條、第五條第一項又ハ第十一條ノ規定ニ違反シタル者
 - 二 詐偽其ノ他ノ不正行爲ヲ以テ國民勞務手帳ノ交付ヲ受ケタル者
 - 三 自己ノ國民勞務手帳ヲ他人ヲシテ行使セシムル目的ヲ以テ交付シタル者
- 法第十八條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ五百圓以下ノ罰金又ハ拘留若ハ料料ニ處ス
- 一 第四條、第五條第二項、第十條又ハ第十四條ノ規定ニ違反シタル者

二 第八條ノ規定ニ依ル命令ニ違反シ國民勞務手帳ヲ提出又ハ返納セザル者
 三 第九條ノ規定ニ違反シ記載若ハ報告ヲ怠リ又ハ虚偽ノ記載若ハ報告ヲ爲シタル者
 四 第十六條第一項ノ規定ニ違反シ出頭ニ應ゼズ又ハ報告ヲ怠リ若ハ虚偽ノ報告ヲ爲シタル者
 五 第十六條第二項ノ規定ニ依ル當該官吏ノ臨檢検査ヲ拒ミ、妨ゲ又ハ忌避シタル者
法第十九條 使用者ハ其ノ代理人、戸主、家族、同居者、雇人其ノ他ノ從業者ガ其ノ業務ニ關シ
 第十七條第一號又ハ前條第一號乃至第四號ノ違反行爲ヲ爲シタルトキハ自己ノ指揮ニ出デザル
 ノ故ヲ以テ其ノ處罰ヲ免ルルコトヲ得ズ
法第二十條 第十七條第一號又ハ第十八條第一號乃至第四號ノ罰則ハ使用者ガ法人ナルトキハ理
 事、取締役其ノ他ノ法人ノ業務ヲ執行スル役員ニ、未成年者又ハ禁治産者ナルトキハ其法定代理
 人ニ之ヲ適用ス但シ營業ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ
法第二十一條 本法ハ罰則ヲ除クノ外國、道府縣、市町村其ノ他之ニ準ズベキモノニ之ヲ適用ス
 國ノ事業ニ關シテハ本法ノ適用ニ付命令ヲ以テ別段ノ定ヲ爲スコトヲ得
法第二十二條 本法中使用者ニ關スル規定ハ工場法ノ適用ヲ受クル工場ニ在リテハ工業主ニ、工
 場管理人アル場合ニ於テハ工場管理人ニ、鑛業ニ在リテハ鑛業權者ニ、鑛業代理人アル場合ニ
 於テハ鑛業代理人ニ之ヲ適用ス
法第二十三條 本法ノ適用ニ付テハ國民職業能力申告令ニ依ル要申告者ガ同令ニ基キ交付ヲ受ケ
 タル職業能力申告手帳ハ之ヲ國民勞務手帳ト看做ス
△令第二十七條 二以上ノ就業ノ場所ヲ有スル者ニ付テハ其ノ者ガ從業者タルトキハ國民勞務手

帳ヲ保管スル使用者ニ使用セラレ就業スル場所ノ所在地ヲ以テ、從業者タラザルトキハ主タル
 就業ノ場所ノ所在地ヲ以テ本令ノ就業地ト看做シ就業ノ場所一定セザル者及船舶内ニ於テ就業
 スルノ常況ニ在ル者ニ於テハ居住地ヲ以テ本令ノ就業地ト看做ス
則第十五條 國民勞務手帳法樺太施行令ノ規定ニ基キ樺太廳支廳長ヨリ國民勞務手帳ノ交付ヲ受
 ケタル者從業者タラントスルトキハ其ノ就業スベキ地ヲ管轄スル國民職業指導所長ニ就キ樺太
 廳支廳長ヨリ交付ヲ受ケタル國民勞務手帳ノ檢閲ヲ受クベシ
 前項ノ規定ニ依リ樺太廳支廳長ヨリ交付ヲ受ケタル國民勞務手帳ノ檢閲ヲ受ケタル者ニ付テハ
 國民勞務手帳ノ交付アリタルモノトス

法 附 則

本法施行ノ期日ハ各規定ニ付勅令ヲ以テ之ヲ定ム
 國民勞務手帳法ハ昭和十六年十月一日ヨリ之ヲ施行ス但シ同法第二條ノ規定實施ノ爲ニ豫メ必
 要ナル範圍内ニ於テハ同年七月二十一日ヨリ之ヲ施行ス(昭和十六年六月十四日勅令第七百三號)

施行令附則

本令中第二條第十四號及第十六條第二項ノ規定ハ勞働者年金保險法中被保險者資格ノ得喪及標
 準報酬等級ニ關スル部分施行ノ日ヨリ、其ノ他ノ規定ハ昭和十六年十月一日ヨリ之ヲ施行ス但
 シ手帳法第二條ノ規定實施ノ爲ニ豫メ必要ナル範圍内ニ於テハ同十六年七月二十一日ヨリ之ヲ
 施行ス

昭和十六年九月三十日迄ニ從業者タルニ至リタル者ニシテ引續キ同年十月一日以後從業者タラ

ソトスルモノハ命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ使用者（使用者ニ以上アルトキハ主タル使用者）ヲ經由シ就業地ヲ管轄スル國民職業指導所長ニ國民勞務手帳ノ交付ヲ申請スベシ
 前項ノ申請ニ基キ國民勞務手帳ノ交付ヲ受ケタル者其ノ交付ヲ受ケタル日ヨリ昭和十六年九月三十日迄ニ第二條第一號、第三號乃至第九號又ハ第十一號乃至第十三號ニ掲グル事項ニ變更アリタルトキハ其ノ旨國民勞務手帳ニ記載シ同年十月十四日迄ニ當該國民勞務手帳ノ提示ニ依リ前項ノ申請ヲ爲シタル國民職業指導所長ニ報告スベシ但シ申告令ニ依リ申告シ居ル要申告者タル者（同令第二條第六號ニ該當スル者ヲ除ク）ニ付當該變更ニ關シ同令第四條第二項又ハ第六條ノ規定ニ依ル申告アリタルトキハ此ノ限ニ在ラズ
 前項ノ報告ハ國民勞務手帳ノ交付ヲ受ケタル者ガ從業者タル場合ニ在リテハ國民勞務手帳ヲ保管スル使用者ヲ經由シテ之ヲ爲スベシ

施行規則 附則

本令ハ昭和十六年十月一日ヨリ之ヲ施行ス但シ手帳法第二條ノ規定實施ノ爲ニ豫ノ必要ナル範圍内ニ於テハ同年七月二十一日ヨリ之ヲ施行ス
 昭和十六年九月三十日迄ニ第三條第一項ノ申請ヲ爲サントスル者ハ同條第二項ニ規定スル寫眞ヲ添付セザルコトヲ得但シ寫眞ヲ添付セザル場合ニ在リテハ昭和十八年九月三十日迄ニ其ノ就業地ヲ管轄スル國民職業指導所長ニ同條第二項ニ規定スル寫眞ヲ提出シ國民勞務手帳ニ其ノ貼附ヲ受クベシ
 第三條第四項ノ規定ニ依ル寫眞ノ貼附ハ昭和十六年九月三十日迄ニ從業者タラントスル者ニ付

テハ昭和十八年九月三十日迄ニ之ヲ受クルヲ妨グズ

○ 國民勞務手帳法及國民勞務手帳法施行令ノ

國ノ事業ニ關スル特例ノ件 （昭和十六年六月十四日 勅令第七百五號）

第一條 官衙（陸海軍ノ部隊及學校ヲ含ム以下同ジ）ニシテ從業者ヲ使用スルモノ（以下事業官廳ト稱ス）其ノ使用スル從業者（以下官廳從業者ト稱ス）ヲ使用セザルニ至リタル場合ニ於テ國民勞務手帳法施行令（以下施行令ト稱ス）第八條第一項ノ規定ニ依リ國民勞務手帳ヲ返還セザルトキハ官廳從業者ノ退職シタル日又ハ解雇セラレタル日ヨリ十四日以内ニ同條第三項ノ規定ニ拘ラズ事業官廳ノ所在地ヲ管轄スル國民職業指導所長ニ其ノ旨通知スベシ通知ヲ爲シタル後國民勞務手帳ヲ返還シタルトキ又同ジ
第二條 事業官廳施行令第八條第一項ノ規定ニ依リ國民勞務手帳ヲ返還セザルトキハ官廳從業者ノ退職シタル日又ハ解雇セラレタル日ヨリ三月間之ヲ保管シ其ノ期間經過シタルトキハ同條第四項ノ規定ニ拘ラズ事業官廳ノ所在地ヲ管轄スル國民職業指導所長ニ之ヲ送付スベシ
第三條 官廳從業者タリシ者國民勞務手帳ノ返還ニ關シ異議アルトキハ其ノ退職シタル日又ハ解雇セラレタル日ヨリ十四日以内ニ從前ノ事業官廳ノ所轄官衙（事業官廳ガ陸海軍ノ部隊又ハ學校ナル場合ニ於テハ陸軍大臣又ハ海軍大臣ノ定ムル官衙トシ其ノ他ノ場合ニ於テ所轄官衙ナキトキハ事業官廳トス）ニ其ノ旨申立ツルコトヲ得

國民勞務手帳法第六條及第七條ノ規定ハ國ノ事業ニ關シテハ之ヲ適用セズ

第四條 事業官廳ハ官廳從業者タリシ者所在不明其ノ他ノ事由ニ因リ其ノ者ニ國民勞務手帳ヲ返還スルコト能ハザルトキハ事由ヲ具シ施行令第十一條ノ規定ニ拘ラズ事業官廳ノ所在地ヲ管轄スル國民職業指導所長ニ之ヲ送付スベシ

第五條 施行令第十二條第二號又ハ第三號ニ該當スル場合ニ於テ地方長官又ハ國民職業指導所長必要アリト認ムルトキハ同條ノ規定ニ拘ラズ事業官廳ニ對シ國民勞務手帳ノ送付ヲ求ムルコトヲ得

第六條 地方長官又ハ國民職業指導所長施行令第十三條ノ規定ニ依リ官廳從業者ニ對シ國民勞務手帳ノ返納ヲ命ズルトキハ事業官廳ヲ經由シテ之ヲ爲スベシ

第七條 事業官廳官廳從業者ノ使用ヲ開始シタルトキハ施行令第十四條各號ニ掲グル事項ヲ國民勞務手帳ニ記載シ十四日以内ニ當該國民勞務手帳ノ提示ニ依リ同條ノ規定ニ拘ラズ事業官廳ノ所在地ヲ管轄スル國民職業指導所長ニ其ノ旨通知スベシ

第八條 事業官廳官廳從業者ヲ使用セザルニ至リタルトキハ其ノ旨國民勞務手帳ニ記載シ施行令第十五條ノ規定ニ拘ラズ其ノ者ガ引續キ他ノ事業官廳ノ官廳從業者タルトキハ當該事業官廳ニ國民勞務手帳ノ保管ヲ移シ、官廳從業者タラザルトキハ國民勞務手帳ヲ其ノ者ニ返還スベシ
前項ノ場合ニ於テハ事業官廳官廳從業者ヲ使用セザルニ至リタル日ヨリ十四日以内ニ事業官廳ノ所在地ヲ管轄スル國民職業指導所長ニ其ノ旨通知スベシ

第九條 事業官廳ハ官廳從業者ニ關シ施行令第二條第一號、第三號乃至第六號、第八號、第九號

第十一號乃至第十三號又ハ第十五號ニ掲グル事項ニ變更アリタルトキハ其ノ旨國民勞務手帳ニ記載シ同令第十六條第一項ノ規定ニ拘ラズ十四日以内(第十二條ノ規定ニ依ル報告アルモノニ付テハ報告アリタル日ヨリ十四日以内)ニ當該國民勞務手帳ノ提示ニ依リ事業官廳ノ所在地ヲ管轄スル國民職業指導所長ニ通知スベシ

第十條 官廳從業者ニシテ國民職業能力申告令ニ依リ申告シ居ル要申告者タルモノ(同令第二條第六號ニ該當スル者ヲ除ク)同令第十一條ノ規定ニ該當スルニ至リタルトキハ事業官廳ハ其ノ旨國民勞務手帳ニ記載シ施行令第二十一條ノ規定ニ拘ラズ第二項ノ規定ニ依ル報告アリタル日ヨリ十四日以内ニ當該國民勞務手帳ノ提示ニ依リ事業官廳ノ所在地ヲ管轄スル國民職業指導所長ニ通知スベシ通知ヲ爲シタル後ニ於テ國民職業能力申告令第十一條ノ規定ニ該當セザルニ至リタルトキ亦同ジ

官廳從業者前項ノ場合ニ於テ國民職業能力申告令第十一條ノ規定ニ該當スルニ至リタルトキ又ハ該當セザルニ至リタルトキハ直ニ事業官廳ニ其ノ旨報告スベシ

第十一條 事業官廳ハ官廳從業者死亡シタルトキハ其ノ旨國民勞務手帳ニ記載シ十四日以内ニ當該國民勞務手帳ノ提示ニ依リ施行令第二十二條ノ規定ニ拘ラズ事業官廳ノ所在地ヲ管轄スル國民職業指導所長ニ通知スベシ

第十二條 官廳從業者ハ施行令第二條第一號、第三號乃至第六號、第十二號、第十三號又ハ第十五號ニ掲グル事項ニ變更アリタルトキハ直ニ事業官廳ニ其ノ旨報告スベシ

第十三條 厚生大臣、地方長官又ハ國民職業指導所長必要アリト認ムルトキハ國民勞務手帳法第

十六條第一項ノ規定ニ拘ラズ事業官廳ニ對シ官廳從業者ニ關シ通知ヲ求ムルコトヲ得
厚生大臣、地方長官又ハ國民職業指導所長國民勞務手帳法第十六條第一項ノ規定ニ依リ官廳從
業者ニ對シ出頭ヲ求メ又ハ其ノ者ヨリ報告ヲ徵スルトキハ事業官廳ヲ經由シテ之ヲ爲スベシ
第十四條 國民勞務手帳法第十六條第二項及第三項ノ規定ハ國ノ事業ニ關シテハ之ヲ適用セズ

附 則

本令ハ昭和十六年十月一日ヨリ之ヲ施行ス但シ國民勞務手帳法第二條ノ規定實施ノ爲ニ豫メ必
要ナル範圍内ニ於テハ同年七月二十一日ヨリ之ヲ施行ス
昭和十六年九月三十日迄ニ官廳從業者タルニ至リタル者ニシテ引續キ同年十月一日以後官廳從
業者タラントスルモノハ施行令附則第二項ノ規定ニ拘ラズ命令ノ定ムル所ニ依リ事業官廳ヲ經
由シ事業官廳ノ所在地ヲ管轄スル國民職業指導所長ニ國民勞務手帳ノ交付ヲ申請スベシ
前項ノ申請ニ基キ國民勞務手帳ノ交付ヲ受ケタル者其ノ交付ヲ受ケタル日ヨリ昭和十六年九月
三十日迄ニ施行令第二條第一號、第三號乃至第九號又ハ第十一號乃至第十三號ニ掲グル事項ニ
變更アリタルトキハ其ノ旨國民勞務手帳ニ記載シ同年十月十四日迄ニ事業官廳ヲ經由シテ當該
國民勞務手帳ノ提示ニ依リ前項ノ申請ヲ爲シタル國民職業指導所長ニ報告スベシ但シ國民職業
能力申告令ニ依リ申告シ居ル要申告者タル者(同令第二條第六號ニ該當スル者ヲ除ク)ニ付當
該變更ニ關シ同令第四條第二項又ハ第六條ノ規定ニ依リ申告アリタルトキハ此ノ限ニ在ラズ
● 國民勞務手帳法及國民勞務手帳法施行令ノ國ノ事業ニ關スル特例ノ件(昭和十六年六月
勅令第七百五號)第一條ノ事業官廳別紙ノ通ニ有之候條左記御了知ノ上貴管下各國民職業

指導所長ニ可然御示達相成度

記

- 一、「事業官廳」中林業ヲ管掌スルモノ例ヘバ帝室林野局(支局及出張所ヲ含ム)、北海道廳拓殖部、營林局、營林署ニ於ケル官廳從業者ハ所謂林業土木事業、軌道、索道ニ依ル伐木ノ運送事業及製材事業ニ使用セラルルモノニ限ルコト
- 二、府縣ニ於ケル普通土木、農業土木及林業土木(軌道、索道ニ依ル伐木ノ運送事業及製材事業ヲ含ム)ノ各事業ハ何レモ法第一條ノ事業ニ該當スルモノ之ガ事業ヲ行フ府縣廳及府縣ノ各事業施行事務所ハ事業官廳ニ非ザルコト從ツテ右府縣廳及府縣ノ各事業施行事務所ハ「事業官廳」ニ非ザルコト
- 從ツテ右府縣廳及府縣ノ各事業施行事務所ニ使用セラルル法第一條ノ從業者ニ關スル手續ハ昭和十六年六月勅令第七百五號(國ノ事業ニ關スル特例)ニ依ラズ一般原則ニ依ルモノナルコト
- 尙府縣ノ各事業施行事務所ニ於ケル從業者ニ關スル使用者ノ手續ハ當該事務所ノ代表者ノ官職氏名ニ依リ之ヲ行ヒ差支ナキコト
- 三、「事業官廳」ニシテ且國民登錄ノ「指定官廳」ノ支所ニ該當スルモノニ勤務スル官廳被用者ノ職業能力ノ申告ハ昭和十四年二月閣令共同省令第一號(官廳被用者ノ申告ノ特例)第二條第一項但書ノ規定ニ依ルコトトナルヲ以テ之ガ爲國民職業指導所相互間ニ於テ國民登錄ノ登錄カードノ移管ヲ要スルモノハ速ニ之ガ手續ヲ終了スルコト(昭和十六年十一月二十八日職業局登錄課長通牒)

手帳法特例

(別紙)

國民勞務手帳法及國民勞務手帳法施行令ノ國ノ事業ニ關スル特例ノ件第一條ノ事業官廳

内閣關係

一 内閣印刷局

宮内省關係

一 帝室林野局

二 同 各支局

三 同 各出張所

内務省關係

一 内務省(國土局)

二 内務省各土木出張所

三 土木出張所各工區事務所

四 同 各工場

五 土木出張所各土地收用事務所

六 内務省土木試驗所

七 土木試驗所各工場

八 北海道廳(土木部及拓殖部)

九 同 各土木工事事務所

一〇 同 各營林區署

一一 内務省神宮關係

施設造營所(昭和十七年七月三日職掌)

局登錄課長通牒ヲ以テ追加)

大藏省關係

一 營繕管財局

二 同 門司出張所

三 造幣局

四 同 各出張所

五 專賣局

六 各地方專賣局

七 同 各工場(煙草再乾燥場ヲ含ム)

八 同 各支局

九 同 各出張所

一〇 專賣局板橋製作所

一一 同 中央研究所

一二 同 防府試驗場

陸軍省關係

一 陸軍省(經理局建築課)

二 陸軍技術本部

三 同 各研究所

四 陸軍機甲本部

五 陸軍航空本部

六 陸軍航空技術研究所

七 同 各支所

八 同 各出張所

九 陸軍飛行實驗部

一〇 陸軍航空廠(本廠)

一一 同(各支廠)

一二 同(各分廠)

一三 同(各出張所)

一四 陸軍航空工廠

一五 陸軍氣象部

一六 陸軍築城部(本部)

一七 同(支部)

一八 同(各出張所)

一九 陸軍運輸部

二〇 同(各出張所)

二一 陸軍兵器廠(兵器本部)

二二 同(各兵器補給廠)

二三 陸軍兵器廠(各造兵廠)

二四 同(兵器本部又ハ造兵廠出張所)

二五 同(兵器補給廠出張所)

二六 陸軍燃料廠

二七 同(各製造所)

二八 同(各出張所)

二九 陸軍被服廠(本廠)

三〇 同(各支廠)

三一 同(各出張所)

三二 陸軍糧秣廠(本廠)

三三 同(各支廠)

三四 同(各出張所)

三五 陸軍製絨廠

手帳法特例

- 三六 同 各製造所
- 三七 同 各出張所
- 三八 陸軍需品廠(本廠)
- 三九 同 (各支廠)
- 四〇 同 (各出張所)
- 四一 陸軍衛生材料廠(本廠)
- 四二 同 (各支廠)
- 四三 同 (各出張所)
- 四四 陸軍獸醫資材廠(本廠)
- 四五 同 (各支廠)
- 四六 同 (各出張所)
- 四七 陸軍中央無線電信所
- 四八 陸地測量部
- 四九 陸軍各學校
- 五〇 各軍、各師團及各飛行集團兵器部
- 五一 同 (出張所)
- 五二 各軍、各師團及飛行集團經理部
- 五三 同 (出張所)

- 五四 陸軍航空總監部
- 海軍省關係
- 一 各海軍工廠
- 二 同 分工場
- 三 海軍航空技術廠
- 四 同 支廠
- 五 同 各出張所
- 六 各海軍火藥廠
- 七 各海軍燃料廠
- 八 各海軍港務部
- 九 各海軍軍需部
- 一〇 同 支部
- 一一 各海軍建築部
- 一二 大湊海軍工作部
- 一三 海軍艦政本部
- 一四 海軍技術研究所
- 一五 海軍化學研究所
- 一六 海軍航空本部

一四〇

- 一七 海軍施設本部
- 一八 各海軍監督局事務所
- 一九 水路部

農林省關係

- 一 各開墾國營事務所
- 二 各農林省直轄荒廢林地復舊事務所
- 三 各農林省直轄地之防止施設事務所
- 四 各營林局
- 五 各營林署
- 六 各食糧事務所(東京、大阪、門司、名古屋、新潟ニ限ル)
- 七 米穀利用研究所

遞信省關係

- 一 遞信省(海務院ヲ除ク)
- 二 各電信電話建設事務所
- 三 各貯金局
- 四 各貯金支局
- 五 電氣試驗所

- 六 各遞信局(電氣部ヲ除ク)
- 七 各遞信局工務出張所
- 八 各通信官署

鐵道局關係

- 一 鐵道省
- 二 鐵道省各工事事務所
- 三 同 各電氣事務所
- 四 同 各鐵道教習所
- 五 同 各技工養成所
- 六 各鐵道局
- 七 同各運輸事務所
- 八 同各保線事務所
- 九 同各電力事務所
- 一〇 同各出張所
- 一一 同各工場

手帳法特例

一四一

(別表) 國民勞務手帳法第一條ノ技術者及勞務者

一 鑛山技術者	採炭、選炭、採鑛、選鑛、採油又ハ探鑛ニ關スル技術ニ從事シ又ハ其ノ指導監督ニ從事スルモノ
二 冶金技術者	金屬ノ製鍊、合金、熱處理又ハ其ノ他ノ冶金ニ關スル技術ニ從事シ又ハ其ノ指導監督ニ從事スルモノ
三 機械技術者	陸、船及航空機用ノ原動機、工作機械、鑛山用機械、冶金用機械、化學用機械、計器、光學機械、精密機械、兵器、車輛、自動車、起重機若ハ其ノ他ノ機械器具ノ製作、修繕若ハ取扱、鑄造、橋梁等ノ構造物ノ製作若ハ修繕又ハ金屬ノ壓延、鑄造、鍛造等ノ加工ニ關スル技術ニ從事シ又ハ其ノ指導監督ニ從事スル者
四 電氣技術者	電動機、發電機、變壓器等ノ電氣機械器具、電氣計器、電氣照明用機械器具、電線若ハ電纜ノ製作、取付、修繕若ハ取扱又ハ發變電若ハ送配電ニ關スル技術ニ從事シ又ハ其ノ指導監督ニ從事スルモノ
五 電氣通信技術者	有線電信電話機、無線電信電話機(放送用ヲ含ム)、電報裝置、電寫裝置、電氣信號機等ノ電氣通信用機械器具ノ製作、取付、修繕又ハ取扱ニ關スル技術ニ從事シ又ハ其ノ指導監督ニ從事スルモノ
六 航空機技術者	航空機ノ機體又ハプロペラノ製作ニ關スル技術ニ從事シ又ハ其ノ指導監督ニ從事スルモノ (航空機用原動機製作ニ從事スルモノヲ除ク)

七 造船技術者	造船ニ關スル技術ニ從事シ又ハ其ノ指導監督ニ從事スルモノ
八 化學技術者	有機化學、無機化學、電氣化學、高壓化學等ノ化學ニ關スル技術ニ從事シ又ハ其ノ指導監督ニ從事スルモノ
九 窯業技術者	セメント、ガラス、陶磁器、耐火煉瓦又ハ其ノ他ノ窯業ニ關スル技術ニ從事シ又ハ其ノ指導監督ニ從事スルモノ
一〇 食料品技術者	製糖、製粉、罐詰、冷凍又ハ其ノ他ノ飲食料品嗜好品ノ製造加工ニ關スル技術ニ從事シ又ハ其ノ指導監督ニ從事スルモノ
一一 釀造技術者	釀造法ニ依ル酒精飲料、アセトン、アルコール等ノ製造ニ關スル技術ニ從事シ又ハ其ノ指導監督ニ從事スルモノ
一二 紡績技術者	製絲、紡績、織布等ノ作業ニ關スル技術ニ從事シ又ハ其ノ指導監督ニ從事スルモノ
一三 染色技術者	織物、皮革等ノ染色、漂白、精練等ノ作業ニ關スル技術ニ從事シ又ハ其ノ指導監督ニ從事スルモノ
一四 木工技術者	製材、木工品ノ製造又ハ機械類ノ木部ノ製造若ハ修繕ニ關スル技術ニ從事シ又ハ其ノ指導監督ニ從事スルモノ
一五 土木技術者	道路、橋梁、鐵塔、港灣、河川、砂防、鐵道、軌道、隧道、索道、上下水道又ハ其ノ他ノ土木ニ關スル技術ニ從事シ又ハ其ノ指導監督ニ從事スルモノ
一六 建築技術者	建築ニ關スル技術ニ從事シ又ハ其ノ指導監督ニ從事スルモノ
一七 特殊技術者	紡織工業ノ蠶業技術者、化學工業及鑛業ノ林業技術者又ハ印刷被服製造、身ノ廻リ品製造、人造板製造ノ工業ノ技術者ニシテ第一號乃至第一六號ニ屬セザルモノ

手帳法告示

六	航空機搭乗員	航空士、航空機操縦士、航空機關士タルモノ 氣象觀測又ハ其ノ他ノ氣象業務ニ關スル技術ニ從事シ又ハ其ノ指導監督ニ從事スルモノ
元	氣象技術者	
三	鑛	
一	探炭夫	石炭又ハ亞炭ノ探掘又ハ探鑛ノ作業ニ從事スルモノ（手掘夫、發破係夫及鑿岩夫ヲ含ム）
二	坑内運炭夫	炭坑坑内ニ於テ主トシテ石炭又ハ亞炭ノ運搬作業ニ從事スルモノ（坑内ノ軌道夫ヲ含ミ、坑外ノ運炭ノミニ從事スルモノヲ除ク）
三	炭坑支柱夫	炭坑坑内ニ於テ支柱作業ニ從事スルモノ
四	機械選炭夫	炭坑又ハ亞炭坑ニ於テ機械ニ依ル石炭ノ選別作業ニ從事スルモノ
五	探鑛夫	鑛物ノ探掘又ハ探鑛作業ニ從事スルモノ（手掘夫、發破係夫及鑿岩夫ヲ含ム）
六	鑛山支柱夫	鑛山坑内ニ於テ支柱作業ニ從事スルモノ
七	坑内運鑛夫	鑛山坑内ニ於テ主トシテ鑛物ノ運搬作業ニ從事スルモノ（坑内ノ軌道夫ヲ含ミ坑外ノ運鑛ノミニ從事スルモノヲ除ク）
八	機械選鑛夫	鑛山ニ於テ機械ニ依ル鑛物ノ選別作業ニ從事スルモノ（大割夫ヲ含ム）
九	石油鑛夫	石油山ニ於テ鑿井又ハ汲油ノ作業ニ從事スルモノ
一〇	鑛業作業夫	探炭、選炭、探鑛、採油又ハ探鑛ノ作業ニ從事スルモノニシテ（一）乃至（九）ニ屬セザルモノ

二	土石採取夫	岩石、砂利、陶土等ノ土石ノ採取作業（露天探掘作業ヲ含ム）ニ從事スルモノ
三	製銑工	銑鐵又ハフエロアロイノ製鍊作業（熱風爐操作ヲ含ム）ニ從事スルモノ
三	製鋼工	鋼ノ製鍊作業（造塊及焙燒ノ作業ヲ含ム）ニ從事スルモノ
四	非鐵金屬製鍊工	非鐵金屬ノ濕式製鍊、乾式製鍊又ハ電氣精鍊ノ作業（造塊作業ヲ含ム）ニ從事スルモノ
五	金屬製鍊工	金屬ノ製鍊作業ニ從事スルモノニシテ（一）乃至（一四）ニ屬セザルモノ
六	非金屬製鍊工	硫黃、砒素等非金屬ノ精鍊作業ニ從事スルモノ
七	製圖手	（ロ）製圖、現圖作業者 製圖又ハ寫圖ノ技術的作業（設計ノ補助作業ヲ含ム）ニ從事スルモノ
八	現圖工	現圖展開作業又ハ型板取（現圖木型作）作業ニ從事スルモノ
九	金屬熔融工	（ハ）金屬材料ノ製造加工作業者 鑄物用又ハ合金用ノ金屬熔融作業ニ從事スルモノ
一〇	操爐工	金屬加熱爐ノ操作ニ從事スルモノ
三	壓延伸張工	金屬ノ箔、線、棒、管、條、板又ハタイヤノ製造ノ爲機械ニ依ル金屬ノ壓延、伸張、引拔、押出等ノ加工作業ニ從事スルモノ
三	鑄物工	鐵、鋼又ハ其ノ他ノ金屬ノ鑄造作業（ダイカスト鑄造作業ヲ含ム）ニ從事スルモノ

手帳法(告示)

三	鍛	工
三	熱處理	工
三	撚線	工
三	剪斷	工
三	金屬加工	工
六	野書	工
六	旋盤	工
三	タレット	工
三	中グリ	工
三	研磨	工
三	ボール盤	工
三	平削	工
三	形削	工
三	フライス	工

鍛治又ハ鍛造ノ作業(プレスニ依ル火造作業ヲ含ミ且農具鍛治金具鍛治、車鍛治及双物製造鍛治ヲ除ク)ニ従事スルモノ
 金屬ノ撚入、撚鈍、撚戻、撚準、滲炭、窒化等ノ熱處理作業ニ従事スルモノ
 金屬ノ撚線又ハ合線ノ製造作業(鋼索製造作業ヲ含ム)ニ従事スルモノ
 剪斷機ニ依ル金屬切斷作業ニ従事スルモノ
 金屬材料ノ製造加工作業ニ従事スルモノニシテ(一九)乃至(二六)ニ屬セザルモノ
 (二) 機械器具ノ製作業者
 金屬加工ノ爲野書及心出ノ作業ニ従事スルモノ
 普通旋盤、工具旋盤、卓上旋盤、多數バイト旋盤、模寫旋盤、正面旋盤、堅旋盤等ノ旋盤ニ依ル金屬加工作業ニ従事スルモノ
 タレット旋盤、自動旋盤又ハ半自動旋盤ニ依ル金屬加工作業ニ従事スルモノ
 中グリ盤ニ依ル金屬加工作業ニ従事スルモノ
 研磨盤、ラップ盤、艶出盤又ハ砥上盤ニ依ル金屬加工作業ニ従事スルモノ
 ボール盤ニ依ル金屬加工作業ニ従事スルモノ
 平削盤ニ依ル金屬加工作業ニ従事スルモノ
 形削盤又ハ堅削盤ニ依ル金屬加工作業ニ従事スルモノ
 フライス盤ニ依ル金屬加工作業ニ従事スルモノ

三	齒切	工
三	特殊機械	工
三	非金屬機械	工
三	鐵木	工
三	撓鐵	工
三	填隙	工
三	板打	工
三	金屬プレス	工
三	銅管	工
三	配管	工
三	製罐	工
三	熔接	工
三	鐵接	工

齒切盤ニ依ル金屬加工作業ニ従事スルモノ
 工作機械ニ依ル金屬加工作業ニ従事スルモノニシテ(二八)乃至(三七)ニ屬セザルモノ
 旋盤、研磨盤又ハボール盤其ノ他各種工作機械ニヨルゴム、陶磁器又ハベークライト等木材以外ノ非金屬ノ加工作業ニ従事スルモノ
 造船ニ於テ現圖木型ニ依ル野書又ハ鋼材ノ現場取付組立ノ作業ニ従事スルモノ(船臺大工ヲ含ム)
 船體用鋼材ノ撓曲又ハ成形ノ作業(機械ニ依ル厚板ノ撓曲作業ヲ含ム)ニ従事スルモノ
 コーキング又ハ水油防材挿入ノ作業ニ従事スルモノ
 鋳造、當盤、鋳打等ノ鋳造作業ニ従事スルモノ
 主トシテ手作業ニ依ル金屬薄板ノ加工組立作業ニ従事スルモノ(ブリキ職及銅打物職ヲ含ム)
 主トシテプレスニ依ル金屬加工作業ニ従事スルモノ
 主トシテ艦船用ノ金屬板及管ノ加工作業ニ従事スルモノ
 金屬管ノ加工取付作業ニ従事スルモノ(鉛工ヲ含ム)
 汽罐、水漕、煙突、復水器等ノ鋼板類製品ノ加工組立作業ニ従事スルモノ
 電氣又ハ瓦斯ニ依ル金屬ノ熔接又ハ撓切ノ作業ニ従事スルモノ
 鐵材又ハ鋼材ノ加工組立作業ニ従事スルモノニシテ(四〇)乃至(四九)ニ屬セザルモノ

五	金屬彫刻工
五	光學ガラス工
五	目盛工
四	針金細工
四	電線被裝工
四	卷線工
三	絶縁線工
三	電池工
三	真空管類排氣工
三	水品工
三	義肢工
三	網具工
三	機器製作工
三	工具仕上工

金屬板其ノ他金屬材料ノ彫刻作業ニ従事スルモノ
 レンズ、プリズム、レベル、反射鏡、船舶信號用ガラス等ノ光
 學ガラスノ荒摺、研磨、心取等ノ作業又ハバルサム作業ニ従事
 スルモノ
 手作業、機械作業又ハ化學作用ニ依ル目盛作業(文字書作業ヲ
 含ム)ニ従事スルモノ
 金屬製ノ綱、鋼等製造ノ作業ニ従事スルモノ
 電線又ハ電纜ノ被覆、鍍裝又ハ被鉛ノ作業ニ従事スルモノ
 電線コイルノ巻線作業(手巻作業ヲ含ム)ニ従事スルモノ
 電氣裝置及器具ノ絶縁被覆作業ニ従事スルモノ
 蓄電池、濕電池又ハ乾電池ノ製造又ハ修繕ノ作業ニ従事スルモノ
 (光電池製造作業ニ従事スルモノヲ除ク)
 白熱電球、放電燈、真空管、エツクス線又ハ管其ノ他各種真空
 管ノ排氣作業ニ従事スルモノ
 電氣通信機用水晶ノ加工作業ニ従事スルモノ
 義肢ノ皮部製作及仕上組立作業ニ従事スルモノ
 帆、索具、防舷物等ノ船具ノ製造、修繕又ハ取付ノ作業(錨及
 鎖ノ取付作業ヲ含ム)ニ従事スルモノ
 機械器具製作ノ作業ニ従事スルモノニシテ(五一)乃至(六二)ニ
 屬セザルモノ
 (ホ) 機械器具ノ仕上、組立、修繕業者
 切削工具、剪斷工具、セリダシ工具、ゲージ、ジグ、金型、計

三	仕上工
三	電氣組立工
三	電氣通信機
三	組立工
三	精密組立工
三	機械組立工
三	航空機組立工
三	自動車工
三	艦裝工
三	硫酸工
三	鹽酸工

測器類(度量衡法ニ依ラザルモノ)、ネヂ切削用補助工具、其ノ
 他ノ工具、鋸、鋸又ハ刃物ノ仕上、調整又ハ修繕ノ作業ニ従事
 スルモノ
 主トシテ鑪、タガネ等ノ手道具ニ依ル金屬品ノ仕上作業(簡單
 ナ部分品ノ組立作業ヲ含ム)ニ従事スルモノ
 電動機其ノ他ノ電氣機械器具又ハ電氣計器ノ仕上、組立、調整
 据附又ハ修繕ノ作業ニ従事スルモノ
 電機通信用機械器具ノ仕上、組立、調整、据附又ハ修繕ノ作業
 ニ従事スルモノ
 度量衡器、理學的機械器具、機械的計測器(時計ヲ含ム)、兵器
 光學機械器具又ハ其ノ他ノ精密機械器具ノ仕上、組立、調整、
 据附又ハ修繕ノ作業ニ従事スルモノ
 原動機、工作機械又ハ其ノ他ノ機械器具ノ仕上、組立、調整、
 据附又ハ修繕ノ作業ニ従事スルモノ
 航空機ノ仕上、組立、艦裝、調整又ハ修繕ノ作業ニ従事スルモノ
 自動車ノ仕上、組立、艦裝、調整又ハ修繕ノ作業ニ従事スルモノ
 艦船ノ艦裝作業ニ従事スルモノ
 (一) 化學製品ノ製造業者
 硫酸製造ノ化學工程ニ従事スルモノ
 鹽酸製造ノ化學工程ニ従事スルモノ

手帳法(告示)

- 七五 硝酸工
- 七六 ソーダ工
- 七七 カイバイド工
- 七八 電圧ガス工
- 七九 工業藥品工
- 八〇 アルミナ製造工
- 八一 人造研磨材工
- 八二 人造肥料工
- 八三 硝化綿工
- 八四 火薬工
- 八五 染料工
- 八六 顔料塗料工

硝酸製造ノ化學工程ニ從事スルモノ
 炭酸ソーダ、苛性ソーダ、金屬ソーダ其ノ他ノソーダ鹽又ハカリ鹽ノ製造ノ化學工程ニ從事スルモノ
 カイバイド製造用電氣爐ノ操作ニ從事スルモノ
 水素、酸素、炭酸ガス、亜硫酸ガス、鹽素ガス、鹽化メチレン、鹽化メチル等ノ液化ガス又ハ壓縮ガスノ製造作業（原料ガスを發生作業ヲ含ム）ニ從事スルモノ
 工業藥品製造ノ化學工程ニ從事スルモノニシテ（七三）乃至（七八）ニ屬セザルモノ
 アルミナ製造ノ化學工程（水晶石製造作業ヲ含ム）ニ從事スルモノ（アルミニウム精鍊ノ作業ニ從事スルモノヲ除ク）
 カイボランダム、アランダム又ハ其ノ他ノ人造研磨材及人造砥石ノ製造工程ニ從事スルモノ（旋盤ニ依ル仕上工ヲ除ク）
 硫酸、石灰窒素等ノ人造肥料製造ノ化學工程ニ從事スルモノ
 硝化綿製造ノ化學工程ニ從事スルモノ
 火薬類又ハ化學兵器ノ製造作業ニ從事スルモノ（マツチ製造作業ニ從事スルモノヲ除ク）
 彈ノ火薬又ハ火工兵器ノ加工、裝填又ハ修理ノ作業ニ從事スルモノ
 染料製造工場ニ於テ染料又ハ其ノ中間體ノ製造ノ化學工程ニ從事スルモノ
 顔料、ボイル油又ハワニスノ製造作業ニ從事スルモノ

- 八七 アンモニア工
- 八八 油脂工
- 八九 石炭乾溜工
- 九〇 タール分溜工
- 九一 人造石油工
- 九二 石油工
- 九三 石油工
- 九四 ガス發生爐工
- 九五 合成ゴム工
- 九六 ゴム工
- 九七 セルロイド工
- 九八 人造レジン工
- 九九 バルブ工
- 一〇〇 製紙工
- 一〇一 絹工

合成法ニ依ルアンモニア製造ノ化學工程（原料ガス發生及觸媒製造ノ作業ヲ含ム）ニ從事スルモノ
 動物物油脂ノ抽出、分解、鹼化又ハ硬化ノ作業ニ從事スルモノ
 石炭乾溜ニ依ル石炭ガス、コークス又ハタールノ製造作業（石炭ノ低溫乾溜作業ヲ含ム）ニ從事スルモノ
 タールノ分溜、精製ノ方法ニ依ルベンゾール、トルオール、キシロール、ナフタリン、石炭酸等ノ化學製品ノ製造作業ニ從事スルモノ
 人造石油製造作業ニ從事スルモノ
 石油ノ蒸溜、分解、精製又ハ洗滌ノ作業ニ從事スルモノ
 發生爐ガス又ハ水性ガスノ製造作業ニ從事スルモノ
 ゴム合成ノ作業ニ從事スルモノ
 ゴム原料ノ配合、混合等ノ精鍊作業（再生ゴム製造作業ヲ含ム）又ハタイヤ、ゴム靴、ゴム底足袋若ハゴム引防水布ノ製造作業ニ從事スルモノ
 セルロイド、錯酸纖維素又ハ纖維素エーテルノ製造ノ化學工程ニ從事スルモノ
 ベークライト其ノ他合成樹脂ノ原料製造ノ化學工程ニ從事スルモノ
 製紙用又ハ人絹用ノバルブ製造作業ニ從事スルモノ
 紙料製造又ハ原紙抄造ノ作業ニ從事スルモノ
 人造絹絲、人造短纖維又ハセロファンノ製造ノ化學工程ニ從事

- 一〇三 電極工
- 一〇四 化學電爐工
- 一〇五 寫眞化學工
- 一〇六 化學品製造工
- 一〇七 窯業原料工
- 一〇八 成型工
- 一〇九 施釉工
- 一一〇 燒成工
- 一一一 ルツボ工
- 一一二 ガラス熔融工
- 一一三 ガラス吹工

スルモノ（漂白及洗滌ノ作業ニ従事スルモノヲ除ク）
 炭素電極ノ製造作業ニ従事スルモノ
 化學製品製造用電氣爐（カーバイド製造用電氣爐ヲ除ク）ノ操作ニ従事スルモノ
 ファイルム、乾板、印畫紙又ハ現像藥其ノ他ノ寫眞用品製造ノ化學工程ニ従事スルモノ
 化學製品ノ製造工程ニ従事スルモノニシテ（八〇）乃至（一〇四）ニ屬セザルモノ
 （ト）窯業、土石類ノ加工業者
 陶磁器、煉瓦、セメント又ハガラス等ノ原料ノ粉碎、精製、調合又ハ釉藥ノ調製等ノ作業ニ従事スルモノ
 陶磁器、煉瓦等ノ手成型、プレス成型又ハ型打等ノ作業ニ従事スルモノ（旋盤ニ依ルモノヲ除ク）
 陶磁器、タイル、瑠璃品又ハ七寶燒ノ釉藥掛ケノ作業ニ従事スルモノ
 セメント、陶磁器、煉瓦、瑠璃品等ノ燒成又ハ燒附ノ作業ニ従事スルモノ
 金屬又ハガラスノ熔融用ルツボノ製造又ハ修理作業ニ従事スルモノ
 ガラス原料ノ熔解作業ニ従事スルモノ
 壘、管又ハ球ノ手吹若ハ機械吹作業ニ従事スルモノ（冷シ【ラ含ム】）

- 一一四 板ガラス製造工
- 一一五 型物ガラス工
- 一一六 ガラス銀引工
- 一一七 特殊ガラス工
- 一一八 ガラス加工工
- 一一九 石綿工
- 一二〇 保溫業工
- 一二一 起毛、剪毛工
- 一二二 フニルト工
- 一二三 精練漂白工
- 一二四 浸染工

引上法又ハ圓筒法等ニ依ル板ガラス製造ノ作業ニ従事スルモノ（冷シ【ラ含ム】）
 機械又ハ押型ニ依ル型物ガラス、壘等ノ製造ノ作業ニ従事スルモノ（冷シ【ラ含ム】）
 鏡、反射鏡等ガラスノ銀引作業ニ従事スルモノ
 光學ガラス、鋼ガラス、硬質ガラス、フィルムター、安全ガラス等ノ特殊ガラスノ製造作業（ガラスノ熱處理作業ヲ含ム）ニ従事スルモノ
 摺ガラス、カットガラス又ハ強化ガラス等ガラスノ加工又ハ細工ニ従事スルモノ
 石綿ノ紡織又ハ保溫材スレート等石綿製品製造ノ作業ニ従事スルモノ
 保溫材取附作業ニ従事スルモノ
 窯業製品製造ノ作業ニ従事スルモノニシテ（一〇六）乃至（一二九）ニ屬セザルモノ
 （チ）紡織品、被服身裝品製造業者
 織物ノ起毛作業又ハ剪毛作業ニ従事スルモノ
 フェルト（フェルト帽體ヲ含ム）製造ニ於テ洗毛、開毛又ハ縮絨又ハ壓搾ノ作業ニ従事スルモノ
 絲、布其ノ他紡織品ノ精練又ハ漂白作業ニ従事スルモノ
 手ニ依ル捺染、引染又ハ浸染ノ作業ニ従事スルモノ（染物職ヲ除ク）

手帳法(告示)

一三	機械捺染工
一六	編組工
一七	洗濯工
一八	製網工
一九	製網工
二〇	布縫工
二一	紡織品製造工
二二	加織品製造工
二三	文選、植字、活字鑄造工
二四	活字鑄造工
二五	製版紙型工
二六	印刷、紙製品製造工
二七	製刷工
二八	特殊寫真工
二九	印刷工
三〇	馬鞍工
三一	皮革加工工
三二	羽毛加工工
三三	製材工
三四	調板工
三五	合板工
三六	人造板製造工
三七	コルク加工工
三八	木工
三九	建具指物工
四〇	木型工
四一	雜貨木型工
四二	造船工
四三	車大工
四四	木製品工

一五四

機械ニ依ル捺染ニ於テ縫合セ、糊拔、捺染、蒸熱又ハ水洗ニ從事スルモノ

一三 機械ニ依ル捺染ニ於テ縫合セ、糊拔、捺染、蒸熱又ハ水洗ニ從事スルモノ

一六 レース編、メリヤス編又ハ組紐等ニ於テ絲卷、編立、仕上ノ作業ニ従事スルモノ

一七 洗濯、湯熨斗又ハ洗濯ノ作業ニ従事スルモノ

一八 織維製ノ網(藥製品ヲ除ク)ノ製造作業ニ従事スルモノ

一九 織維製ノ網(藥製品ヲ除ク)ノ製造作業ニ従事スルモノ

二〇 帆布、翼布、各種テント又ハ軍用被服身製品ノ製造ニ於ケル裁斷、縫製加工ノ作業ニ従事スルモノ

二一 紡織品又ハ被服身製品ノ製造作業ニ従事スルモノニシテ(一二一)乃至(一三〇)ニ屬セザルモノ

二二 (リ) 印刷、紙製品製造業者

二三 文選、植字又ハ解版ノ作業ニ従事スルモノ

二四 活字ノ鑄造作業ニ従事スルモノ

二五 紙型取り、凸版、凹版、平版(石版、オフセット版、グラビヤ版)又ハ寫真版等印刷原版ノ製造作業ニ従事スルモノ

二六 印刷作業ニ従事スルモノ(印刷機械ノ運轉ニ従事スル者ヲ除ク)

二七 工業用寫真、水中寫真、航空寫真、活動寫真又ハ高速度寫真ノ撮影、現像若ハ焼付ノ作業ニ従事スルモノ

二八 製本作業ニ従事スルモノ

二九 印刷又ハ紙製品製造ノ作業ニ従事スルモノニシテ(一二二)乃至(一二七)ニ屬セザルモノ

一三	皮革縫工
一四	馬鞍工
一五	皮革加工工
一六	羽毛加工工
一七	製材工
一八	調板工
一九	合板工
二〇	人造板製造工
二一	コルク加工工
二二	木工
二三	建具指物工
二四	木型工
二五	雜貨木型工
二六	造船工
二七	車大工
二八	木製品工

一五五

(ヌ) 皮革、骨、羽毛品類製造業者

一三 藥囊、雜囊、靴又ハ靴等ノ皮革品ノ製造ニ於テ機械ニ依ル裁斷縫製加工ノ作業ニ従事スルモノ

一四 革製馬鞍又ハ馬具ノ組立、仕上ノ作業ニ従事スルモノ

一五 皮革、骨、羽毛類製品ノ製造作業ニ従事スルモノニシテ(一二九)及(一四〇)ニ屬セザルモノ

一六 (ル) 木製品製造業者

一七 機械ニ依ル製材又ハ製板ノ作業ニ従事スルモノ

一八 パルプ製造ニ於テ皮剝、切斷又ハ碎木ノ作業ニ従事スルモノ

一九 合板ノ製造作業(薄板製造及薄板膠着ノ作業ヲ含ム)ニ従事スルモノ

二〇 各種テツクス類製造ノ作業ニ従事スルモノ

二一 コルク板、壘栓等ノ製造ニ於テ粉碎、調合、壓搾ノ作業ニ従事スルモノ

二二 艦船、航空機、車輪又ハ其ノ他ノ機械器具ノ木部ノ製造作業(鑿附作業ヲ含ム)ニ従事スルモノ

二三 建具、指物ノ製造作業ニ従事スルモノ

二四 鑄物用木型ノ製造作業ニ従事スルモノ

二五 帽子木型、足袋木型又ハ陶器木型等ノ製造作業ニ従事スルモノ

二六 木造船ノ建造作業(短艇製造作業ヲ含ム)ニ従事スルモノ

二七 荷車等木造船ノ製造作業ニ従事スルモノ

二八 木製品ノ製造作業ニ従事スルモノニシテ(一四二)乃至(一五二)

手帳法(告示)

- 一五 精穀工
- 一五 製粉工
- 一五 菓子パン製造工
- 一五 製糖工
- 一五 味噌、醬油、酢工
- 一五 酒類製造工
- 一六 清涼飲料製造工
- 一六 罐詰、壘詰食品製造工
- 一六 煙草製造工
- 一六 製氷冷凍工
- 一六 食品製造工
- 一七 通信電路工

ニ屬セザルモノ

(フ) 飲食料品、嗜好品製造業者
 米、麥等穀類ノ粗摺、搗精又ハ選別ノ精穀作業ニ從事スルモノ
 小麥粉、片栗粉又ハ晒箔等製造ニ於ケル原料選別、粉碎、水晒
 又ハ乾燥ノ作業ニ從事スルモノ
 菓子又ハパンノ製造業ニ從事スルモノ
 砂糖製造ニ於テ甘蔗又ハ甜菜ノ裁斷、壓搾、滲出、蒸發、分密
 又ハ精製ノ作業ニ從事スルモノ
 味噌、醬油又ハ酢ノ醸造作業ニ從事スルモノ
 清酒、燒酎又ハ味淋等ノ和酒若ハ麥酒、葡萄酒、白酒又ハ混成
 酒等ノ酒類製造作業ニ從事スルモノ(杜氏ヲ含ム)
 サイダー、ラムネ又ハシロップ等清涼飲料ノ製造作業ニ從事ス
 ルモノ
 罐詰、壘詰食料品製造ニ於テ容器ノ洗滌、原料詰メ、加熱殺菌
 又ハ密封等ノ作業ニ從事スルモノ
 煙草ノ製造作業ニ從事スルモノ
 製氷又ハ冷凍ノ作業ニ從事スルモノ
 飲食料品又ハ嗜好品ノ製造作業ニ從事スルモノニシテ(一五四)
 乃至(一六三)ニ屬セザルモノ
 (ワ) 電氣ニ關スル業者
 電氣通信電線路(空中線ヲ含ム)ノ建設、保繕又ハ屋内配線工事
 ノ作業ニ從事スルモノ

- 一六 通信電機工
- 一六 電力電路工
- 一六 電力電機工
- 一七 金屬試驗工
- 一七 實験工
- 一七 機械検査工
- 一七 レンズ検査工
- 一七 試運轉工
- 一七 分析工
- 一七 検査工
- 一七 企劃手

電氣通信用機械器具ノ設備又ハ保繕ノ作業ニ從事スルモノ
 電線架設、電路敷設、保線、屋内配線工事又ハ送配電ノ作業ニ
 從事スルモノ
 電氣機械ノ据付又ハ運轉ノ作業ニ從事スルモノ
 (カ) 實験、試驗、検査業者
 金属材料ノ物理的試驗作業ニ從事スルモノ
 物理的又ハ化學的ノ實験作業ニ從事スルモノ
 陸、船及航空機用ノ原動機、工作機械、鑛山用機械、冶金用機
 械、化學用機械、計器、光學機械、精密機械、兵器、艦船、車
 輛、航空機、自動車、起重機、其ノ他ノ機械器具、電氣機械器
 具、電氣計器、電氣通信用機械器具又ハ鐵塔、橋梁等ノ構造物
 ノ部分品、半製品又ハ製品ノ検査作業ニ從事スルモノ
 レンズ、プリズム、レベル等ノ光學ガラスノ検査作業ニ從事ス
 ルモノ
 原動機、機關、ポンプ又ハ其ノ他ノ機械ノ試運轉作業ニ從事ス
 ルモノ
 化學分析作業ニ從事スルモノ
 各種製品ノ検査又ハ選別作業ニ從事スルモノニシテ(一六九)乃
 至(一七四)ニ屬セザルモノ

(ヨ) 其ノ他ノ業者
 作業企劃、作業研究又ハ單價若ハ原價ノ計算ノ技術的業務ニ從
 事スルモノ

手帳法(告示)

一七	記 録 工	庶務、計理、工務、勞務等ニ關スル記録事務、圖面ノ出納竝ニ整理及保存、タイプライターニ依ル印字作業ニ従事スルモノ
一七	機 械 運 轉 工	原動機、機關、ポンプ又ハ機械ノ運轉又ハ保繕ノ作業ニ従事スルモノ
一七	起 重 機 運 轉 工	起重機ノ運轉ニ従事スルモノ
一八	メ ッ キ 工	メツキ、ボンデライト、パークライディング、メタニウム又ハセラダイスノ作業ニ従事スルモノ
一八	塗 裝 工	塗裝、吹附又ハ燒附ノ作業ニ従事スルモノ
一八	雜 職 工	職工ニシテ(一七)乃至(一八一)ニ屬セザルモノ
三	土 木 建 築 作 業 者	家屋建築ニ於ケル大工作業ニ従事スルモノ
一八	家 屋 大 工	堂宮建築ニ於ケル大工作業ニ従事スルモノ
一八	堂 宮 大 工	セメント塗、モルタル塗又ハ漆喰塗等ノ左官作業ニ従事スルモノ
一八	左 官 工	石工作業ニ従事スルモノ
一八	石 工	足場架又ハ鐵骨組立其ノ他高所ニ於ケル取付工事等ノ爲仕事ニ従事スルモノ
一八	鳶 職 工	屋根職作業ニ従事スルモノ
一八	屋 根 職 工	熔鑪、平爐、熔融爐、加熱爐、窯業用窯其ノ他ノ工業用爐窯又ハ汽罐煉瓦積部分ノ築造又ハ修築ノ作業ニ従事スルモノ
一八	築 爐 工	セメント品製造又ハコンクリート工事ニ於テ鐵筋又ハ鐵網ノ組立作業ニ従事スルモノ
一八	鐵 筋、鐵 網 工	

一五	潜 水 夫	潜水服ヲ着用シテ行フ水中作業ニ従事スルモノ
一五	土 木 建 築 作 業 者	煉瓦積、タイル張ノ作業、セメント品製造又ハコンクリート工事ノ爲木枠ノ組立、コンクリート練リ又ハ注込ミ等ノ作業、潜水補助ノ作業、道路ノ修築工事、アスファルト鋪裝作業其ノ他土木建築ノ作業ニ従事スルモノニシテ(一八三)乃至(一九一)ニ屬セザルモノ
一五	蒸 汽 機 關 車	蒸汽機關車ノ運轉ニ従事スルモノ(助手ヲ含ム)
一五	運 内 燃 機 關 車	内燃機關車(ディーゼル動車及ガソリン動車ヲ含ム)ノ運轉ニ従事スルモノ(助手ヲ含ム)
一五	電 車 運 轉 士	電車又ハ電氣機關車ノ運轉ニ従事スルモノ
一五	自 動 車 運 轉 手	自動車ノ運轉ニ従事スルモノ
一五	運 輸 運 轉 諸 手	驛手、連結手、轉轍手、踏切警手、制動手、列車手、炭水手、清淨手等列車ノ編成、運轉ノ豫備又ハ保安作業ニ従事スルモノ
一五	保 線 夫	線路、建設物ノ保守又ハ施行ノ作業ニ従事スルモノ(線路工夫ヲ含ム)
一五	航 空 機 整 備 員	飛行場ニ於テ航空機及其ノ附屬品ノ點檢、分解、調整、補修、手入、裝備、試運轉、格納、飛行準備、滑走ノ補助等ノ地上勤務作業ニ従事スルモノ
一五	漁 船 運 轉 手	發動機ヲ有スル總噸數二十噸以上三十噸未満ノ漁船ノ操縦又ハ運轉ニ従事スルモノ(船員手帳又ハ海技免狀ヲ有スルモノヲ除ク)

三〇	船舶諸手	總噸數五噸未満又ハ積石數五十石未満ノ船舶(端舟及櫓樞ヲ以テ運轉スル船ヲ含ミ漁船ヲ除ク)ノ操縦又ハ運轉ニ従事スルモノ
二九	沖仲仕	船舶ヨリ又ハ船舶ヘノ貨物ノ積卸作業ニ従事スルモノ
二八	荷扱運搬夫	貨物ノ庫出し、庫入れ、積卸、運搬、配達荷捌キ、検査、荷造ノ作業ニ従事スルモノ
二七	交通運輸運搬業者	交通、運輸又ハ運搬ノ諸作業ニ従事スルモノニシテ(一九三)乃至(二〇三)ニ屬セザルモノ
二六	通信業者	有線電信ノ發受信操作ニ従事スルモノ
二五	無線電信通信士	無線電信ノ發受信操作ニ従事スルモノ
二四	電信集配員	郵便物ノ集配又ハ電報配達ノ業務ニ従事スルモノ
二三	汽罐士	汽罐ノ罐焚又ハ取扱ノ作業ニ従事スルモノ
二二	汽罐師	汽罐ノ作業ニ従事スルモノ
二一	氣象師	氣象觀測又ハ其ノ他ノ氣象業務ニ従事スルモノ
二〇	氣象師	

○ 國民勞務手帳法施行令第八條第一項ノ事業指定

(昭和十六年十月一日厚生省告示第四百二十八號) (改正昭和十七年一月八日厚生省告示第七號)

國民勞務手帳法施行令第八條第一項ノ事業ヲ左ノ通指定ス

- 一 鑛業及砂鑛業、
 - (一) 土石採取業中左ニ掲グル事業
 - (一) アルミニウム原鑛採取業
 - (二) 石灰、耐火材原材料(珪石、ドロマイト及蠟石ヲ含ム)及石棉採取業
 - (三) 螢石、珪藻土及雲母採取業
- 二 金屬工業中左ニ掲グル事業
 - (一) 金屬精鍊業及材料品製造業
 - (二) 鑄物業(機械用鑄物製造業ニ限ル)
 - (三) 其ノ他ノ金屬工業ニシテ左ノ各號ノ一ニ該當スルモノ
 - (イ) 鍊鎖製造業
- 三 鑄物製造業
 - (ア) 鋳鋼製造業
 - (イ) 鋳鐵製造業
 - (ロ) 鋳銅製造業
 - (ニ) 鋳鉛製造業
 - (ハ) 鋳錫製造業
 - (ヒ) 鋳錫鉛合金製造業
 - (ヘ) 鋳錫鉛合金製造業
 - (セ) 鋳錫鉛合金製造業
 - (ソ) 鋳錫鉛合金製造業
 - (タ) 鋳錫鉛合金製造業
 - (チ) 鋳錫鉛合金製造業
 - (リ) 鋳錫鉛合金製造業
 - (ヌ) 鋳錫鉛合金製造業
 - (ル) 鋳錫鉛合金製造業
- 四 機械器具工業中左ニ掲グル事業
 - (一) 釘類製造業
 - (二) 金屬板製品(ドラム罐及五ガロソ用ブリキ罐ニ限ル)製造業
 - (三) 建築、橋梁、鐵塔等ノ建設材料製造業
 - (四) 蹄鐵及蹄釘製造業
 - (五) 火造(鍛冶)業
 - (六) 熔接業
 - (七) 造幣業

手帳法(告示)

- (一) 原動機類製造業
- (二) 電氣機械器具類製造業
- (三) 電線及電纜製造業
- (四) 電池製造業
- (五) 工作機械器具製造業
- (六) 探礦、選礦及精鍊用機械器具製造業
- (七) 化學工業用機械器具(特殊濾水機ヲ含ム)製造業
- (八) ガス發生裝置製造業
- (九) 鑄造機製造業
- (一〇) 鐵道車輛製造業
- (一一) 自動車製造業
- (一二) 船舶製造業
- (一三) 航空機及航空機部分品製造業
- (一四) 運搬機械製造業
- (一五) ポンプ、水壓機、送風機及氣體壓縮機製造業

- (一六) 農業用機械器具製造業
- (一七) 計測器類製造業ニシテ左ノ各號ノ一ニ該當スルモノ
 - (イ) 度量衡器製造業
 - (ロ) 電氣計器製造業
 - (ハ) 計壓器類製造業
 - (ニ) 測量用機械器具(製圖用機械器具ヲ含ム)製造業
 - (ホ) 試験及檢査用機械器具製造業
- (一八) 學術及醫療機械器具製造業
- (一九) 光學機械器具(寫眞機類ヲ除ク)製造業
- (二〇) 照管用機械器具(探照燈及照明燈ニ限ル)製造業
- (二一) 銃砲、彈丸及兵器類製造業
- (二二) 其ノ他ノ機械器具工業ニシテ左ノ各號ノ一ニ該當スルモノ
 - (イ) 鑄及コック製造業

- (ロ) 軸受製造業
 - (ハ) 齒車製造業
 - (ニ) ベルト車、車輪及車軸製造業
 - (ホ) 義肢製造業
- 五 化學工業中左ニ掲グル事業
- (一) 製藥業
 - (二) 工業藥品製造業
 - (三) 製鹽業
 - (四) 染料及中間物(天然染料及硫化染料ヲ除ク)製造業
 - (五) 塗料製造業
 - (六) 顔料(カーボンブラック、アセチリンブラック、硫酸バリウム、リトボン、チタン白及ベンガラニ限ル)製造業
 - (七) 發火物(煙火ヲ除ク)製造業
 - (八) 礦物油製造業
 - (九) 植物油製造業
 - (一〇) 動物油脂製造業

- (二) 加工油製造業
- (三) ゴム製品類製造業(再生ゴム製造加工業ヲ含ム)
- (三) パルプ製造業
- (四) 製紙業
- (五) 化學纖維製造業
- (六) 肥料製造業
- (七) 皮革製造業
- (八) 其ノ他ノ化學工業ニシテ左ノ各號ノ一ニ該當スルモノ
 - (イ) 人造レジン素地及製品製造業
 - (ロ) バルカナイズドファイバー製造業
- (ハ) フィルム及乾板類製造業
- (ニ) タンニン製造業
- (ホ) ゼラチン製造業
- (一) 殺蟲劑及防腐劑(農業藥劑ニ限ル)製造業

- (ト) 研磨材料及研磨用品製造業
- (チ) 炭素製品製造業
- (リ) コークス製造業
- (ヌ) 人造ゴム製造業
- (ル) 化學兵器及活性炭製造業
- (ヲ) アセチルセルローズ又ベンヂルセルローズ製造業
- 六 窯業及土石加工業中左ニ掲グル事業
 - (一) 電氣用、醫療用、耐酸耐熱用陶磁器製造業
 - (二) 光學ガラス、安全ガラス、石英ガラス及電氣用、醫療用、耐酸耐熱用ガラス製品製造業
 - (三) セメント製造業
 - (四) 耐火煉瓦及耐火物製造業
 - (五) 石灰製造業
 - (六) 石綿製品(パッキング用ニ限ル)製造業
- 七 紡織工業中左ニ掲グル事業
 - (一) 紡績業
 - (二) 染色及整理業(絞染業、起毛業、洗張洗濯業及機械ニ依ラザル捺染業ヲ除ク)
- 八 製材及木製品工業中製材及合板業
- 九 其ノ他ノ工業中左ニ掲グル事業
 - (一) 兌換銀行券、郵券及官報類印刷業
 - (二) 皮革製品製造業中馬具及ベルト製造業
 - (三) 醫療材料品製造業
- 十 ガス業及電氣業
- 十一 運輸業中左ニ掲グル事業
 - (一) 鐵道及軌道業
 - (二) 乗合自動車運輸業
 - (三) 貨物自動車運送業
 - (四) 航空輸送業
 - (五) 小運送業(小運送業法ニ依ル小運送業)

送リ以外ノ事業ヲ除ク)

(六) 船舶荷役業

十二 通信事業

十三 陸軍若ハ海軍ノ作業廳又ハ工場事業

場管理令ニ依リ國ノ管理スル工場事業場ニ於テ行フ艦船兵器其ノ他ノ軍需品ノ造修保管、補給又ハ輸送ニ關スル事業

○ 國民勞務手帳法施行令第八條第一項ノ從業者指定

(昭和十六年十月一日) 厚生省告示第四百二十九號

國民勞務手帳法施行令第八條第一項ノ從業者ヲ左ノ通指定ス

引續キ一月以上同一ノ使用者ニ使用セラルル從業者(但シ紡織工業ニ付テハ機械運轉工、精練漂白工、機械浸染工、機械捺染工、金屬彫刻、電力電機工、電力電路工及汽罐士ニ限ル)

○ 國民勞務手帳及國民登錄事務取扱規程

第一章 總 則

第一條 本規程ニ於テ用フル法令ノ略稱左ノ如シ

法 令

略 稱

國民勞務手帳法

手帳法

國民勞務手帳法施行令

手帳法施行令

手帳法(取扱規程)

國民勞務手帳法施行規則

手帳法施行規則

國民職業能力申告令

申告令

國民職業能力申告令施行規則

申告令施行規則

第二條 國民勞務手帳及國民登錄ニ關スル事務ニ從事スル職員ハ國民勞務手帳及國民職業能力ノ申告又ハ検査ニ關スル法令、通牒等ニ通曉シ事務取扱上過誤ナキヲ期スベシ

第三條 職員ハ手帳法又ハ申告令ノ適用ヲ受クル者等ヲシテ苟モ法令ニ違反スルガ如キ行爲ナカラシムル爲常ニ必要ナル巡察指導ヲ怠ルベカラズ

第四條 職員ハ國民勞務手帳及國民登錄ニ關スル事務ニ付知り得タル事項ヲ漏洩スベカラズ仍登錄カード、諸帳簿、諸統計表等ハ「秘」ノ扱ト爲シ之ヲ嚴重ニ保管スベシ

第五條 職員ハ使用者、從業者又ハ申告義務者等ト應接スル場合ハ特ニ懇切ヲ旨トスベシ

第六條 使用者、從業者又ハ申告義務者等ニ對スル通知、照會、揭示其ノ他ノ文書ハ成可ク平易ナル文體ヲ用ヒ必要アルトキハ振假名ヲ施シ又ハ註釋ヲ加フル等適宜ノ方法ヲ講ジ記載事項ヲ諒解スルニ便ナラシムベシ

第七條 國民勞務手帳ノ交付申請及其ノ他ノ申請又ハ諸報告、諸申告ニシテ其ノ記載事項ニ輕微ナル誤謬アル場合ニ於テ其ノ誤謬ガ直ニ訂正シ得ベキモノナルトキハ便宜之ヲ訂正シ受理スベシ

第八條 國民勞務手帳ノ所持ハ從業者ノ使用及就業ノ要件ナルヲ以テ國民勞務手帳ノ交付又ハ再交付ハ慎重適確ヲ期スルト共ニ出來得ル限り迅速ニ處理スベシ

第九條

手帳法ノ適用ニ付テハ申告令ニ依ル要申告者同令ニ基キ交付ヲ受ケタル職業能力申告手帳ハ之ヲ國民勞務手帳ト看做サルヲ以テ職業能力申告手帳ヲ所持スル者ニ對シ重ネテ國民勞務手帳ヲ交付セザル様注意スベシ

第十條

要申告者(申告令第二條第六號ニ該當スル者ヲ除ク)ニ付手帳法施行令ノ規定ニ依ル報告又ハ昭和十六年勅令第七百五號(國民勞務手帳法及國民勞務手帳法施行令ノ國ノ事業ニ關スル特例ノ件)ノ規定ニ依ル通知アリタルトキハ申告令ノ規定ニ依ル申告又ハ申告令施行規則ノ規定ニ依ル報告若ハ申告令第十四條ノ規定ニ依ル官廳被用者ノ申告ノ特例ニ關スル件ニ依ル通知アリタルモノト看做サルヲ以テ同一事項ニ付重ネテ申告、報告又ハ通知ヲ受理セザル様注意スベシ

第二章 國民勞務手帳

第一款 國民勞務手帳ノ交付申請

第十一條

國民勞務手帳ノ交付申請アリタルトキハ申請書記載事項及國民勞務手帳ノ交付ヲ受ケントスル者ガ既ニ國民勞務手帳又ハ職業能力申告手帳ノ交付ヲ受ケタル者ニ非ザルヤ否ヤヲ仔細ニ審査シ記載事項ニ誤謬等ナク且國民勞務手帳ヲ交付スルモ差支ナシト認メタルトキハ申請書ニ檢印ヲ押捺シ之ヲ受理スベシ記載事項ニ記載漏、不明ノ個所又ハ甚シキ誤記アルトキハ申請書ヲ一應返戻シテ再提出ヲ求メ、汚損シタル申請書ハ之ヲ淨寫シ其ノ旨備考欄ニ記載シ且汚損シタル申請書ハ別ニ之ヲ一括保管スベシ

申請書ニ添附シタル寫眞ハ第十七條ノ規定ニ依リ國民勞務手帳ヲ作成交付スルニ至ル迄申請書

手帳法(取扱規程)

ニ之ヲ一括保管シ散逸セザル様注意スベシ

第十二條 國民職業指導所長ハ國民勞務手帳ノ交付又ハ再交付ノ申請アリタル場合ニ於テ本人ナリヤ否ヤニ疑アルトキハ其ノ本人ナルコトヲ宣言セシムベシ

第十三條 手帳法施行規則第三條第三項及第十條第三項ノ規定ニ依ル手帳法第十五條ノ證明書又ハ戶籍抄本ノ添附ノ要求ハ國民勞務手帳ノ交付又ハ再交付ヲ受ケントスル者ノ身分ニ關シ特ニ必要アル場合ニ限り文書ヲ以テ之ヲ爲スベシ

第十四條 申請書ハ其ノ儘登録カードトシテ之ヲ保管スベシ

第十五條 登録カード見出部各欄ニハ左記要領ニ依リ所定事項ヲ記入スベシ

一 記號番號欄ニハ國民職業指導所ノ略稱、年數字及各國國民職業指導所毎ニ受付順ニ依リ國民登録ノ登録カードト共通シタル通シ番號(毎年一月一日ヲ以テ更新スルコト)ヲ附スルコト

例 東京國民職業指導所 東京(16) 一〇、〇二九

二 職業名欄「現」ニハ從業者ノ現ニ從事スル職業名(手帳法施行規則別表ニ掲グル職業名)ヲ記入スルコト

三 技能程度欄「申」ニハ從業者ノ現ニ從事スル職業ノ技能程度(手帳法施行規則別表ニ掲グル職業ニ付申告令ニ基キ技能程度)ヲ記入スルコト

四 氏名欄ニハ申請書一ノ氏名ヲ記入スルコト

五 出生欄ニハ申請書一ノ出生ノ年月日ヲ記入スルコト但シ年號ハ「明治」ハ「明」、「大正」ハ「大」、「昭和」ハ「昭」ト略記スルコト

六 中央管理所報告年月日欄ニハ第三十九條ノ規定ニ依リ報告ヲ爲シタル年月日ヲ記入スルコト

第十六條 登録カードハ國民勞務手帳ノ交付ヲ受ケタル現職者及前歴者(國民登録ノ現職者及前歴者ヲ含ム)ニ付左ノ區別及順位ニ依リ之ヲカード函ニ格納スベシ但シ國民勞務手帳ニ代ル證明書ノ交付ヲ受ケタル者ノ登録カードハ別ニ之ヲ一括保管スベシ

一 就業ノ場所ニ基キ左ノ如ク區別スルコト

(一) 官 廳

(1) 事業官廳(各官廳別)

(2) 其ノ他ノ官廳(各官廳別)

(二) 公共團體(現職者ニ限ル)

(三) 管理工場(現職者ニ限ル)

(四) 民 間

(1) 手帳法適用工場、事業場(現職者ニ限ル)

(2) 手帳法非適用工場、事業場(現職者ニ限ル)

(五) 其ノ他(官廳ニ配列セラルルモノ以外ノ前歴者ノ全部)

二 現職者(現ニ手帳法施行規則別表ニ掲グル職業ニ從事スル者)ハ左ノ如ク配列スルコト
現職者ヲ從業者ト非從業者トニ區別スルコト

(一) 就業場別ニ就業場所在地(郡、市、區)毎ニ配列スルコト

手帳法(取扱規程)

- (一) 就業場ノ頭字ノ五十音順ニ配列スルコト
 - (二) 手帳法施行規則別表ニ掲グル職業別ノ順位ニ配列スルコト
 - (三) 技術者ニ付テハ大學卒、專門學校卒、工業學校卒及其ノ他ノ者ノ順、申告令ニ基キ技能程度ヲ定メタルモノニ付テハ其ノ等級別ニ配列スルコト
 - (四) 年齢別ニ配列スルコト
 - (五) 氏名ノ五十音順ニ配列スルコト
 - (六) 自營業者(一就業場ニ於テ業主タル現職者一名ナル場合)ハ被用者ト區別シ就業場所在地別、職業別及氏名ノ五十音順ニ配列スルコト
 - (七) 前歴者(手帳法施行規則別表ニ掲グル職業ノ前歴ヲ有スル者ニシテ現ニ其ノ職業ニ從事セザルモノ)ハ左ノ如ク配列スルコト
- 手帳法施行規則別表ニ掲グル職業ノ前歴ヲ有スル者ニシテ現ニ其ノ職業ニ從事スルモノハ現職者ニ含メルコト
- (一) 居住地(郡、市、區)別ニ配列スルコト
 - (二) 手帳法施行規則別表ニ掲グル職業別ノ順位ニ配列スルコト
 - (三) 技術者ニ付テハ大學卒、專門學校卒、工業學校卒及其ノ他ノ者ノ順、申告令ニ基キ技能程度ヲ定メタルモノニ付テハ其ノ等級別ニ配列スルコト
 - (四) 年齢別ニ配列スルコト
 - (五) 氏名ノ五十音順ニ配列スルコト

第二款 國民勞務手帳ノ交付及再交付

第十七條 國民勞務手帳ノ交付申請書ヲ受理シタルトキハ左ニ依リ遲滞ナク國民勞務手帳ヲ作成シ之ヲ交付スベシ

- 一 裏表紙所定ノ欄ニ國民職業指導所ノ略稱及登録カード同一ナル年數字及番號ヲ記入シ國民勞務手帳ノ交付ヲ受ケントスル者ノ氏名ヲ明記スルコト
- 二 登録カードニ基キ所定ノ事項ヲ記入スルコト
- 三 申請書ニ添附シタル寫眞ヲ所定ノ欄ニ貼附シ國民職業指導所名ノスタンプヲ以テ契印スルコト
- 四 交付ノ年月日及國民職業指導所長ノ職名ヲ記入シ其ノ官印ヲ押捺スルコト

第十八條 國民勞務手帳再交付ノ申請アリタルトキハ之ヲ仔細ニ審査シ其ノ申請ガ所定ノ要件ヲ具備シ再交付ヲ爲スベキモノト認メタルトキハ左ニ依リ遲滞ナク國民勞務手帳ヲ作成シ之ヲ交付スベシ

- 一 裏表紙所定ノ欄ノ記入ハ前條第一號ニ依ルコト
- 二 登録カードニ基キ所定ノ事項(異動欄ノ事項ヲ含ム)ヲスルコト
- 三 申請書ニ添附シタル寫眞ヲ所定ノ欄ニ貼附シ國民職業指導所名ノスタンプヲ以テ契印スルコト
- 四 再交付ノ年月日及國民職業指導所長ノ職名ヲ記入シ其ノ官印ヲ押捺スルコト
- 五 裏表紙ニ再交付ノ印ヲ押捺スルコト

手帳法(取扱規程)

六 登録カードノ備考欄ニ國民勞務手帳再交付ノ旨及其ノ年月日ヲ記入スルコト
七 毀損シ又ハ餘白ナキニ至リタル國民勞務手帳ハ其ノ表紙ニ「無効」印ヲ押捺シ之ヲ一括保管スルコト

職業能力申告手帳ノ交付ヲ受ケ居ル者ヨリ職業能力申告手帳再交付ノ申請アリタル場合ニ於テ其ノ者ガ從業者又ハ從業者タリシ者ナルトキハ國民勞務手帳ヲ交付スベシ

第十九條 國民勞務手帳ニ貼附シタル寫眞毀損シ、亡失シ又ハ本人タルコトヲ認メ難キニ至リタルニ因リ之ガ再貼附ノ申請アリタル場合ニ於ケル取扱ハ第十七條第三號ニ依ルノ外國民勞務手帳補充欄ニ寫眞再貼附ノ旨ヲ記入シ當該欄及申請書ニ國民職業指導所印ヲ以テ契印スベシ
手帳法施行規則第三條第四項ノ規定ニ依リ職業能力申告手帳ニ寫眞ノ貼附ヲ受クベキ旨ノ申請アリタルトキハ職業能力申告手帳末尾ノ頁ニ之ヲ貼附シ國民職業指導所名ノスタンプヲ以テ契印スベシ

第二十條 第二十一條ノ規定ニ依リ國民勞務手帳ニ代ル證明書ヲ交付シタル者ニ國民勞務手帳ノ交付又ハ再交付ヲ爲サントスルトキハ國民勞務手帳ニ代ル證明書ヲ返納セシメタル上手帳法施行令第二條第五號、第六號及第十一號乃至第十三號ニ掲グル事項ニ異動ナキヤ否ヤヲ確メ異動アルトキハ當該事項ヲ登録カード所定ノ異動欄ニ登録シ其ノ事項及第二十三條第二項ノ規定ニ依リ登録カード所定ノ異動欄ニ登録シタル事項ヲ國民勞務手帳ニ轉記シタル上國民職業指導所印ヲ以テ契印シ、之ヲ交付スベシ

第三款 國民勞務手帳ニ代ル證明書ノ交付

第二十一條 國民勞務手帳ニ代ル證明書ハ左ノ場合ニ之ヲ交付スベシ

- 一 國民勞務手帳ノ交付又ハ再交付ノ申請書ヲ受理シタル場合ニ於テ國民勞務手帳ヲ交付スルノ暇ナキトキ
 - 二 國民勞務手帳ノ交付又ハ再交付ノ申請書ヲ受理シタル場合ニ於テ其ノ者ガ臨時短期間就業スルモノト認メラルル場合國民勞務手帳ニ代ル證明書ノ交付ニ依リ一時就業セシムルヲ適當ト認メタルトキ
 - 三 國民勞務手帳ノ返還ニ關シ異議ノ申立アリタル場合ニ於テ國民勞務手帳ヲ從業者タリシ者ニ返還スベキモノト認メラルル場合國民勞務手帳ニ代ル證明書ノ交付ニ依リ一時就業セシムルヲ適當ト認メタルトキ
- 國民勞務手帳ノ交付又ハ再交付ノ申請アリタル場合ニ於テ國民勞務手帳ニ代ル證明書ヲ交付セシトスルトキハ第十一條又ハ第十八條ニ依リ其ノ申請ヲ仔細ニ審査シ證明書ヲ交付スルモ差支ナシト認メタル場合ニ限リ之ヲ爲スベシ

第二十二條 國民勞務手帳ニ代ル證明書ハ左ニ依リ之ヲ作成スベシ

- 一 登録カードト同一ナル年數字及番號ヲ記入スルコト
- 二 登録カードニ基キ所定ノ事項ヲ記入スルコト
- 三 就業セントスル場所所在地及名稱ヲ記入スルコト
- 四 有効期限ハ一月以内ニ於テ之ヲ定メ期限ヲ記入スルコト但シ前條第二號ニ依リ交付スル國民勞務手帳ニ代ル證明書ニ付テハ必要アルトキハ三月以内ノ期限ヲ附スルモ差支ナキコト

手帳法(取扱規程)

五 交付ノ年月日及國民職業指導所長ノ職名ヲ記入シ其ノ官印ヲ押捺スルコト

第二十三條 國民勞務手帳ニ代ル證明書ヲ交付シタルトキ又ハ其ノ返納ヲ受ケタルトキハ附表様式第一號ノ交付簿ニ所定ノ事項ヲ記入シ之ヲ整理スベシ

國民勞務手帳ニ代ル證明書ノ返納ヲ受ケタルトキハ當該證明書ニ記載セラレタル使用開始及解用ニ關スル事項又ハ異動事項ヲ登錄カード所定ノ異動欄ニ登錄シ尙證明書ハ之ヲ一括保管スベシ

第四款 使用開始報告

第二十四條 從業者ノ使用開始報告(手帳法施行令第十四條ノ規定ニ依ル報告)アリタルトキハ左ノ通取扱フベシ

一 當該國民職業指導所ニ登錄セラレタル者ニ付テハ其ノ報告ニ基キ直ニ登錄カード所定ノ異動欄ニ之ヲ登錄シタル上其ノ欄及國民勞務手帳ノ該當欄ニ國民職業指導所印ヲ以テ契印シ、登錄カード表面堅書ノ從前ノ該當記事及國民勞務手帳三頁乃至五頁ノ從前ノ該當記事ニ印ヲ押捺シ國民勞務手帳ヲ使用者ニ渡スコト
尙登錄カードノ配列ヲ變更シ其ノ月ノ統計ヲ作製シ了ル迄其ノ登錄カードニ「シグナル」ヲ附スルコト

二 他ノ國民職業指導所ニ登錄セラレタル者ニ付テハ其ノ報告ニ基キ附表様式第二號ノ假登錄票ニ國民勞務手帳記載ノ記號番號、氏名及假登錄事項ヲ假登錄シ、正副二通ヲ作製シタル上正票及國民勞務手帳ノ該當欄ニ國民職業指導所印ヲ以テ契印シ、國民勞務手帳三頁乃至五頁

ノ從前ノ該當記事ニ異印ヲ押捺シ國民勞務手帳ヲ使用者ニ渡スコト

前段ノ副票ヲ前ニ登錄シタル國民職業指導所ニ送付シ登錄カードノ廻送ヲ求メ其ノ廻送ヲ受ケタルトキハ正票ニ基キ登錄カード所定ノ異動欄ニ登錄シタル上登錄カード及正票ニ國民職業指導所印ヲ以テ契印シ、登錄カード表面堅書ノ從前ノ該當記事ニ異印ヲ押捺シ登錄カードハ其ノ月ノ統計ヲ作製シ了ル迄「シグナル」ヲ附シ適當ナル配列中ニ含メルコト尙假登錄票(正票)ハ之ヲ一括保管スルコト

第二十五條 前條第二號ニ依リ他ノ國民職業指導所ヨリ登錄カードノ廻送ヲ求メラレタル國民職業指導所ハ送付ヲ受ケタル假登錄票(副票)ニ登錄カード記載事項中統計上必要ナル事項ヲ轉記シタル上速ニ登錄カードヲ廻送シ、假登錄票(副票)ハ之ヲ一括保管スベシ

第五款 解用報告及國民勞務手帳返還ニ關スル報告

第二十六條 從業者ノ解用報告(手帳法施行令第八條第三項前段及第十五條ノ規定ニ依ル報告)アリタルトキハ左ノ通取扱フベシ

- 一 報告ニ基キ登錄カード所定ノ異動欄ニ之ヲ登錄シタル上其ノ欄及報告書ノ當該氏名ノ上部ニ國民職業指導所印ヲ以テ契印シ、報告書ハ之ヲ一括保管スルコト
- 二 國民勞務手帳ノ返還ヲ受ケザリシ從業者ニ付テハ其ノ者ノ氏名其ノ他ノ事項ヲ附表様式第三號ノ名簿ニ轉記シ尙正當ノ理由ナクシテ國民勞務手帳ヲ返還セザルモノト認ムルトキハ使用者ニ戒告スルコト
- 三 解用アルタル日ヨリ一月以内ニ使用開始報告、異動報告又ハ他ノ國民職業指導所ヨリ登錄

カード廻送ノ求メナキトキハ異動報告ヲ爲スコトヲ促シ登録カードニハ特別ナル「シグナル」(赤)ヲ附シ之ヲ前歴者ノ配列ニ變更スルコト、其ノ後ニ於テ他ノ國民職業指導所ヨリ其ノ登録カードノ廻送ヲ求メラレタルトキハ「シグナル」ヲ附シタル儘之ヲ廻送スルコト

第二十七條 國民勞務手帳返還報告(手帳法施行令第八條第三項後段ノ規定ニ依ル報告)アリタルトキハ前條第二號ニ規定スル名簿中當該從業者ノ氏名ヲ朱線ヲ以テ抹消シ所定ノ欄ニ國民勞務手帳返還ノ年月日及理由ヲ記入スベシ但シ從業者ノ解用報告アリタル後手帳法施行規則第七條又ハ第八條ニ定ムル様式ニ依ル國民勞務手帳記載事項ノ異動報告アリタル者ニ付テハ當該國民勞務手帳ノ交付ヲ受ケタル者ニ對シ手帳法施行令第十二條第三號ノ規定ニ依リ國民勞務手帳ノ提出ヲ命ジ登録カード所定ノ異動欄ニ登録シタル國民勞務手帳ニ轉記シタル上國民職業指導所印ヲ以テ契印シ、之ヲ返付スベシ

第六款 國民勞務手帳記載事項ノ異動報告及死亡報告

第二十八條 國民勞務手帳記載事項ノ異動報告(手帳法施行令第十六條及第二十條ノ規定ニ依ル報告)アリタルトキハ左ノ通取扱フベシ

一 當該國民職業指導所ニ登録セラレタル者ニ付テハ其ノ報告ニ基キ第二十四條第一號ノ取扱ヲ爲スコト但シ手帳法施行規則第七條ニ定ムル様式ニ依ル報告アリタル場合ニ於テハ登録カード所定ノ異動欄及報告書ノ異動欄及報告書ノ異動事項欄上部ニ國民職業指導所印ヲ以テ契印シ、報告書ハ之ヲ一括保管スルコト

二 他ノ國民職業指導所ニ登録セラレタル者ニ付テハ其ノ報告ニ基キ第二十四條第二號ノ取扱

ヲ爲スコト

三 他ノ國民職業指導所ニ登録セラレタル者ニ付手帳法施行規則第七條ニ定ムル様式ニ依ル報告アリタル場合ニ於テハ當該報告書ハ之ヲ其ノ僱從業者タリシ者ガ國民勞務手帳ヲ保管スル使用者ニ使用セラレ就業シタル地ヲ管轄スル國民職業指導所ヘ廻送スルコト

第二十九條 前條第二號ニ依リ他ノ國民職業指導所ヨリ登録カードノ廻送ヲ求メラレタル國民職業指導所ハ假登録票(副票)及登録カードニ付第二十五條ノ取扱ヲ爲スベシ

前條第三號又ハ第三十條但書ノ規定ニ依リ他ノ國民職業指導所ヨリ異動報告書ノ廻送ヲ受ケタル國民職業指導所ハ其ノ報告ニ基キ前條第一號ノ取扱ヲ爲スベシ

第三十條 申告令第十一條ノ規定ニ該當スルニ至リタル旨又ハ同條ノ規定ニ該當セザルニ至リタル旨ノ報告(手帳法施行令第二十一條ノ規定ニ依ル報告)アリタルトキハ登録カード及國民勞務手帳ニ付第二十八條第一號又ハ第二號ノ取扱ヲ爲スベシ但シ他ノ國民職業指導所ニ登録セラレタル者ニ付手帳法施行規則第八條ニ定ムル様式ニ依ル報告アリタル場合ニ於ケル取扱ハ第二十八條第三號ニ依ルベシ

第三十一條 死亡報告(手帳法施行令第二十二條ノ規定ニ依ル報告)アリタルトキハカード表面右肩及國民勞務手帳ノ表紙ニ「死亡」印ヲ押捺シタル上其ノ側ニ國民職業指導所印ヲ以テ契印シ登録カード及國民勞務手帳ハ一括之ヲ保管(國民勞務手帳ノ交付ヲ受ケタル者ガ勞働者年金保險法ニ依ル被保險者ナル場合ニ在リテハ國民勞務手帳ハ之ヲ遺族ニ交付)スベシ但シ手帳法施行規則第九條ニ定ムル様式ニ依ル報告アリタル場合ニ於ケル契印及報告書ノ保管ハ第二十八

手帳法(取扱規程)

條第一號但書ノ取扱ニ依ルベシ

第七款 國民勞務手帳ノ提出及返納

第三十二條 手帳法施行令第八條第四項ノ規定ニ依リ從業者タリシ者ニ返還セザリシ國民勞務手帳ノ提出ヲ受ケタルトキハ當該手帳ヲ記載事項ヲ審査シタル上第二十六條第二號ニ規定スル名簿中所定ノ欄ニ其ノ旨記入シ國民勞務手帳ハ之ヲ一括保管スベシ

手帳法施行令第八條第四項ノ規定ニ依ル期間經過スルモ從業者タリシ者ニ返還セザリシ國民勞務手帳ノ提出ナキトキハ使用者ニ戒告スベシ

第三十三條 前條ニ依リ受理シタル國民勞務手帳ハ從業者ノ退職シタル日又ハ解雇セラレタル日ヨリ一年間之ヲ保管シ其ノ期間經過シタルトキハ從業者タリシ者ニ之ヲ交付スベシ

國民職業指導所長國民勞務手帳ヲ保管スル期間中ニ於テ從業者タリシ者ガ手帳法施行令第八條第一項第一號、第三號又ハ第四號ノ一ニ該當スルニ至リタルトキ其ノ他從業者タリシ者ニ國民勞務手帳ヲ返還スベキ事由ノ發生シタルトキハ遲滞ナク國民勞務手帳ヲ其ノ者ニ交付スベシ

第三十四條 國民職業指導所長前條ノ規定ニ依リ國民勞務手帳ヲ從業者タリシ者ニ交付スルトキハ登録カード異動欄ノ記載事項ト國民勞務手帳ノ記載事項トヲ照合シ國民勞務手帳ニ記載ナキ事項アルトキハ登録カードニ依リ之ヲ轉記シタル上國民職業指導所印ヲ以テ契印シ且第二十六條第二號ニ規定スル名簿中當該從業者タリシ者ノ氏名ヲ朱線ヲ以テ抹消シ所定ノ欄ニ國民勞務手帳交付ノ年月日及理由ヲ記入シタル上之ヲ交付スベシ

第三十五條 手帳法施行令第十一條ノ規定ニ依リ從業者タリシ者ニ返還スルコト能ハザリシ國民

勞務手帳ノ提出ヲ受ケタルトキハ當該手帳ノ記載事項ヲ審査シタル上附表様式第四號ノ名簿ニ從業者タリシ者ノ氏名其ノ他ノ事項ヲ記入シ國民勞務手帳ハ之ヲ一括保管スベシ

第三十六條 手帳法施行令第十二條第一號ニ該當スル場合ニ於テハ地方長官又ハ國民職業指導所長ハ國民勞務手帳ノ提出ヲ命ズベシ

地方長官又ハ國民職業指導所長前項ノ規定ニ依リ國民勞務手帳ノ提出ヲ命ジ其ノ提出ヲ受ケタルトキハ遲滞ナク從業者タリシ者ニ之ヲ交付スベシ但シ地方長官從業者タリシ者ニ國民勞務手帳ヲ交付スルトキハ其ノ者ノ從前ノ就業地ヲ管轄スル國民職業指導所長ヲ經由シテ之ヲ爲スベシ

國民職業指導所長前項ノ規定ニ依リ從業者タリシ者ニ國民勞務手帳ヲ交付スルトキハ登録カード異動欄ノ記載事項ト國民勞務手帳ノ記載事項トヲ照合シ國民勞務手帳ニ記載ナキ事項アルトキハ登録カードニ依リ之ヲ轉記シ國民職業指導所印ヲ以テ契印シタル上之ヲ爲スベシ

地方長官手帳法施行令第十二條第二號ニ該當スル事實アリト認メタルトキハ國民職業指導所長ヲシテ國民勞務手帳ノ提出ヲ命ゼシムベシ

國民職業指導所長手帳法施行令第十二條第二號ニ該當スル事實アリト認メタルトキ又ハ前項ノ規定ニ依リ地方長官ノ指揮ヲ受ケタルトキハ國民勞務手帳ノ提出ヲ命ジ其ノ提出ヲ受ケタルトキハ國民勞務手帳ニ記載セラレタル所定ノ事項以外ノ事項ヲ朱線ヲ以テ抹消シ其ノ個所ニ官印ヲ押捺シタル上國民勞務手帳ヲ返付スベシ

第三十七條 地方長官手帳法施行令第十三條第一號乃至第三號ノ一ニ該當スル事實アリト認メタ

手帳法(取扱規程)